

文化審議会著作権分科会
私的録音録画小委員会中間整理

平成19年10月12日
文化審議会著作権分科会
私的録音録画小委員会

目次

はじめに	1
第1章 私的録音録画問題に関する今までの経緯等について	3
第1節 著作権法第30条の適用範囲の変遷について	3
第2節 私的録音録画補償金制度の制定経緯について	5
第3節 文化審議会著作権分科会における検討とその結果について	8
第2章 私的録音録画の現状について	11
第1節 私的録音の現状について	11
第2節 私的録画の現状について	20
第3章 私的録音録画補償金制度の現状について	30
第1節 対象機器・記録媒体の範囲及び決定方法について	30
第2節 補償金の支払義務者について	33
第3節 補償金の額の決定方法について	34
第4節 指定管理団体について	36
第5節 共通目的事業について	39
第4章 著作権保護技術の現状と当該技術を活用したビジネスの現状 について	41
第1節 著作権保護技術について	41
第2節 著作権保護技術の種類と特徴について	42
第3節 著作権保護技術を活用したビジネスの現状について	45
第5章 違法サイトからの私的録音録画の現状について	59
第1節 ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状について	59
第2節 違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状について	71
第3節 違法サイト等に対する権利者団体等の取組状況について	76

第6章 外国における私的複製の取扱いと私的録音録画補償金制度の現状	
について	・ 77
第1節 ヨーロッパ連合（EU）について	・ 78
第2節 ドイツについて	・ 80
第3節 フランスについて	・ 83
第4節 イギリスについて	・ 86
第5節 アメリカ合衆国について	・ 87
第6節 その他の国	・ 90
第7節 世界知的所有権機関（WIPO）について	・ 95
第7章 検討結果	・ 97
第1節 私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点について	・ 97
第2節 著作権法第30条の範囲の見直しについて	・ 100
第3節 補償の必要性について	・ 110
第4節 補償措置の方法について	・ 123
第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について	・ 126
参考資料1 各国の私的録音録画補償金制度	・ 143
参考資料2 ベータマックス事件の概要	・ 147
参考資料3 主要な諸外国の私的録音録画補償金制度に関する規定	・ 150
参考資料4 文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会委員名簿	・ 158
参考資料5 文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会審議経過	・ 159

はじめに

録音録画機器は家庭内に広く普及している。最近ではアナログ複製からデジタル複製への急速な転換が進み、機器や記録媒体も高品質で大容量の複製を可能とするものに転換しつつある。

音楽や映画などの著作物等をこのような便利な機器等を使用して録音録画し個人的に楽しむことができるのは、著作権法の権利制限規定（「私的使用のための複製」（第30条））により、権利者の許諾なく著作物等を複製することが認められているからである。

この第30条は、昭和45年の現行著作権法の制定時に創設された。創設時の第30条は、無許諾かつ無償の複製を認めていたが、その後録音録画機器等が急速に普及し、権利者の許諾を得ない大量の録音録画が家庭内で行われる事態が生じ、このような状況が権利者の経済的利益を不当に害しているのではないかという問題が生じた。

このような問題を解決するため、平成4年、私的使用のための録音録画が無許諾でできることは維持しつつ、権利者の被る経済的不利益の解消を図るため一定の補償金を利用者から徴収するという私的録音録画補償金制度を発足させた。

この私的録音録画補償金制度は、平成4年以降、権利の保護と利用の円滑化の調和に一定の役割を果たしてきたが、平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書において、録音録画機器等や著作権保護技術の発達の状況の変化などに照らして、私的録音録画補償金制度の抜本的見直しが提言された。

私的録音録画小委員会は、このような経緯により組織され、昨年4月から審議を行ってきたところであるが、このたびこれまでの議論を整理し「中間整理」として作成した。

この「中間整理」という位置付けは、私的録音録画問題を解決するための方策について一定の結論を得たところから、その内容を記述するという性格のものではなく、今までの議論から課題を抽出し、その課題に対する議論を整理した上で、課題に対する対応策の基本的考え方、委員間の合意の形成の

状況とその論点などについてまとめたものである。

今後、本小委員会では、この中間整理に対する関係者及び一般国民の意見等も踏まえた上で、一定の結論を得ることを目指して更に議論を進めていくことにしている。

第1章 私的録音録画問題に関する今までの経緯等について

第1節 著作権法第30条の適用範囲の変遷について

著作権制度はその時代の社会状況にあわせて見直されてきた。現行の第30条についても、以下のような変遷を経て現在に至っている。

1 旧著作権法（明治32年～）

旧著作権法（明治32年法律第39号）では、発行された著作物を「発行スルノ意思ナク且器械的又ハ化学的方法ニ依ラスシテ」複製することは著作権侵害とみなさないこととしていた。つまり手写等の手段以外の方法での私的複製は権利者の許諾が必要であった。

2 私的使用のための複製（第30条）の制定（現行法制定時（昭和45年））

現行法制定時においては、「私的使用の目的」及び「使用する者が複製」を要件として、無許諾かつ無償の複製を認めていた（第30条）。

この権利制限を認めた趣旨は、当時、複写機器・録音機器等が普及しつつあり、録音機器等を利用した私的複製について権利者の許諾を必要とすることは実情にあわないこと、また「零細な利用であること」及び「閉鎖的な範囲の利用であること」により、無許諾・無償の利用を認めたとしても、権利者の経済的利益を不当に害さないと考えられたからである。

ただし、著作権制度審議会答申説明書（昭和41年4月）においては、「私的使用について複製手段を問わず自由利用を認めることは、今後における複製手段の発達、普及のいかんによっては、著作権者の利益を著しく害するにいたることも考えられるところであり、この点について、将来において再検討の要があろう。」と指摘され、将来における第30条の見直しについて示唆しているところである。

3 公衆向けに設置された自動複製機器を用いた私的複製の除外（昭和59年）

店頭に高速ダビング機を設置し、顧客に自由に録音させる業者が出現したことを踏まえ、このような形態の利用は閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容するという第30条の制定趣旨を逸脱すると考えられることから、権利制限規定の対象から除外することとされた（第30条第1項第1号）。

4 技術的保護手段の回避による私的複製の除外（平成11年）

複製を制限する技術を施して流通している著作物等が、回避装置や回避ソフトを使用して自由に複製されている実態を踏まえ、このような利用は著作物等の流通秩序に大きな影響を与えられとされることから、技術的保護手段¹を回避して行う複製について、回避の事実を知っている場合は第30条の適用範囲から除外することとされた（第30条第1項第2号）。

¹ 著作権法第2条第1項第20号に定義されており、電磁的方法により、著作権等を侵害する行為を防止又は抑止する手段であって、著作物等の利用に際し、機器が特定の反応をする信号を著作物等の音若しくは影像とともに記録媒体に記録又は送信する方式によるものをいう。ただし、権利者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。

第2節 私的録音録画補償金制度の制定経緯について

1 著作権審議会第5小委員会（録音・録画関係）（昭和52年～56年）

昭和52年3月、（社）日本音楽著作権協会（JASRAC）、（社）日本芸能実演家団体協議会及び（社）日本レコード協会の3団体から連名で、文化庁長官に私的録音録画問題の解決策として、西ドイツ（当時）において採用されているものと同様の録音・録画機器及び記録媒体の製造業者等に対して補償金支払の義務を課す制度を導入する要望書が提出された。

文化庁は、このような動きに対応して、著作権審議会に、第5小委員会を設置し、昭和52年10月から検討を開始した。

同小委員会では、西ドイツにおいて既に実施されていた補償金制度の内容、我が国における録音録画機器等の普及状況と録音録画の実態等に留意しつつ検討が進められたが、昭和56年6月の報告書においては、

- ア この問題についての国民の理解が十分でないこと
- イ 対応策についての国際的な動向を見極める必要があること
- ウ 権利者、録音・録画機器等の製造業者の関係者の中でその対応策について合意の形成に至っていないこと

等の理由から、「現在直ちに特定の対応策を採用することは困難である」と結論し、「基本的な合意の形成に向けて今後関係者の中で話し合いが進められること」を提言するにとどまった²。

2 著作権問題に関する懇談会（昭和57～62年）

第5小委員会の報告を受け、昭和57年2月、学識経験者及び利害関係者からなる「著作権問題に関する懇談会」が設置され、以来5年間にわたり検討を行った。

² 「著作権審議会第5小委員会（録音・録画関係）報告書」（昭和56年6月）参照（http://www.cric.or.jp/houkoku/s56_6/s56_6.html）。

その結果、昭和62年4月、第5小委員会の指摘する問題点のうち著作権等の保護に対する国民の理解については、一定の前進が見られるものの、「この問題を解決するための具体的な方策について、同懇談会において関係当事者間の合意を形成するに至ることは困難である」として、「再度、著作権審議会において制度的対応策について検討すること」が要請された。

3 著作権審議会第10小委員会（私的録音・録画関係）（昭和62～平成3年）

文化庁は、前述の懇談会の要請や国会における附帯決議の状況³等を踏まえ、著作権審議会に第10小委員会を設置し、昭和62年8月から検討を開始した。

第10小委員会では、補償金制度の導入について関係者の合意が得られる見通しがついたことから、平成3年12月、私的録音録画問題については制度的措置を講ずるべきと結論され、以下のとおり具体的な提案がなされた⁴。

- ア 一定の機器等を用いた私的録音録画について、従来どおり自由としつつも、これまでの無償という秩序を見直して権利者の経済的利益を保護するため、補償金制度を創設すること
- イ 権利者が、直接、私的録音録画を行う利用者から補償金を徴収することが困難であることから、制度を実効あらしめるため、録音録画機器及び記録媒体の製造業者等が、販売に際して、一定の補償金を利用者から徴収し、権利者に還元するシステムとすること
- ウ 対象となる録音録画機器等については、この制度の円滑な導入のために、デジタル方式のものに限定することが望ましいこと

³ 第5小委員会で検討を開始して以来、参議院文教委員会において、「放送・レコード等から複製する録音・録画が盛んに行われている実態にかんがみ、現在行っている検討を急ぎ、適切な対策を速やかに樹立すること」との附帯決議がなされている（昭和53年4月18日）。以後、同様の付帯決議は累次にわたりなされた（昭和59年4月27日（衆議院文教委員会）、5月7日（参議院文教委員会）、昭和60年5月22日（衆議院文教委員会）、6月6日（参議院文教委員会）、昭和61年4月23日（衆議院文教委員会）、5月15日（参議院文教委員会））。

⁴ 「著作権審議会第10小委員会（私的録音・録画関係）報告書」（平成3年12月）参照（http://www.cric.or.jp/houkoku/h3_12/h3_12.html）。

- エ 補償金の一部は権利者の共通目的のために支出すること
- オ 外国権利者にも権利を認めること
- カ 制度の具体化に向けて関係者間において更に詳細な検討を行うこと

4 私的録音録画補償金制度の導入（平成4年著作権法改正）

第10小委員会の報告を踏まえ、平成4年臨時国会において著作権法改正法案が提出され、同年12月16日成立し、私的録音録画補償金制度が導入された（第30条第2項）。改正法は翌年6月1日から施行された。

なお、私的録音の分野については、既にデジタル録音機器が普及していたことから、改正法施行と同時に運用が開始されたが、私的録画の分野についてはデジタル録画機器が普及を始めた平成11年7月から運用が開始されている。

また、現行制度の具体的内容については「第3章 私的録音録画補償金制度の現状について」を参照のこと。

第3節 文化審議会著作権分科会における検討とその結果について

1 背景

現行制度が制定されて以降、例えばハードディスク内蔵型録音録画機器やパソコンが開発・普及したこと、制定から10年以上経過し、制度の問題点が関係者から指摘されていることなどを背景として、文化審議会著作権分科会では、平成17年1月にまとめた「著作権法に関する今後の検討課題」において、以下のとおり補償金制度についての諸課題をまとめた⁵。

- ・ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、実態を踏まえて検討する。
- ・現在対象となっていない、パソコン内蔵・外付けのハードディスクドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体の取扱いに関して、実態を踏まえて検討する。
- ・現行の対象機器・記録媒体の政令による個別指定という方式に関して、法技術的観点等から見直しが可能かどうか検討する。

これを受け、同年、同分科会に設置された法制問題小委員会において、補償金制度の見直しに関する検討を開始した。

2 検討結果（文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月））

同分科会では、補償金制度が一定の機能を果たしてきたことを認めたいうえで、現行制度をめぐる諸課題として次のような点について指摘した⁶。

ア 指摘された制度上の問題点

- ・実際に著作物の私的録音・録画を行わない者も機器や記録媒体を購入する際負担することとなる。この問題点を解消するための返還金制度も、そもそも返還額が少額であり実効性のある制度とすることが難しい。（複製を行う者の正確な捕捉の困難性）
- ・汎用的な複製に用いられる機器（パソコン）や記録媒体（データ用CD-R）は、私

⁵ 「著作権法に関する今後の検討課題」（平成17年1月）参照
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05012501.htm)。

⁶ 「文化審議会著作権分科会報告書」（平成18年1月）参照
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705.htm)。

的録音・録画に用いられる実態があるが、仮に指定すると音楽録音等に使用しない者にも負担を強いることとなり、指定は困難（しかし、指定されないことにより、現実に行われている多くの複製が捕捉されない結果となっている）。（複製の対象となる機器や記録媒体の正確な捕捉の困難性）

- ・ 権利者への分配は、CD出荷量、放送・レンタル等の音楽使用データより推計して行っており、緻密に算出しても、実態の捕捉の困難性から、著作物等を複製されているのに配分を受けることができない権利者が生じ得る。（配分を受ける権利者の正確な捕捉の困難性）

（注）「二重徴収」についての問題

- ・ 消費者が配信サービスにより楽曲の提供を受けた場合に、配信についての「課金」と、私的録音に対する「補償金」が「二重徴収」されているのではないかとの問題が指摘された。

＜「二重徴収」に当たらないとする意見＞

配信サービスの対価はあくまでも「消費者への音源の配信」や「ダウンロードに際しての複製」についての対価であり、その後の私的複製は対象としていない。

＜「二重徴収」に当たるとする意見＞

ユーザーの複製を前提とした配信サービスにおけるビジネスモデルにかんがみると、配信サービスの対価を徴収した上で「補償金」を徴収することは「二重徴収」に当たる。

- ・ 購入等の手段によって、自己所有のCD等を複製する場合においても「補償金」が「二重徴収」されているのではないかとの問題が指摘された。

イ 指摘された運用上の問題点

- ・ 消費者に制度が知られておらず、機器や記録媒体購入の際負担していることを認識していない消費者がほとんどである。
- ・ 補償金の返還制度は十分に機能していない。
- ・ 共通目的事業の内容が十分知られていない。また、権利者のみならず、広く社会全体が利益を受けるような事業への支出も見られる。

ウ 現在の補償金制度の前提となる状況の変化

- ・ 現在の補償金制度は、「私的録音・録画が零細であり、その捕捉が事実上困難である」ことを前提とした制度であったが、DRM等の技術の進展により私的録音・録画の実情の捕捉が可能となりつつあるとの意見がある。したがって、「機器や記録媒体の購入の際にすべての消費者が補償金を支払わなければならない」という現在の制度を正当化する根拠は失われつつあるとの指摘がなされたところである。

以上のように補償金制度の諸課題を整理した上で、同分科会が提示した3つの課題について一定の見解を示したうえで、

- ・ 本小委員会としては、今回の検討の過程で補償金制度の在り方について様々な問題点や社会状況の変化の指摘があったことを踏まえ、上記「私的複製の検討」では、私的録音・録画についての抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべきであると考えている。

とし、補償金制度の抜本的な検討を求めた。

また、検討に当たっての留意事項として、次のような指摘があった。

- (i) 平成4年の制度導入時には、国際条約との関連に大きな考慮が払われた。私的録音・録画が今後一層広範かつ自由に行われるような事態となれば、我が国としてはその国際的な責務を十分果たしているか、国際社会から厳しい目を向けられることは必定である。そのようなことから、今後も国際条約や国際的な動向との関連に大きな留意を払いながら、私的録音・録画により権利者の利益が不当に侵害されると認められることのないよう留意する必要がある。
- (ii) また「ユーザー」の視点を重視し、提案されるべき将来あるべき姿は、ユーザーにとって利用しづらいものとならず、かつ納得のいく価格構造になるよう留意する必要があるとともに、ユーザーのプライバシー保護にも十分留意しなければならない。

また、現行制度の運用上の改善点として、次のような指摘があった。

- (i) 「消費者への理解」に努める。
(更なる広報活動の充実・商品パッケージ記載の充実)
- (ii) 「共通目的事業」の理念の再検討又は見直し。

第2章 私的録音録画の現状について

第1節 私的録音の現状について

私的録音の現状について、平成18年に（社）私的録音補償金管理協会⁷が実施したアンケート調査「デジタル録音機器の利用実態に関する調査⁸」（以下、「18年録音調査」という。）を中心にまとめた。

1 デジタル録音機器の家庭における保有状況

18年録音調査はデジタル録音機器の保有者に調査を行っているところから、一般世帯におけるデジタル録音機器の保有率は分からないが、同協会が平成9年、平成13年及び平成17年に行った「私的録音に関する実態調査⁹」（以下、「過去調査」という。）によれば、無作為抽出の調査対象のうち、デジタル録音機器を保有している家庭は平成9年で約27.9%、平成13年で約62.4%、平成17年で約87.8%と増加傾向で推移している¹⁰ことが分かる。

⁷ 私的録音補償金の徴収を行うために設立された（社）私的録音補償金管理協会（詳細は第3章参照）には、中立的な運営を行うため、権利者代表、録音機器等製造業者代表、消費者代表等が理事として参加している。

⁸ インターネット調査、郵送調査の二通りの調査が行われており、両調査とも二次（一次：デジタル録音機器の保有状況調査、二次：デジタル録音機器の利用状況調査）に渡り実施されている。以下では郵送調査において一次調査におけるデジタル録音機器保有世帯を対象に実施した二次調査（サンプル数は1005件）の結果を利用した。

（参照 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/06101802/001.pdf）

⁹ それぞれ、母集団は13歳（平成9年のみ15歳）～59歳男女個人であり、層化二段階無作為抽出法（平成9年、13年）又は等間隔抽出法（平成17年）で抽出した調査対象から面接聴取（平成9年）又は訪問留置法（平成13年、平成17年）により調査した。有効回答数はそれぞれ2137（平成9年）、2285（平成13年）、2300（平成17年）。

¹⁰ ただし、同調査では、市場の状況を踏まえて各対象年度毎に「デジタル録音機器」を含む機器を広げているため、単純に比較はできない。

2 デジタル録音機器の種類

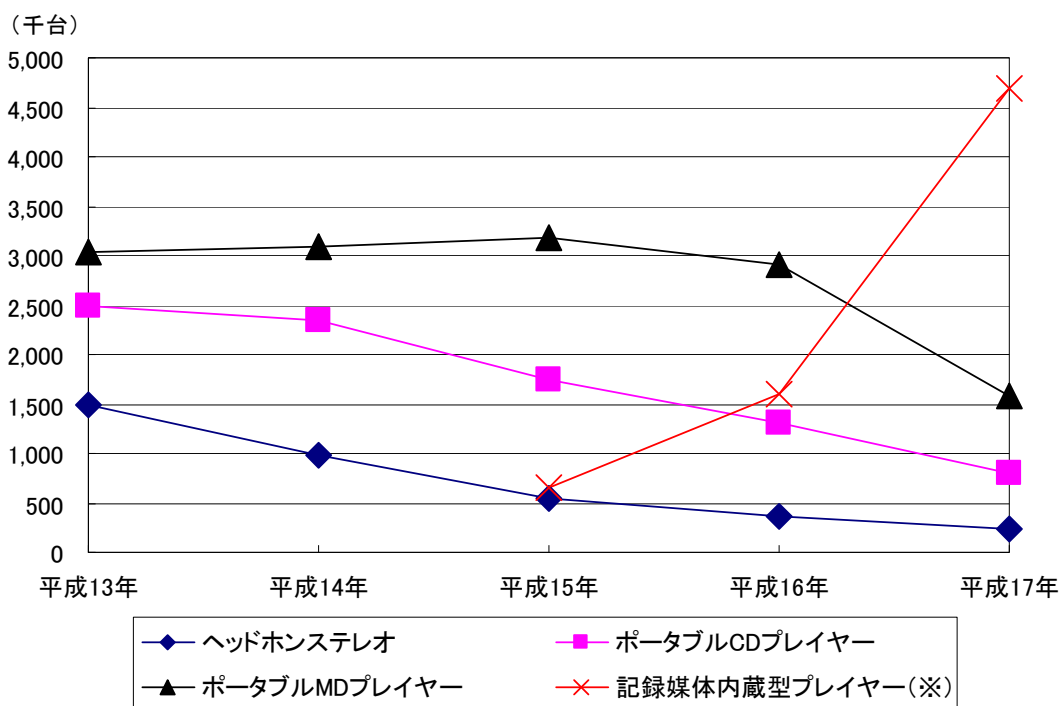
18年録音調査によると、デジタル録音機器を保有している家庭における各デジタル録音機器の種類は、MD録音機能付きミニコンポ・ラジカセは約63.4%となっており、ハードディスク内蔵型ポータブルオーディオは約25.3%、フラッシュメモリ等内蔵型ポータブルオーディオは約26.0%、CD-R/RWドライブ付パソコンは約77.4%となっているなど現行の補償金制度の対象となっていないデジタル録音機器も相当程度普及している実態が伺える。

<参考1：パソコン及びポータブルオーディオの普及率>

パソコン及びパソコンなどからコンテンツを自動録音できる携帯プレイヤーの普及率¹¹ (%)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
パソコン	50.5	58	71.7	78.2	77.5	80.5	74.1
パソコンなどからコンテンツを自動録音できる携帯プレイヤー	-	-	-	-	-	-	14.3

<参考2：ポータブルオーディオ¹²の国内出荷台数の推移>



¹¹ 総務省「平成18年 通信利用動向調査報告書 世帯編」(平成19年3月)による。なお「パソコンなどからコンテンツを自動録音できる携帯プレイヤーの普及率」は平成18年調査の新設項目。

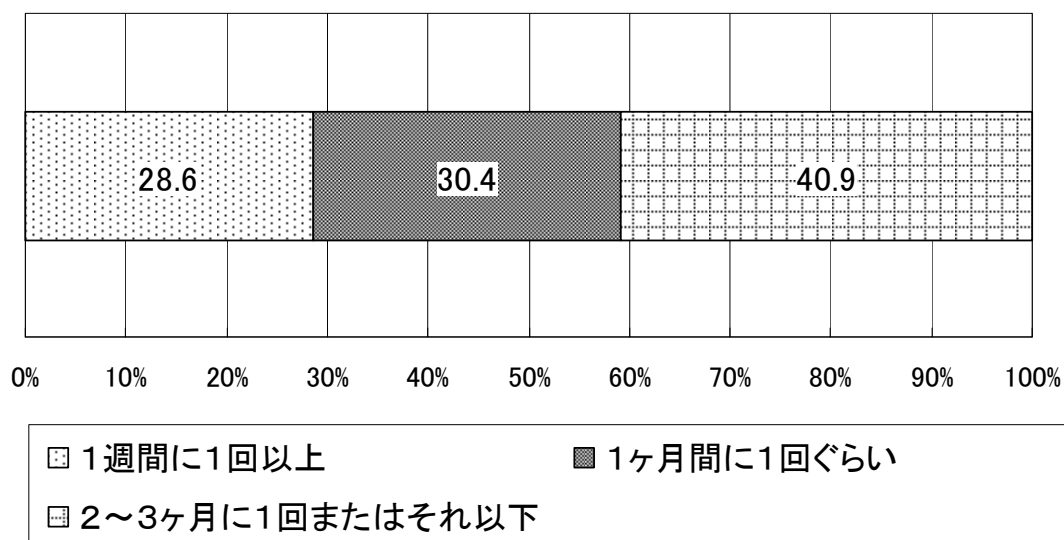
¹² (社)電子情報技術産業協会(JEITA)ホームページ統計資料「民生用電子機器国内出荷統計」による。ただし、「記録媒体内蔵型プレイヤー(※)」については、フラッシュメモリ、ハードディスクドライブを応用したプレイヤーとして、主要メーカー資料から電波新聞社が集計した需要の推移であり、電波新聞(平成18年4月17日刊)による。

3 デジタル録音の経験と頻度

18年録音調査によると、家庭においてデジタル録音機器を保有している調査対象者¹³のうち、約88.4%の人が最近1年間においてデジタル録音を行っている。過去調査によると平成9年度は約24.7%、平成13年度は約39.6%、平成17年度は約45.5%となっており、デジタル録音行為は年々一般化していることがわかる。

また、平成18年録音調査によると、最近1年間にデジタル録音経験がある人のうち、「1週間に1回以上」の頻度で録音する人が約28.6%となっており、「1ヶ月間に1回ぐらい」の約30.4%と合わせると約59%となるなど、録音をする人はかなり頻繁に録音をしていることがわかる。

<参考：最近1年間にデジタル録音をした人の頻度ごとの分布>

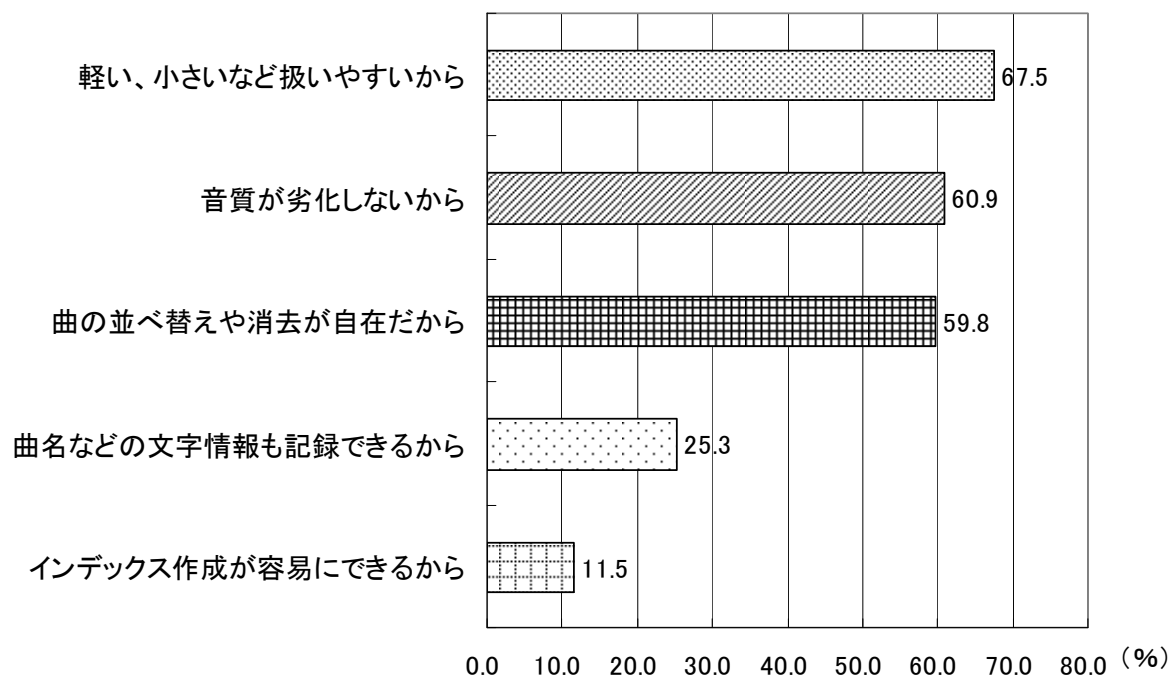


¹³ 無回答者1名を除いて算出した。なお、四捨五入のため各分類の合計は100%にならないことがある（以下同様）。

4 デジタル録音の態様

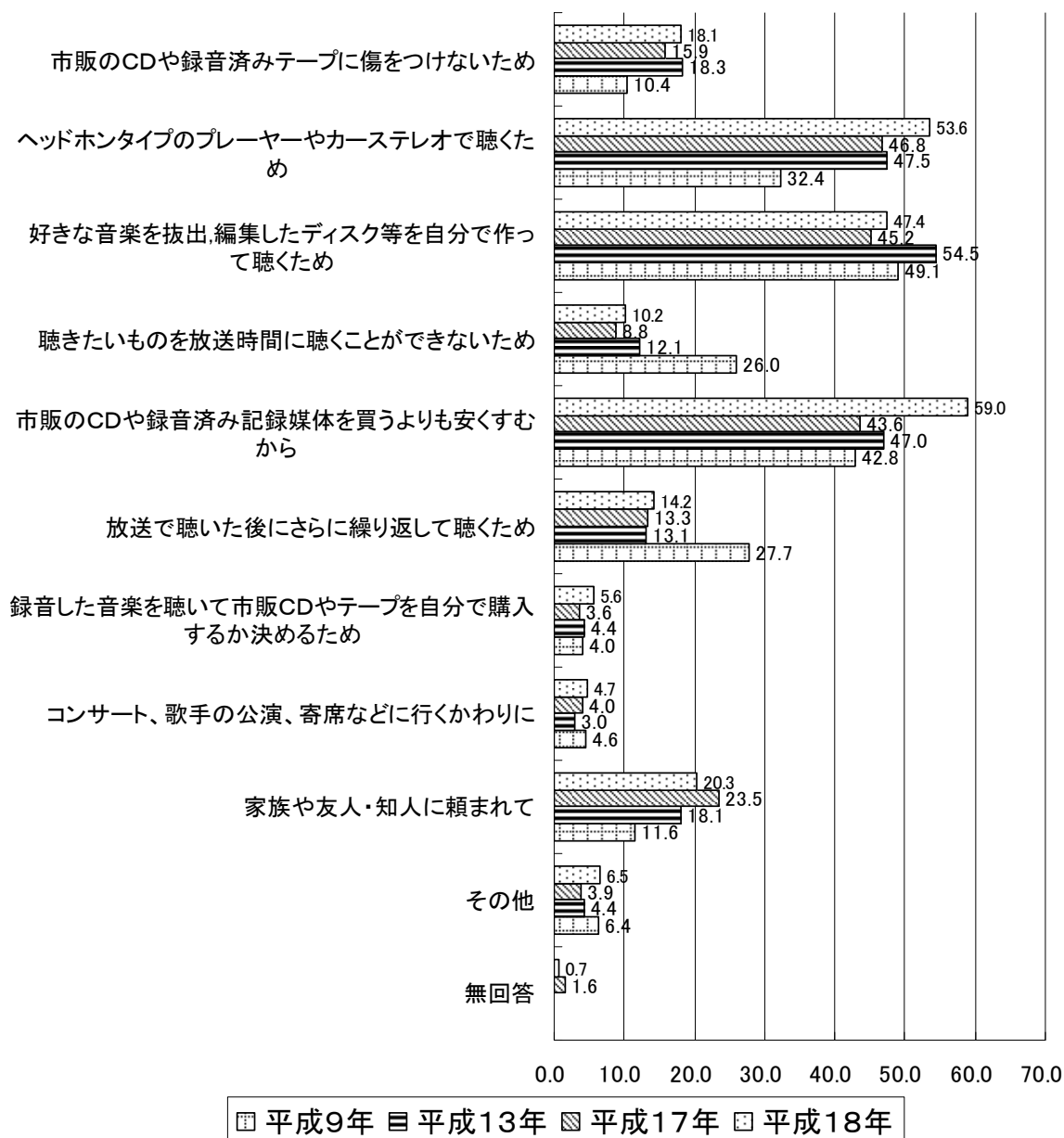
(1) デジタル録音の利点

18年録音調査では、デジタル録音の経験者はデジタル録音機器等の使用について、「軽い、小さいなど扱やすいから」（約67.5%）、「音質が劣化しないから」（約60.9%）、「曲の並べ替えや消去が自在だから」（約59.8%）等の利点を感じていることが分かった。



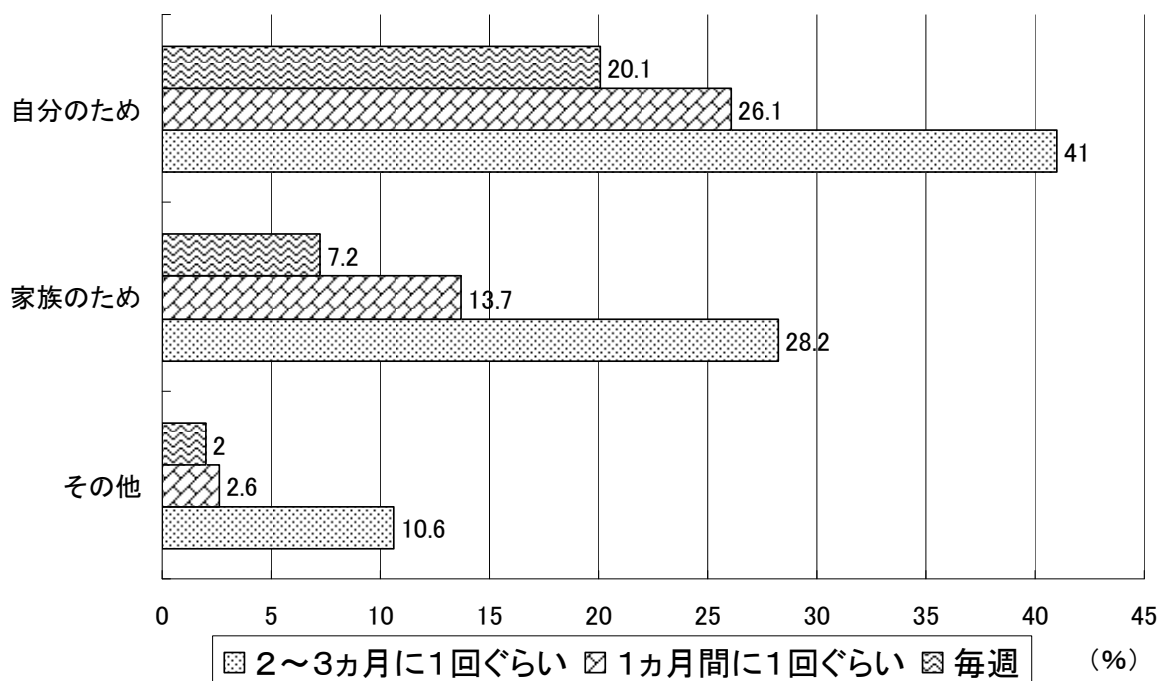
(2) デジタル録音の理由

また、同調査と過去調査の結果から、デジタル録音機器を使って録音する理由はおおむね以下のように推移¹⁴していることが分かった。



¹⁴ いずれも「最近1年間にデジタル録音経験がある人」が母集団であるが、18年録音実態調査と過去調査は調査方式が異なるのでそのまま比較はできないことに留意が必要である。

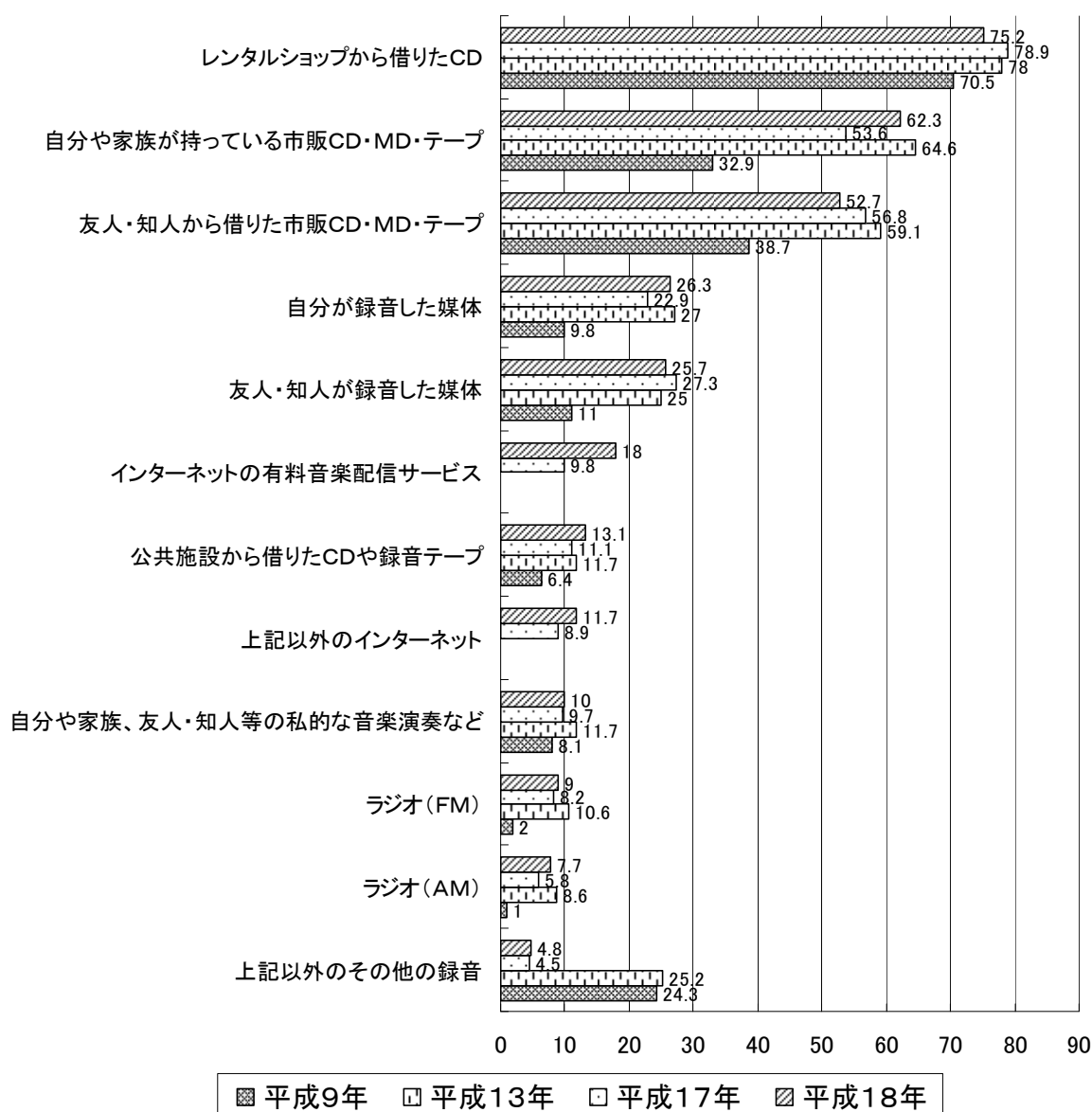
さらに、18年録音調査では誰のために録音したかの区別ごとにデジタル録音の頻度を調査した。この結果、「自分のため」、「家族のため」、「その他」の順であることが分かった。



(注) 調査項目のうち「ほとんどない」「無回答」は除外した。
 なお、「毎週」は「ほとんど毎日」、「1週間に2~3回」、「1週間に1回ぐらい」の合計。

(3) デジタル録音の音源

また、同様に、18年録音調査と過去調査の結果から最近1年間にデジタル録音の経験がある人の録音源¹⁵についての推移をみると、「レンタルショップから借りたCDなどからの録音」、「自分や家族が持っている市販CD、MD、テープなどからの録音」、「友人・知人から借りた市販CD、MD、テープなどからの録音」が高く推移していることがわかる。



¹⁵ 「インターネットの有料音楽配信サービス」「上記以外のインターネット」は平成17年の調査から初めて設けられた質問項目である。

5 デジタル録音の規模

18年録音調査によると、デジタル録音機器等を使用して録音を行ったことがある人の平均的な録音量は以下の表のとおりである。パソコンやポータブルオーディオはもともと大容量の記録能力を持つ機器であるところから、多くの楽曲が録音されている実態が分かる。

単位：曲

MD(※)	CD-R/RW(※)	ポータブルオーディオ(#)	パソコン(#)	パソコン(※)
94.9	95.4	327.8	457	211.6

(注)※は最近1年間の録音実績数を、#は録音されている楽曲数を表す。
母数はそれぞれの機器等を利用して録音をした人数。

また、18年録音調査と過去調査をもとに、家庭においてデジタル録音機器を保有している調査対象者1人あたりの最近1年間におけるデジタル録音の回数の推移を見ると、平成9年で約9.2回、平成13年で約8.9回、平成17年で約10.5回と10回未満で推移していたところ、平成18年では約32.5回と数字に大きな差がみられる。これは、平成18年録音調査では過去調査と異なり調査対象にパソコン及びポータブルオーディオが加わっていることが原因と考えられ、単純な比較はできないが、最近の傾向としてはデジタル録音の平均回数は増えていると考えられる。

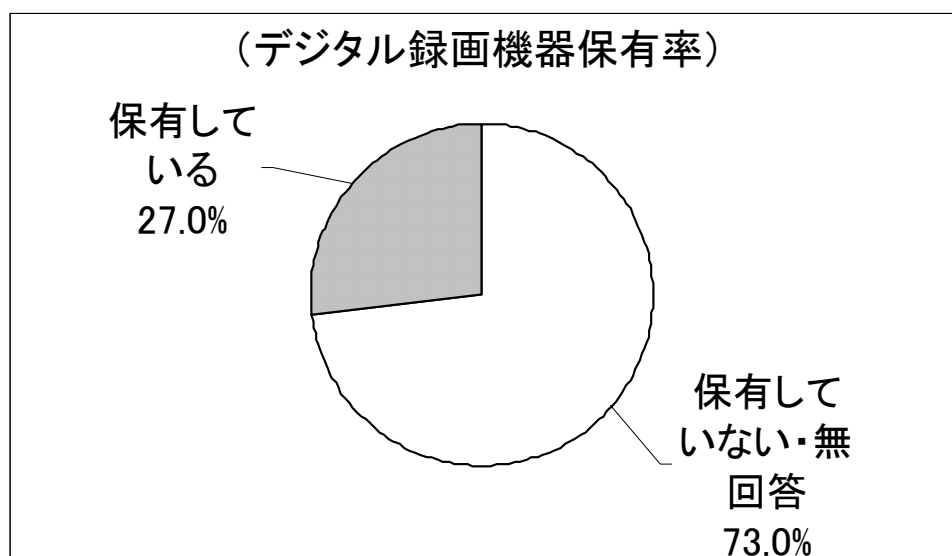
第2節 私的録画の現状について

私的録画の現状について、平成18年に（社）私的録画補償金管理協会¹⁶が実施したアンケート調査「デジタル録画機器の利用実態に関する調査¹⁷」（以下、「18年録画調査」という。）を中心にまとめた。

1 デジタル録画機器等の普及状況

（1）デジタル録画機器等の家庭における保有状況

18年録画調査（郵送・一次調査）によると、デジタル録画機器の普及率は約27%となっている。また、テレビチューナー付パソコンを除くと約23.9%となる。



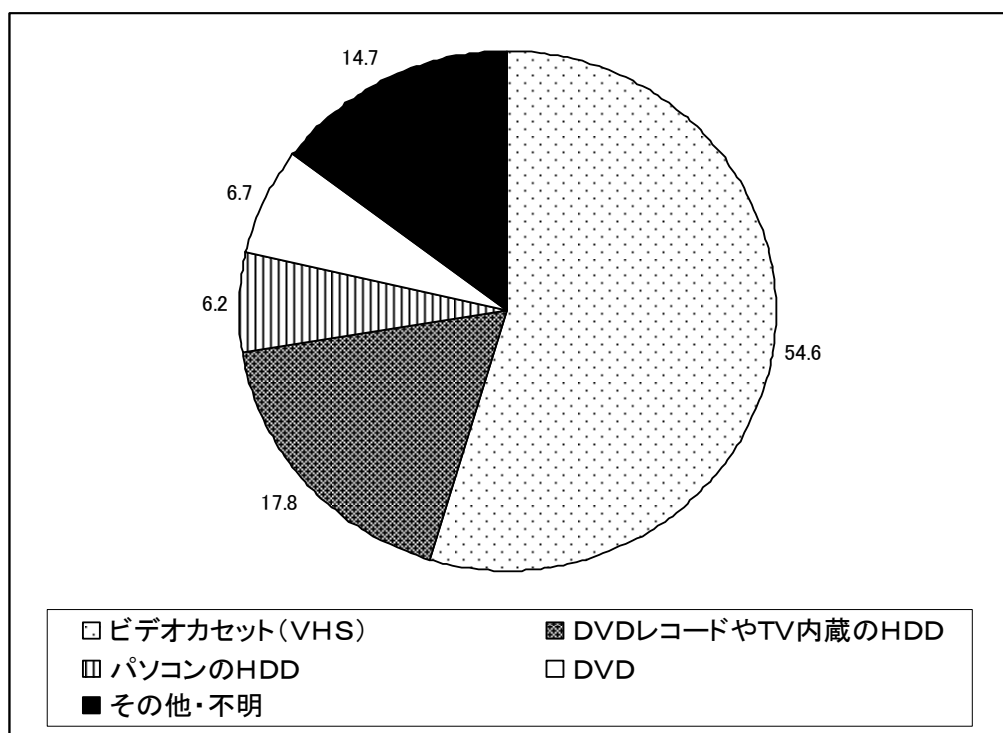
¹⁶ 私的録画補償金の徴収を行うために設立された（社）私的録画補償金管理協会（詳細は第3章参照）には、中立的な運営を行うため、権利者代表、録画機器等製造業者代表、消費者代表等が理事として参加している。

¹⁷ インターネット調査、郵送調査の二通りの調査が行われており、両調査とも二次（一次：デジタル録画機器の保有状況調査、二次：デジタル録画機器の利用状況調査）に渡り実施されている。なお、二次調査ではインターネット調査と郵送調査でほとんど結果に相違がないため、特段の断りがない場合はサンプル数が大きいインターネット調査の成果を利用した。サンプル数はインターネット調査では一次、二次ともに3000件、郵送調査は一次が33182件、二次が991件。

（参照 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/06101802/002.htm）

(2) デジタル録画媒体の利用状況

平成17年に(社)日本映像ソフト協会が実施した調査¹⁸(以下、「17年録画調査」という。)によると、最もよく録画・ダビング¹⁹するメディアについて、録画・ダビングする人²⁰のうち約54.6%の人がVHSを挙げており、次にDVDレコーダーやテレビ内蔵のハードディスクドライブ(約17.8%)、DVD(約6.7%)、パソコンのハードディスクドライブ(約6.2%)、その他等となっている。このことから、依然としてアナログ機器等を利用した録画がかなり頻繁に行われていることが伺えるが、同時に、デジタル録画に関しては、現在補償金制度の対象となっていない機器での録画行為が相当程度行われていることが分かる。



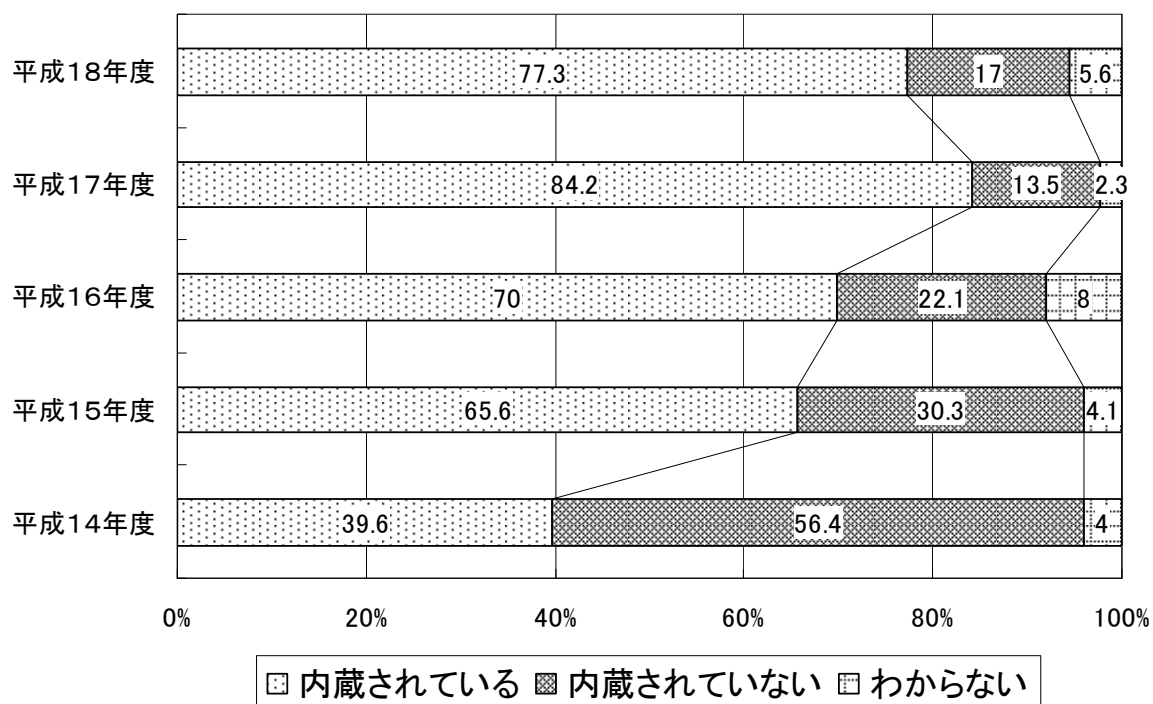
¹⁸ (社)日本映像ソフト協会「映像ソフト及びAV機器の消費実態に関する調査研究報告書」(2006年3月)。全国に居住する16歳から69歳のインターネット利用者(サンプル数は2311人)を対象に、デジタル・アナログ両方の録画に関する調査を実施したうえで、インターネット利用者のみを対象としているバイアスを補正した数値が採用されている。

¹⁹ 同調査において「録画」は放送からの録画、「ダビング」はパッケージからの録画を指す。

²⁰ 録画・ダビングをする人1806人が母数である。

<参考1：保有DVDレコーダーのハードディスク内蔵状況>

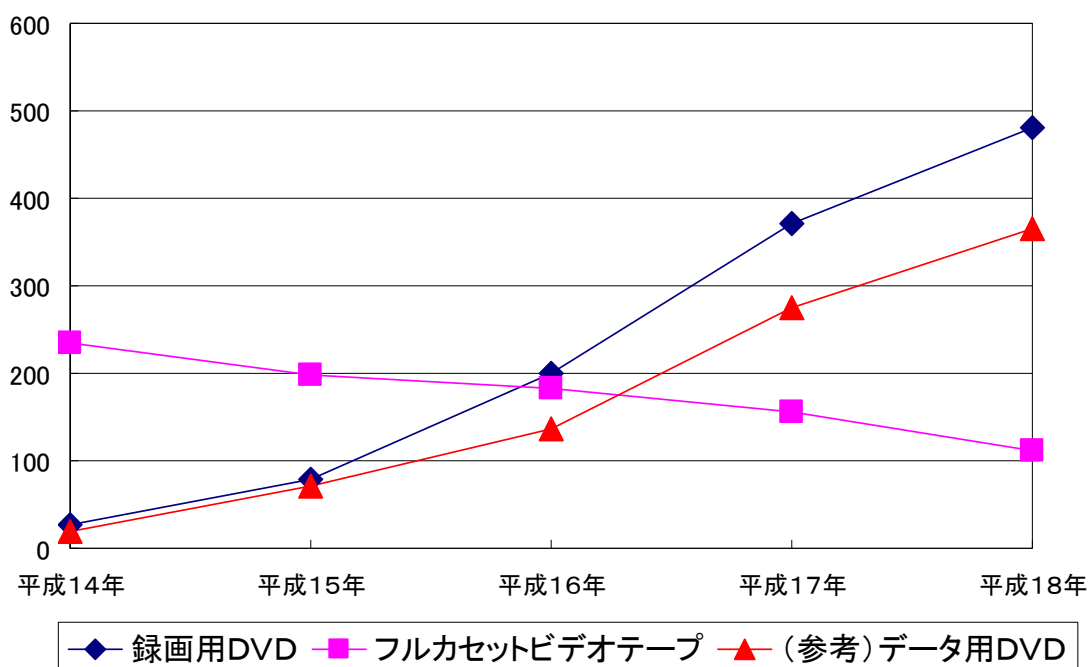
(社)日本記録メディア工業会「DVDメディア消費者報告書」によると、DVDビデオレコーダー使用者のうち、所有機器にハードディスクが内蔵されていると答えた人の割合の推移は以下のとおりである。



＜参考 2：録画関係記録媒体の需要推移＞

(社)日本記録メディア工業会「AVメディア国内需要推移」によると、録画用DVD及びフルカセットビデオテープの需要推移は下記のとおりであり、アナログ録画用カセットテープの需要が減少する一方、デジタル録画用DVDの需要が増加していることがわかる。

(百万枚)

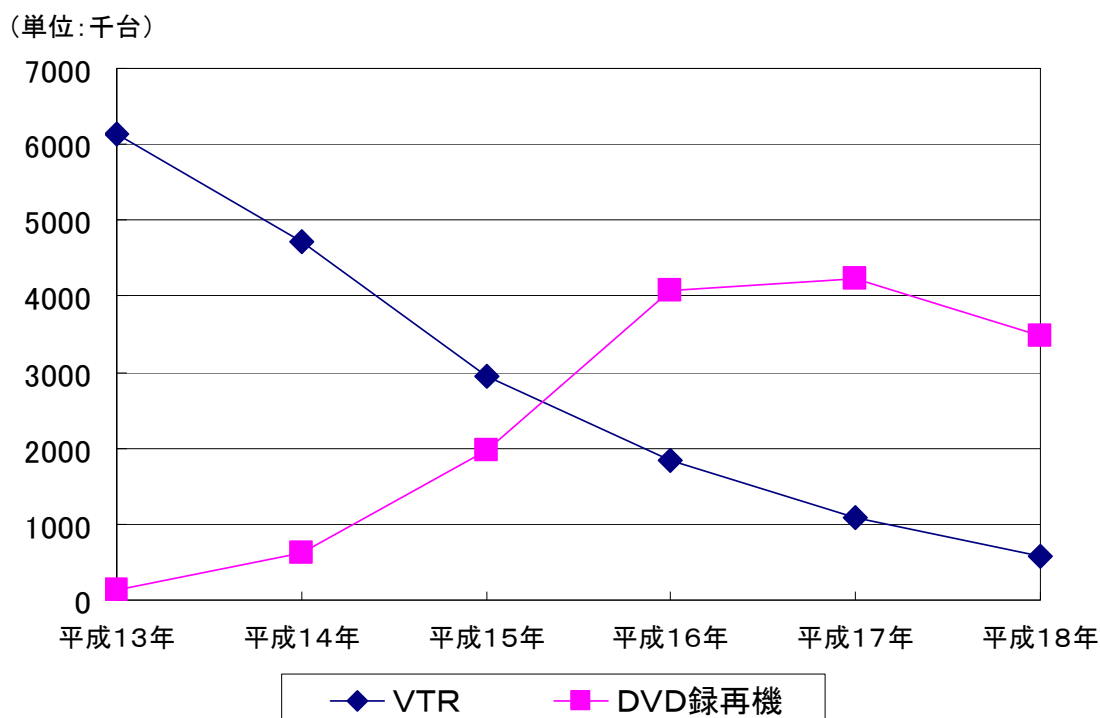


	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
録画用DVD	27	79	200	372	480
フルカセットビデオテープ	234	199	183	156	112
(参考)データ用DVD	19	71	136	275	365

(単位:百万枚)

<参考3：録画機器（VTR、DVD録画機等）国内出荷台数推移>

（社）電子情報技術産業協会「民生用電子機器国内出荷統計」によると、アナログ録画用のVTR²¹等の国内出荷は減少しており、DVD方式の録画機器の国内出荷が増加していることが分かる。



	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
VTR	6132	4729	2952	1848	1093	570
DVD録再機	131	623	1962	4071	4238	3482

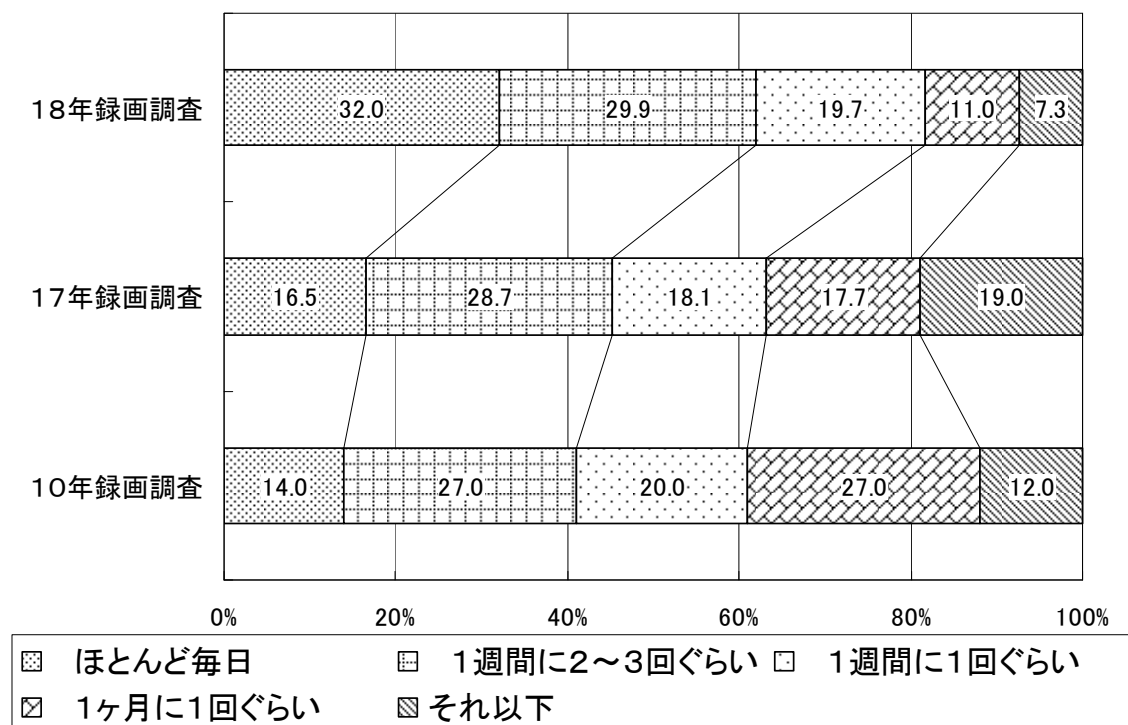
(単位:千台)

²¹ 同統計における「VTR」の項目にはデジタル録画機器であるDVCR機器とD-VHS機器を含んでいるが、大多数がアナログVTR機器である。

2 デジタル録画の経験と頻度

18年録画調査によると、家庭においてデジタル録画機器を保有している調査対象者のうち約95.7%が最近1年間に実際にテレビ番組の録画の経験があった。

また、18年録画調査によると、テレビチューナー付パソコン以外のデジタル録画機器でテレビ番組を録画した経験のある人のうち、一週間に一回程度以上デジタル録画を行う人は80%を超えており、同調査と17年録画調査及び平成10年に（社）日本映像ソフト協会等が行った調査²²（以下、「10年録画調査」という。）とを比較すると、録画の頻度は増加傾向にある²³ことがわかる。



²² （社）日本映像ソフト協会、（社）日本映画製作者連盟、（株）日本国際映画著作権協会、（株）マイクロヴィジョンジャパンアンアジア「個人録画に関する実態調査報告書」（平成11年4月）。

²³ ただし、17年録画調査については、録画のみならずダビングを含んでいること、母数は録画・ダビングする人全体だが調査結果が「不明」であった人を除いて割合を算出したこと、10年録画調査については、本項目については首都圏、阪神圏等6都市におけるVTR所有世帯の15歳から59歳の一般男女を調査対象とするなど調査方法が違うこと、調査対象がアナログ録画であることなど、様々な調査方法の違いがあるため、単純に比較はできない。

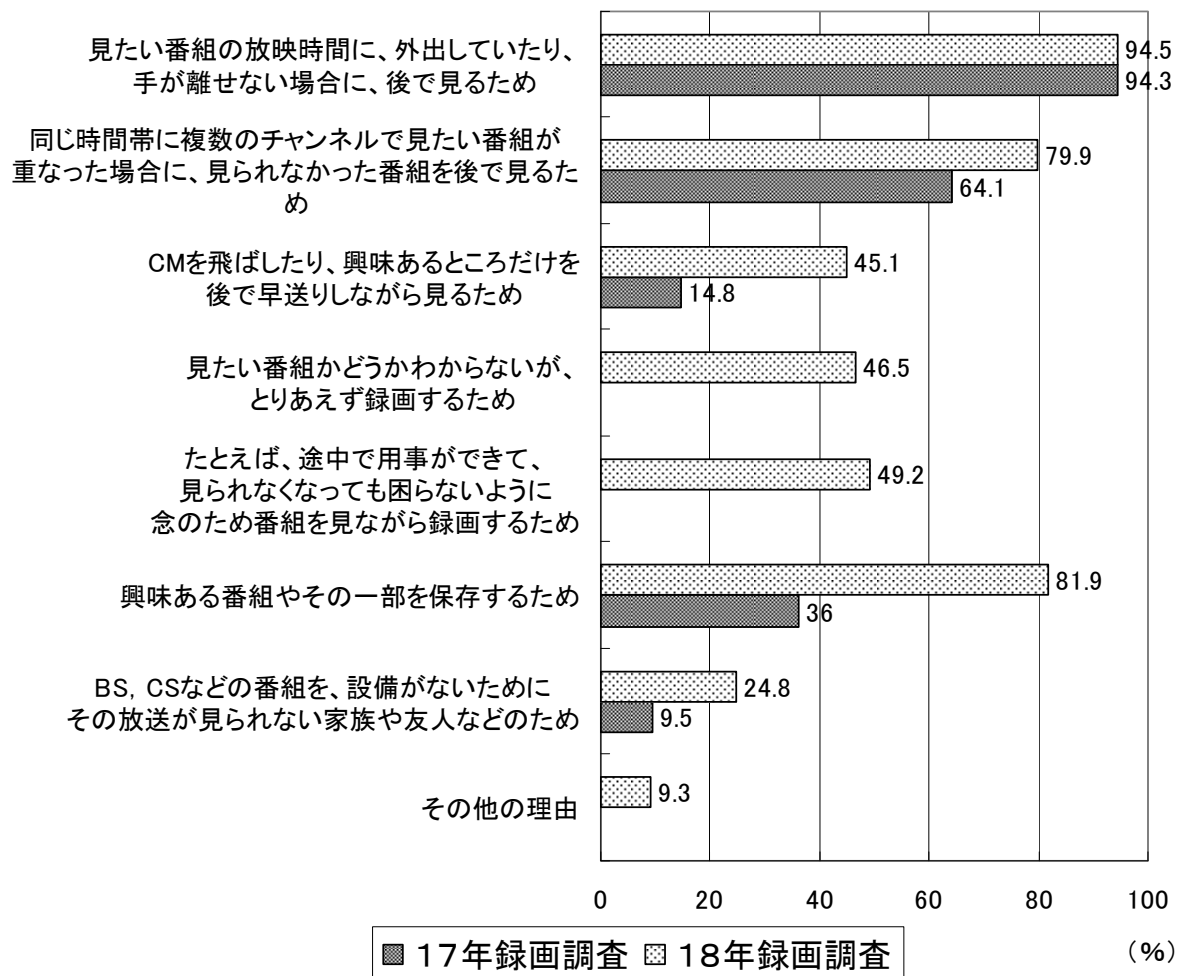
3 デジタル録画の態様

(1) デジタル録画の理由

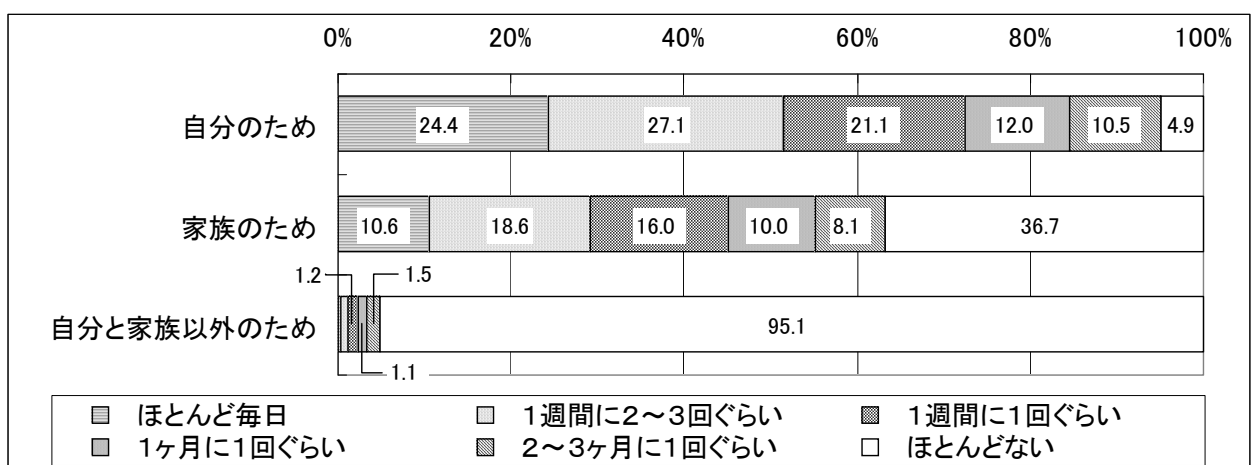
18年録画調査では、デジタル録画機器を用いて録画する理由別に録画経験を見ると、「見たい番組の放映時間に、外出していたり、手が離せない場合に、後で見るため」（約94.5%）、「同じ時間帯に複数のチャンネルで見たい番組が重なった場合に、見られなかった番組を後で見るため」（約79.9%）など、多くの人々がタイムシフト目的の録画を経験していることが分かった。

また、「興味ある番組やその一部を保存するため」（約81.9%）と、保存目的の録画も経験率が高い。なお、平成17年録画調査における録画の理由の調査結果と比較すると²⁴、特に保存目的の録画経験者の割合が高まっている。このことの理由としては、調査方式の違いから単純な比較はできないが、17年録画調査ではアナログ録画も調査対象としていたところ、18年録画調査ではデジタル録画のみが調査対象となり、デジタル録画ではアナログ録画に比較してより簡単、便利に保存ができるようになったことが反映されているのではないかと考えられる。

²⁴ 本文でも述べたとおり、17年録画調査ではアナログ録画を対象に含んでいること、録画源はアナログ放送（地上波・BS）・デジタル放送（地上波・BS・CS）であり、ケーブルテレビを含まないなど、調査方式が異なるため単純に比較はできない。また、17年録画調査における調査項目のみ図に掲載した。

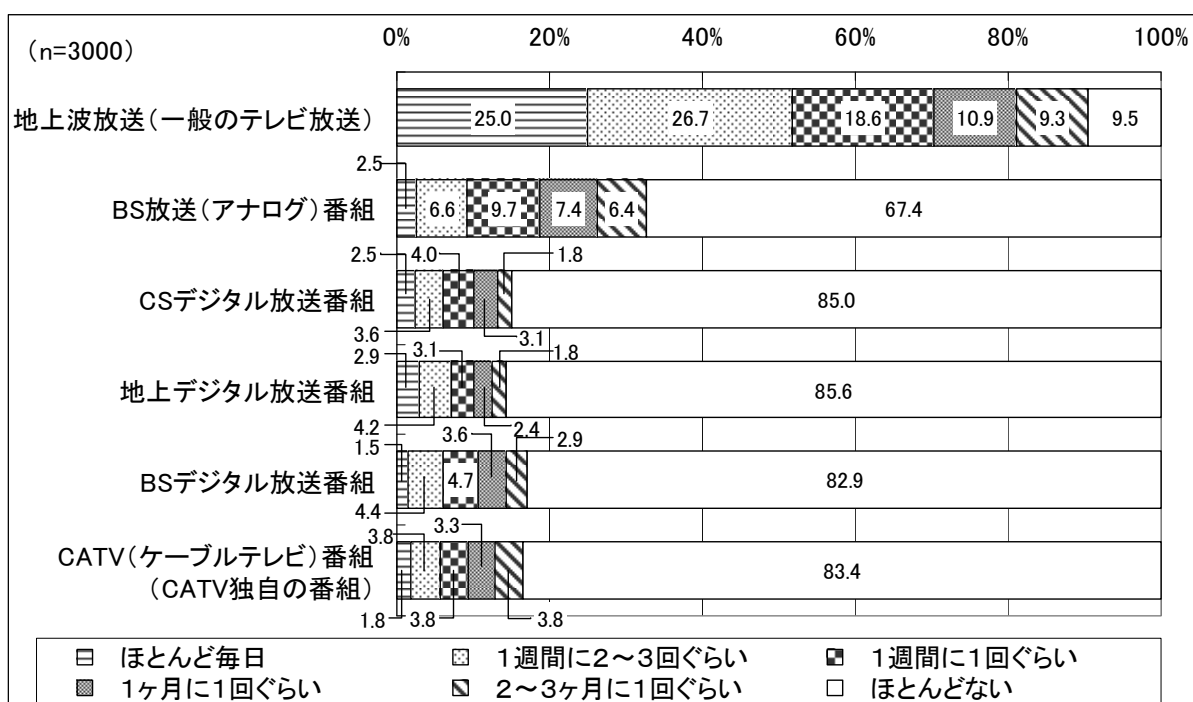


また、18年録画調査では、誰のために録画したかの区別に着目すると、自分のための録画の頻度が高いが、家族のための録画も比較的頻繁に行われていることが分かった。



(2) デジタル録画の録画源

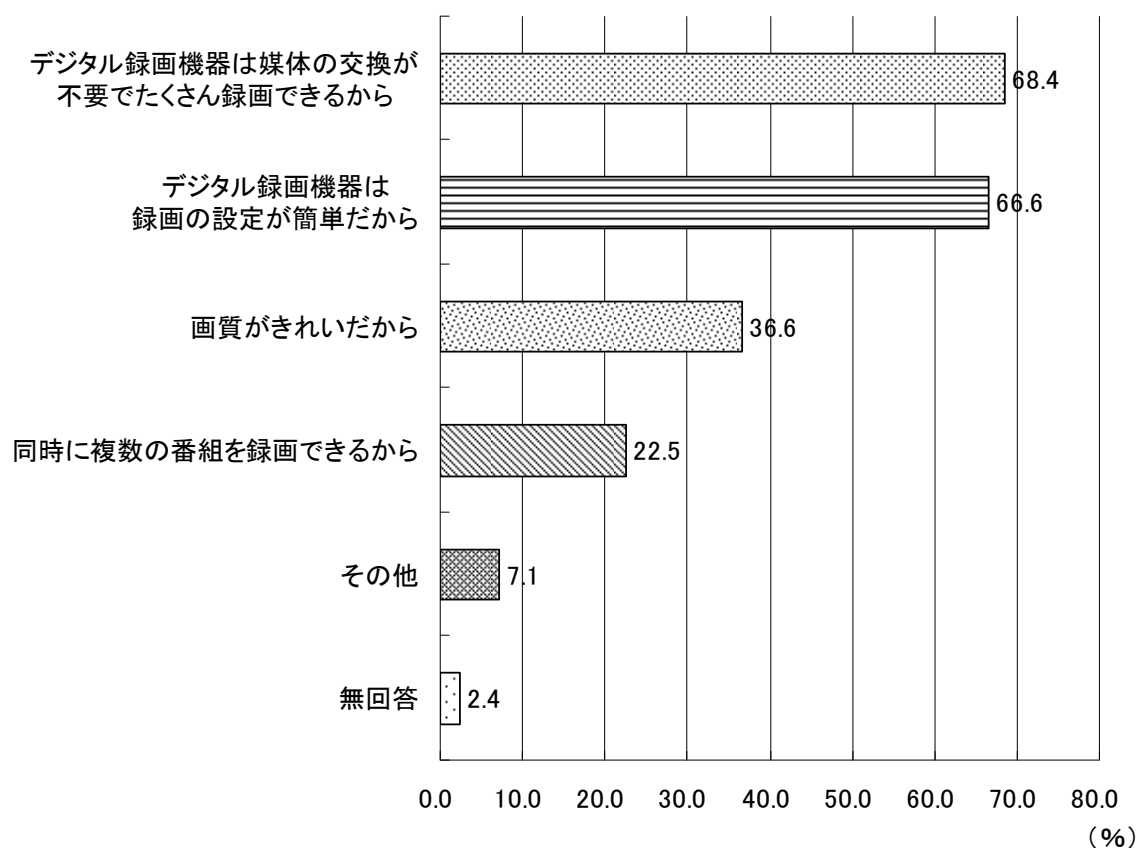
また、デジタル録画源（放送種類別）ごとの最近1年間の録画の頻度をみると、地上波放送（アナログ）が最も高く、1年間で経験した割合は約90%となっており、次に多いBS放送（アナログ）は30%強となっている。CS放送（デジタル）、地上波放送（デジタル）、BS放送（デジタル）は15～20%程度である。



4 デジタル録画の回数の推移

18年録画調査によると、以前にアナログ方式で録画した経験がある人のうち、デジタル録画機器を所有したことで録画頻度が増えた²⁵と答えた人は約65%であり、減ったと答えた人は約15.8%であることと比較すると、録画機器のデジタル化により全体の録画回数は増えていると考えられる。

また、デジタル録画機器を所有したことで録音頻度が増えた人は、その理由として「デジタル録画機器は媒体の交換が不要でたくさん録画できるから」（約68.4%）、「デジタル録画機器は録画の設定が簡単だから」（約66.6%）等を挙げる割合が高かった。



²⁵ 「とても増えた」「どちらかというが増えた」の合計を「増えた」とした。同様に「減った」は「どちらかといえば減った」「とても減った」の合計である。なお、それ以外は「変わらない」との回答。

第3章 私的録音録画補償金制度の現状について

第1節 対象機器・記録媒体の範囲及び決定方法について

補償金制度の対象となる録音録画機器及び記録媒体は、著作権法及び同法施行令で規定されている。法律では対象とする機器・記録媒体の範囲を定め、その範囲内において、施行令によって具体的対象機器・記録媒体を技術方式及び主たる用途の要件により特定して指定するという方法がとられている（いわゆる政令指定方式）。具体的には以下のとおりである。

1 著作権法上の定義（第30条第2項）

法律では、対象機器及び記録媒体を次のように規定している。法律の基本的考え方は、対象範囲を、私的使用を目的としたデジタル方式の録音録画機器及び記録媒体であって主たる用途が録音録画であるものに限定すること、また立法時の機器等の開発状況から対象機器を用いて対象記録媒体に録音又は録画する行為とすることである。

ア 機器

デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの²⁶及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するもの²⁷を除く。）であって政令で定めるもの

イ 記録媒体

当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるもの

²⁶ 本来私的録音録画に供されない業務用機器を除く趣旨である。

²⁷ 留守番電話機等の録音録画機能が附属機能である機器を除く趣旨である。

2 著作権法施行令の規定（第1条及び第1条の2）

施行令では、録音録画技術の内容及び「主として録音（録画）の用に供するもの」という用途に関する要件により、対象機器を特定している。記録媒体は、指定された対象機器に用いるものとして指定される。具体例としては次のとおりである。

ア 録音機器（第1条第1項）（該当例：CD-R）

次に掲げる機器（略）であつて主として録音の用に供するもの（略）

一～三 （略）

四 光学的方法により、四十四・一キロヘルツの標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた音を直径が八十ミリメートル又は百二十ミリメートルの光ディスク（一枚の基板からなるものに限る。）に固定する機能を有する機器

イ 録画機器（第1条第2項）（該当例：DVD-RW）

次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）

一 （略）

三 光学的方法により、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像又はいずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、直径が百二十ミリメートルの光ディスク（レーザー光が照射される面から記録層までの距離が〇・六ミリメートルのものに限る。）であつて次のいずれか一に該当するものに連続して固定する機能を有する機器

イ 記録層の渦巻状の溝がうねつておらず、かつ、連続していないもの

ロ 記録層の渦巻状の溝がうねつており、かつ、連続しているもの

ハ 記録層の渦巻状の溝がうねつており、かつ、連続していないもの

ウ 記録媒体（録音）（第1条の2第1項）

前条第一項に規定する機器によるデジタル方式の録音の用に供される同項各号に規定する磁気テープ、光磁気ディスク又は光ディスク（小売に供された後最初に購入する時に録音されていないものに限る。）

エ 記録媒体（録画）（第1条の2第1項）

前条第二項に規定する機器によるデジタル方式の録画（デジタル方式の録音及び録画を含む。）の用に供される同項各号に規定する磁気テープ又は光ディスク（小売に供された後最初に購入する時に録画されていないものに限る。）

3 具体的機器及び記録媒体

平成19年10月現在、対象機器及び記録媒体は以下のとおりである。

録音	機 器	DAT (デジタル・オーディオ・テープ) レコーダー
		DCC (デジタル・コンパクト・カセット) レコーダー
		MD (ミニ・ディスク) レコーダー
		CD-R (コンパクト・ディスク・レコーダブル) 方式CDレコーダー
		CD-RW (コンパクト・ディスク・リライタブル) 方式CDレコーダー
	記録媒体	上記の機器に用いられるテープ, ディスク
録画	機 器	DVCR (デジタル・ビデオ・カセット・レコーダー)
		D-VHS (データ・ビデオ・ホーム・システム)
		MVDISC (マルチメディア・ビデオ・ディスク) レコーダー
		DVD-RW (デジタル・バーサタイル・ディスク・リライタブル) 方式DVDレコーダー
		DVD-RAM (デジタル・バーサタイル・ディスク・ランダム・アクセス・メモリー) 方式DVDレコーダー
	記録媒体	上記の機器に用いられるテープ, ディスク

第2節 補償金の支払義務者について

1 支払義務者（第30条第2項）

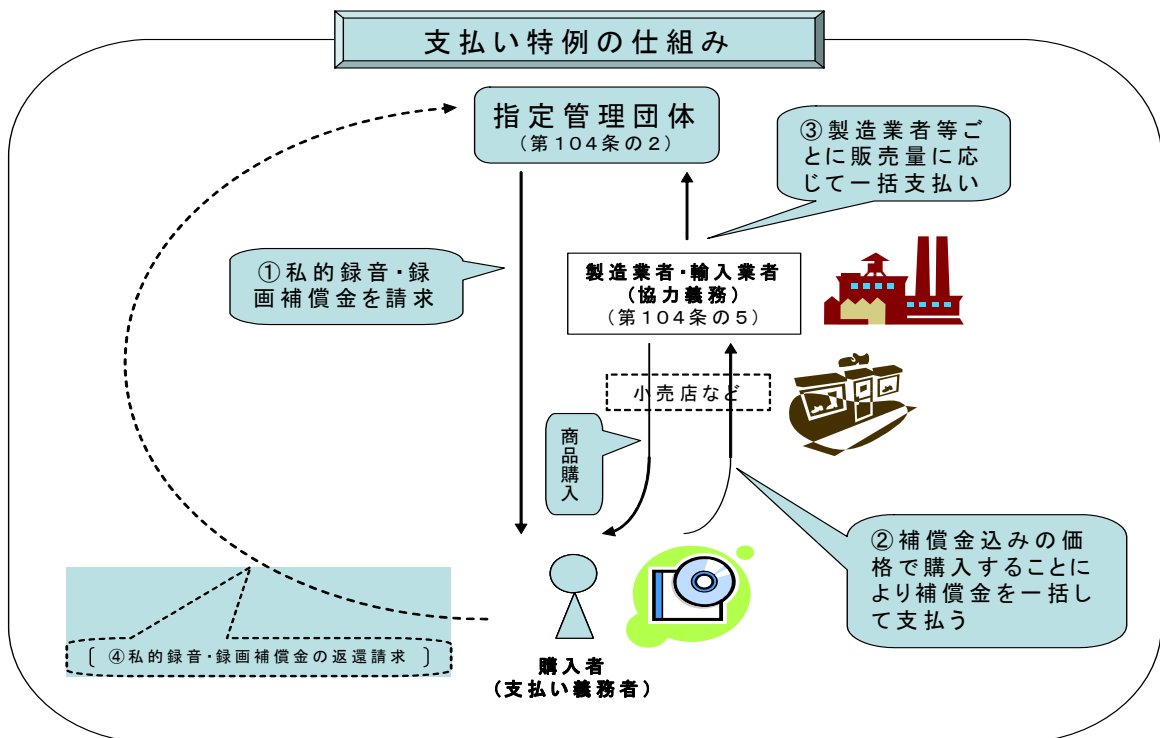
私的使用を目的として、指定機器により指定記録媒体に録音又は録画を行う者（利用者）

2 支払の特例及び協力義務者（第104条の4）

- ・ 利用者が録音録画の都度補償金を支払うことは事実上困難なことから、指定機器・記録媒体の購入者は、ほとんどの場合私的録音録画に当該機器等を使用することを前提に、利用者が当該機器等を購入した時点で、指定管理団体から請求があれば一括前払いするという特例が設けられている（一括支払方式）。
- ・ 製造業者又は輸入業者は支払の請求及びその受領に関し協力義務を負う。

3 返還制度（第104条の4第2項）

機器等の購入者は、購入した機器等を専ら私的録音録画以外の用途に供することを立証して、支払済の補償金の返還を請求することができる。



第3節 補償金の額の決定方法について

1 補償金の額の決定方法の仕組み（第104条の6）

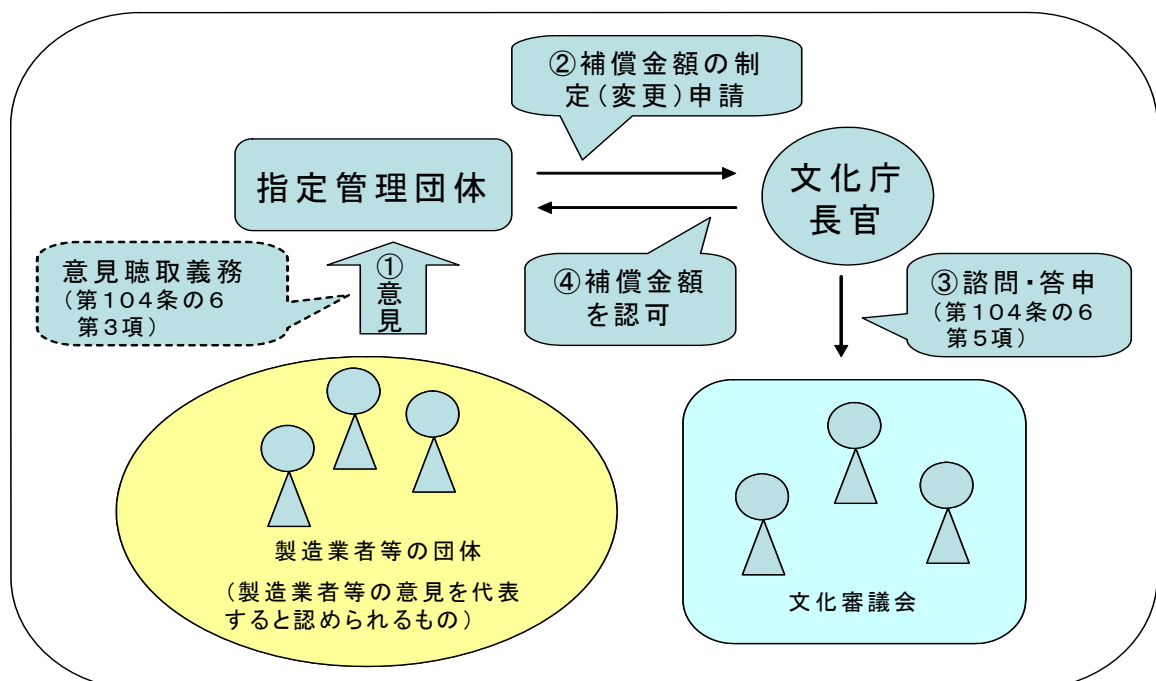
指定管理団体（第4節を参照）は、私的録音録画補償金の額の決定（・変更）に際し文化庁長官の認可を受けなければならない。

（1）意見聴取義務（同条第3項）

指定管理団体は、補償金額の認可に際し、あらかじめ製造業者等の団体の意見を聴かなければならない。

（2）文化審議会への諮問（同条第5項）

文化庁長官は、補償金額の認可に際し、文化審議会に諮問しなければならない。なお、実際の審議は、学識経験者で構成されている文化審議会著作権分科会使用料部会で行われる。



2 補償金の額

個々の録音録画機器及び記録媒体に係る補償金の額は以下のとおりである。

	特定機器	特定記録媒体
録音	基準価格 ²⁸ の2%	基準価格 [*] の3%
	上限：シングルデッキ1000円 ダブルデッキ1500円	
録画	基準価格 [*] の1%	基準価格 [*] の1%
	上限：1000円	

²⁸ 基準価格は、特定機器については、最初に流通に供した価格またはカタログに表示された標準価格の一定割合（65%）、特定記録媒体については、最初に流通に供した価格またはカタログに表示された標準価格の一定割合（50%）である。

第4節 指定管理団体について

1 文化庁長官による団体の指定（第104条の2、第104条の3）

文化庁長官は、権利者に代わって補償金を受ける権利を行使することを目的とする団体を録音と録画についてそれぞれ1個に限り指定することができる。

【指定の要件】

1. 民法第三十四条の規定により設立された公益法人であること。
2. 権利者団体、実演家団体、レコード会社団体等であって利益を代表すると認められるものを構成員とすること。
3. 2. の各団体がそれぞれ次の要件を備えるものであること。
 - ・営利を目的としないこと。
 - ・構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
 - ・構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
4. 権利者のために私的録音録画補償金を受ける権利を行使する業務を的確に遂行できる能力を有すること。

2 指定管理団体による補償金を受ける権利の行使（第104条の2）

- ・指定管理団体がある場合、権利者は録音・録画の区分に応じて指定管理団体を通じてのみ補償金を受ける権利を行使することができる。
- ・指定管理団体は、権利者のために補償金を受ける権利に関して裁判上・裁判外の行為を行う権限を有する。

（実際に設立されている指定管理団体）

録音：（社）私的録音補償金管理協会（s a r a h）

平成5年3月設立、文化庁長官指定

録画：（社）私的録画補償金管理協会（S A R V H）

平成11年3月設立、文化庁長官指定

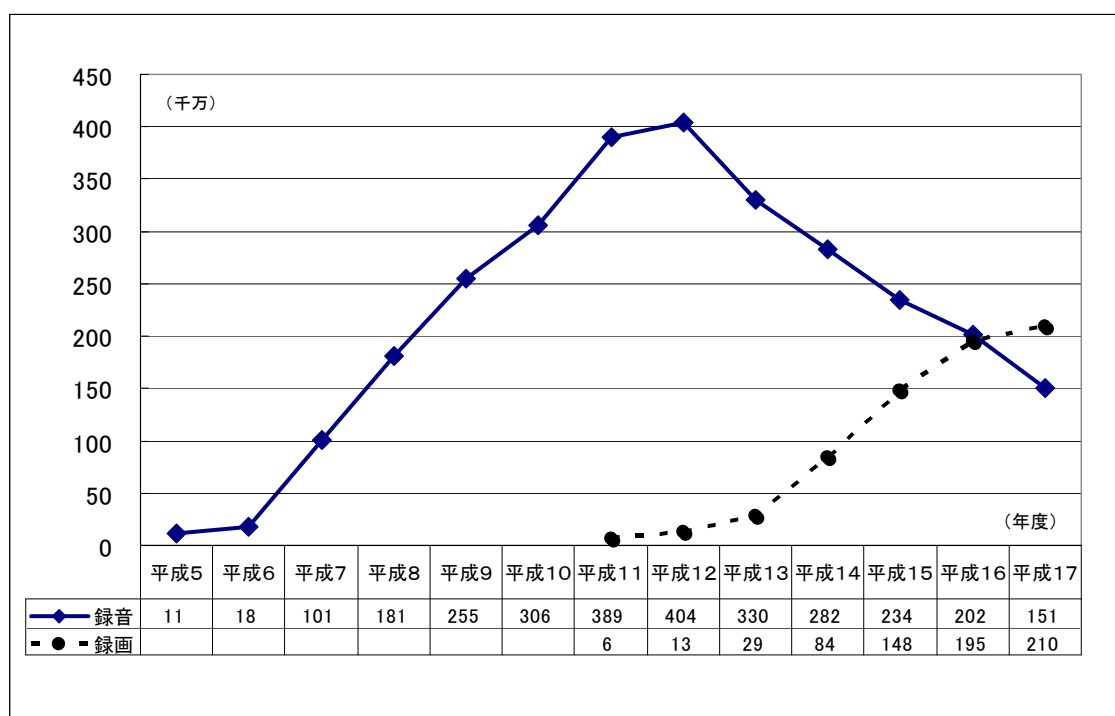
3 補償金の徴収及び分配

(1) 補償金関係業務の執行に関する規程（第104条の7）

指定管理団体は、補償金の分配に関する事項を含む業務執行規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。

(2) 補償金の徴収²⁹

対象機器又は記録媒体の購入者は、第3節2の補償金の額を購入と同時に支払う。指定管理団体は、対象機器、記録媒体の出荷実績に応じ、補償金支払の協力義務者である製造業者等から補償金を徴収することとなる。なお、徴収された補償金の額の推移は、録音・録画それぞれにつき以下のとおりである。



²⁹ 年度表示は出荷時であり、補償金収入としては翌年度の表示となる。録音の平成5年は6月-翌3月、録画の平成11年は7月-翌3月それ以外は4月-翌3月。出所は、録音、録画、それぞれ私的録音補償金管理協会、私的録画補償金管理協会。

(3) 分配割合

指定管理団体に支払われた補償金は、以下の割合で関係団体に分配され、当該関係団体を通じて個々の権利者へ分配されている。

【録音】
(社) 日本音楽著作権協会 36%
(社) 日本芸能実演家団体協議会 32%
(社) 日本レコード協会 32%

【録画】
私的録画著作権者協議会（会員11団体） . . . 68%
(社) 日本民間放送連盟
日本放送協会
(社) 全日本テレビ番組製作社連盟
(社) 日本映画製作者連盟
有限責任中間法人日本動画協会
(社) 日本映像ソフト協会
(協) 日本映画製作者協会
(社) 日本音楽著作権協会 16%
(協) 日本脚本家連盟
(協) 日本シナリオ作家協会
(社) 日本文藝家協会
(社) 日本芸能実演家団体協議会 29%
(社) 日本レコード協会 3%

第5節 共通目的事業（第104条の8、施行令第57条の6） について

1 共通目的事業の趣旨

指定管理団体が受け取った補償金は、原則として権利者に分配されるが、私的録音録画の実態は正確に把握できないところから、一定の額については、権利者全体の利益を図る事業（共通目的事業）のために支出することとされている。

2 事業の内容等（第104条の8第1項）

共通目的事業の範囲は、「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業」と「著作物の創作の振興及び普及に資する事業」の2種類が法律に明記されている。具体的には以下のような事業が実施されている。

ア 著作権及び著作隣接権の保護に関する事業

- ・ 新聞・雑誌等への広告掲載
- ・ 著作権教育用の小冊子・パンフレット等の作成・配布
- ・ 広報誌の作成・配布
- ・ イベントへのブース出展
- ・ 著作権普及啓発活動（教材開発、セミナー・シンポジウムの開催等）への助成
- ・ 国際協力事業（国際セミナー、研修プログラム）への助成
- ・ 著作権等に関する調査・研究事業（私的録音等実態調査、海外における侵害実態調査等）の実施等

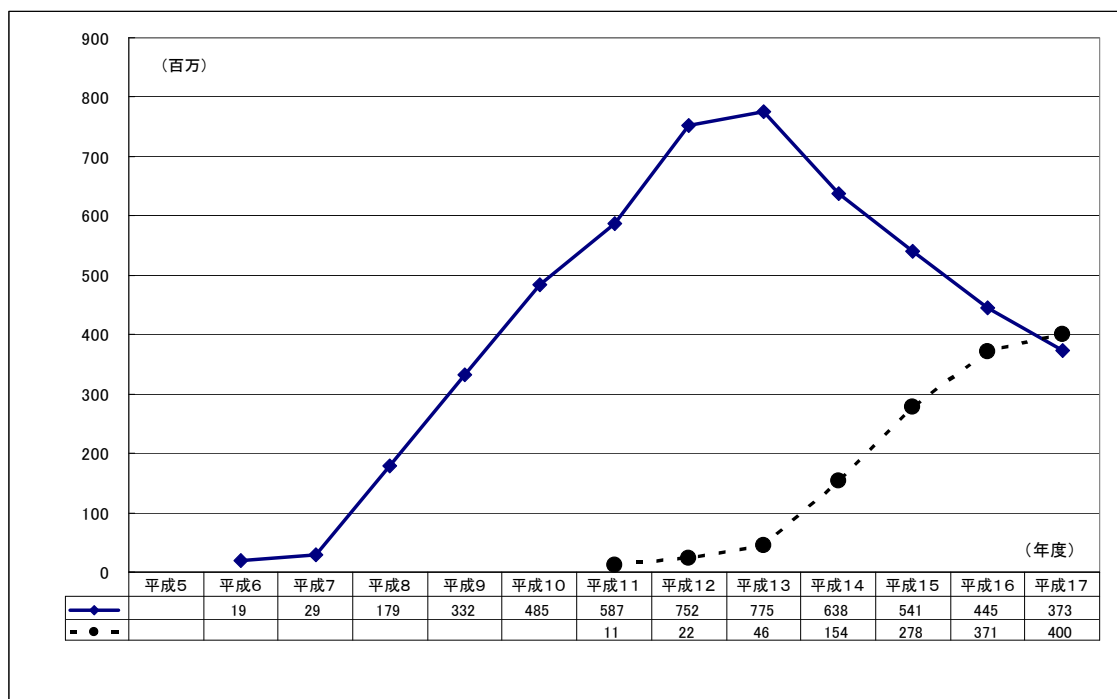
イ 著作物の創作の振興及び普及に資する事業

- ・ コンサート、講演会等への助成
- ・ 新人芸術家の育成活動（作品の公募・発表等）への助成
- ・ 海外への日本音楽に関する情報の提供活動への助成
- ・ 国際文化交流事業への助成等

3 共通目的事業への支出額（第104条の8第1項、施行令第57条の6）

法律では、指定管理団体が徴収した補償金の総額のうち、共通目的事業のために支出しなければならない額は2割以内で政令で定める割合に相当する額と規定されている。これを受け、現在の支出割合は施行令で2割とされている。

なお、共通目的事業に宛てられる金額の推移³⁰は以下のとおりである。



³⁰ 金額は消費税込み。年度表示は出荷時であり共通目的基金としては翌年度の取扱いとなる。単位は100万円。出所は、録音、録画についてそれぞれ(社)私的録音補償金管理協会、(社)私的録画補償金管理協会による。

第4章 著作権保護技術の現状と当該技術を活用したビジネスの現状について

第1節 著作権保護技術について

デジタル複製の技術は、元の著作物等の品質と同品質の複製ができること、記録媒体等の破損等の場合を除き何回利用しても品質が劣化しないこと、短時間に大量の複製物が作成できることなど様々な特徴を有する。

我が国で補償金制度が導入された平成4年以降、デジタル化・ネットワーク化の流れは加速し、それに伴ってデジタル複製が行われる機会が多くなってきたことから、権利者側の要求により、様々な著作権保護技術が導入され、無制限な複製等が制限されるようになってきた。

著作権保護技術は、後述するように必ずしも直接的に複製を制限する技術だけを意味しない。本小委員会では、著作権保護技術という用語を、何らかの方法により複製が実質的に制限される技術と捉え使用することとする。

なお、先述したように複製を制限する技術については、著作権法でも技術的保護手段（第2条第1項第20号）を定義し、当該手段を回避して複製することや当該手段を回避する装置等を製造販売等することを規制しているので、必要に応じ、技術的保護手段という用語も用いるが、著作権保護技術は技術的保護手段より広い概念と考え使用していることに留意する必要がある。

第2節 著作権保護技術の種類と特徴について

著作権保護技術は、技術の特徴によって大きく「フラグ検出型」と「暗号技術利用型」に区分される。

1 フラグ検出型

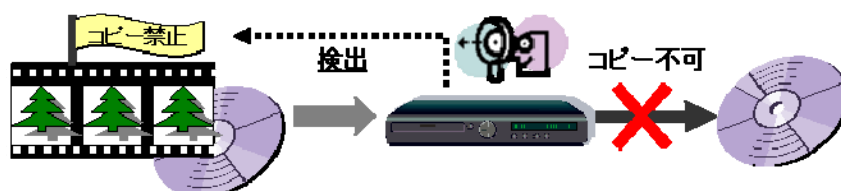
(1) 著作権保護技術の概要

フラグ検出型の著作権保護技術は、基本的には暗号化されていないコンテンツ（例えば音楽CD）に複製制御フラグを付加し、複製機器が当該信号を検出し、反応することで複製を制限する方法である。

(2) 特徴

フラグ検出型の著作権保護技術は、法律やライセンス契約等の義務付けに従い、複製機器が当該フラグを検出・反応する場合しか複製等の制御ができないのが特徴である。

[フラグ検出型の著作権保護技術の概念図（コピー禁止の場合の例）]



〔フラグ検出型の採用例〕

DATレコーダ、MDレコーダ、オーディオCD-Rレコーダ、DVLレコーダ、D-VHSレコーダ

(出所: (社)電子情報技術産業協会提供資料)

2 暗号技術利用型

(1) 著作権保護技術の概要

暗号技術利用型の著作権保護技術は、コンテンツを暗号化し、そのままでは視聴可能な状態で複製等ができないようにした上で、復号に必要な鍵等の機器メーカーへのライセンス契約により、利用者側の機器で当該コン

コンテンツを再生、出力、複製等を行う際に一定の利用制限を加えることを可能にする方法である。

(2) 特徴

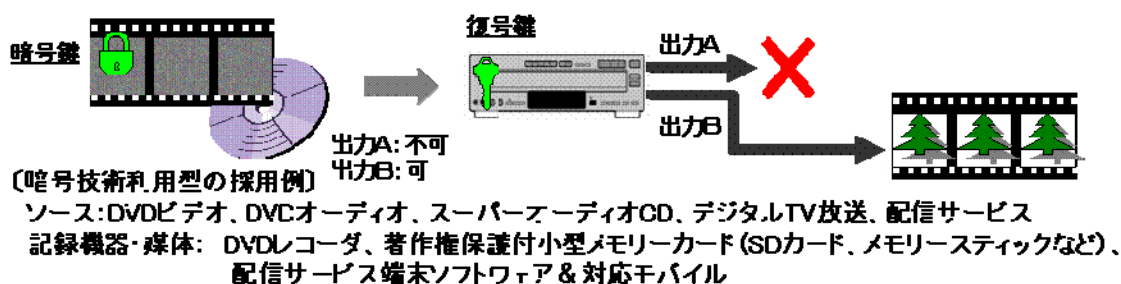
フラグ検出型と異なり、ライセンス契約がないと視聴可能な状態で複製等ができないのが特徴である。

暗号技術利用型の著作権保護技術は、復号鍵のライセンス契約の内容に様々な条件を付すことが可能である。例えば、相手先の機器が著作権保護技術に対応しているものであればデータを出力し、それ以外は出力不可にするなど、複製の制御以外に様々な条件を付加してコンテンツの利用を制御できる。

なお、暗号技術利用型の著作権保護技術は、例えば、次のような制御を暗号化してコンテンツに付加することが可能である。

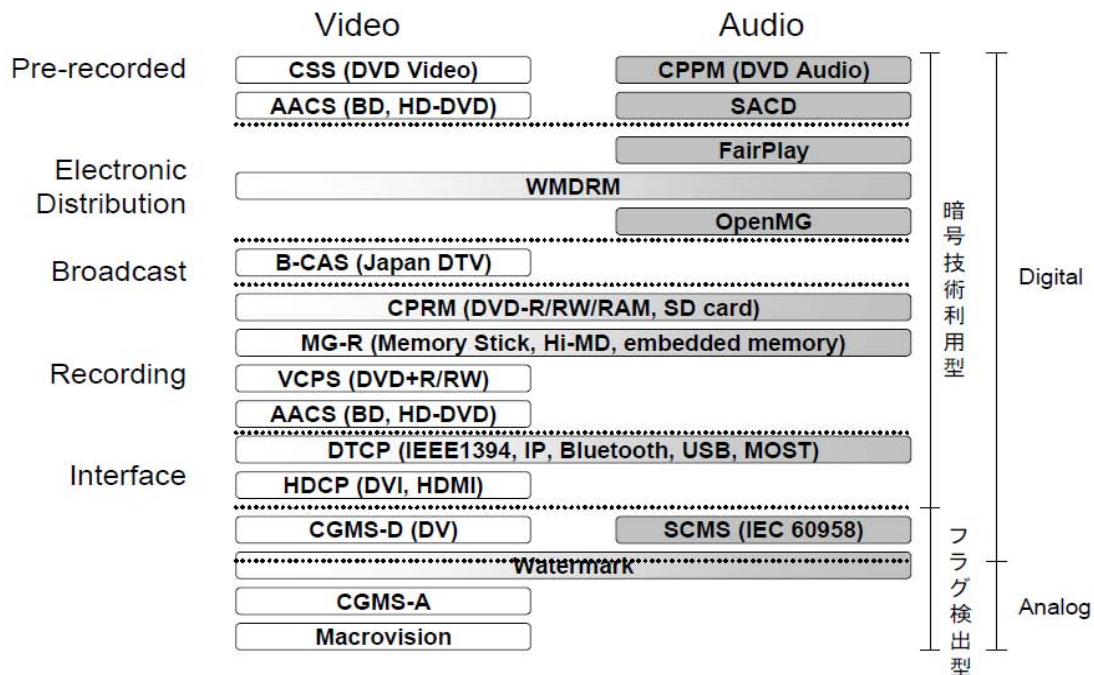
制御の種類	制御の内容
複製の制御	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー世代の制限 (コピー禁止、一世代までコピー可、コピー制限なしなど) ・コピー個数の制限
転送・出力の制御	<ul style="list-style-type: none"> ・複製・転送が可能な機器の限定 ・出力先の限定、出力時や出力先でのコンテンツの扱い(再暗号化など)
再生の制御	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンス契約上認められていない方法で作成された複製物を検知し、再生を止めるなど

[暗号技術利用型の著作権保護技術の概念図(出力先の限定の例)]



(出所: (社)電子情報技術産業協会提供資料)

<参考 1 : 著作権保護技術の例>



(出所: (社) 電子情報技術産業協会提供資料)

<参考 2 : 著作権保護技術採用の歴史>



(出所: (社) 電子情報技術産業協会提供資料)

第3節 著作権保護技術を活用したビジネスの動向について

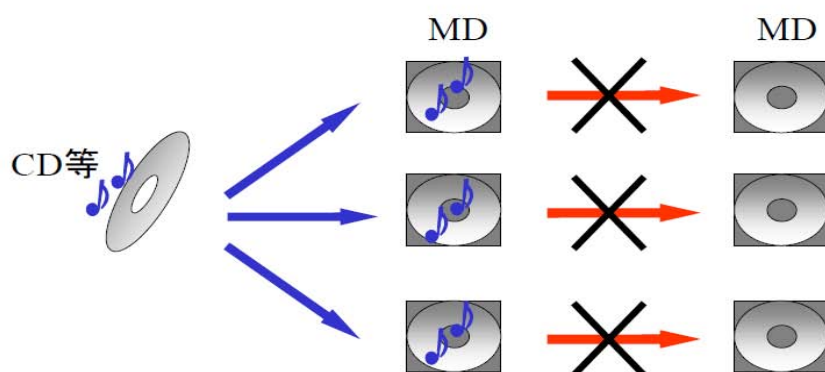
1 音楽パッケージビジネス

(1) 音楽CDに関する著作権保護技術

現在、音楽パッケージとして流通しているもののほとんどは、音楽CD (Compact Disc) であるが、音楽CDにはデジタル録音に係る著作権保護技術として、SCMS³¹という技術(前述のフラグ検出型)が採用されている。

例えば、この技術が採用されている場合、MDレコーダーでは、音楽CDデータをMDに1世代までコピーすることはできるが、録音したMDデータをさらに他のMDへ録音することはできない仕組みになっている。

SCMS (Serial Copy Management System) … オーディオ
デジタル→デジタルのコピーを1世代に制限



暗号化されていないコンテンツにコピー制御フラグを付加し、記録機器が当該信号を検出、反応することでコピー世代を制限

(出所: (社) 電子情報技術産業協会提供資料)

³¹ SCMS (Serial Copy Management System) は、デジタル方式の複製世代管理に関する著作権保護技術で、音声データに「1世代のみコピー可」または「コピー可」のうち、いずれかのコピー制御情報を付加することができる仕組みになっている。なお、「1世代のみコピー可」のコピー制御情報が付加された音声データを複製した場合、記録媒体には「コピー不可」のコピー制御情報が付加される。

音楽CDについては、上記のように、DAT、MD、CD-R等の録音機器において一定の複製制限が行われているが、そのような方式が採用されていないパソコンや携帯用オーディオプレーヤー等については、複製制限はなく自由に複製等を行うことができる。

なお、1990年代半ば以降、パソコンの普及により、音楽CDデータ（音楽）をパソコンへ取り込み再生して楽しむことが可能になり、ファイル交換ソフトを経由して音楽CDデータを複製するなどの事例が増加したため、パソコンでの音楽CDデータの複製を制御する技術として、平成14年から一部のレコード会社がコピーコントロールCD（CCCD）³²を導入した。

しかし、CCCDは、一部のOSで意図した効果が発揮されなかったことや一部のCDプレーヤー等で正常に再生されない場合があったことなどから、現在では、CCCDを発売しているレコード会社はない。

³² CCCDは、当該CDをCDプレーヤーやパソコンで再生すること、当該CDからMDへの複製は可能とするが、パソコンで複製することを制限する技術が組み込まれたCDである。また、CCCDの一種として、一定条件の下でパソコンでの複製を可能にしたセキュアCDが開発されたが、現在は、CCCD、セキュアCDともに発売されていない。

(2) 音楽パッケージビジネスの現状

音楽CDは、現在においても音楽パッケージビジネスの中心的商品であり、平成18年には、約1億8千万枚のアルバムが市場に出荷されている。

このうち、約1億7千万枚の音楽CDがセル用に出荷されており、残りの約1千万枚はレンタル事業者へ提供されている。

<CDアルバムの出荷枚数>

(単位：百万枚)

年	出荷枚数	セル用	レンタル用
平成18年(2006年)	178	168	10
平成17年(2005年)	191	181	10
平成16年(2004年)	181	172	9
平成15年(2003年)	185	176	9
平成14年(2002年)	206	198	8
平成13年(2001年)	225	217	8
平成12年(2000年)	251	244	7
平成11年(1999年)	238	226	12
累計	1,655	1,582	73

注1 上記数値は、邦盤と洋盤の両方を含んでいる。

注2 上記数値は、商品ベースでカウントしているため、例えば、2枚組のアルバムの場合、「2」ではなく「1」としてカウントしている。

注3 累計は、平成11年から平成18年までの8年間の累計数を表示している。

((社) 日本レコード協会提供資料を元に作成)

(3) 次世代オーディオに関する著作権保護技術

音楽CDに続く次世代オーディオとして期待されているスーパーオーディオCDは平成11年から、DVDオーディオは平成12年から発売されている。

このようなパッケージについては、先述の暗号技術利用型の著作権保護技術を採用しているが、現在のところ余り普及しているとは言えない。

<スーパーオーディオCD、DVDオーディオの出荷枚数>

(単位：千枚)

年	出荷枚数
平成18年(2006年)	249
平成17年(2005年)	326
平成16年(2004年)	411
平成15年(2003年)	489
平成14年(2002年)	205
累計	1,780

注1 上記数値は、邦盤と洋盤の両方を含んでいる。

注2 上記数値はスーパーオーディオCD、DVDオーディオの合計を表示している。

注3 上記数値は、商品ベースでカウントしているため、例えば、2枚組のアルバムの場合、「2」ではなく「1」としてカウントしている。

注4 累計は、平成14年から平成18年までの5年間の累計数を表示している。

((社) 日本レコード協会提供資料を元に作成)

2 音楽配信ビジネス

(1) 音楽配信に関する著作権保護技術

音楽配信ビジネスでは、著作権保護技術を採用していないものも存在するが、主要なサービスにおいてはほとんどの場合、何らかの暗号技術利用型の著作権保護技術を採用している。

代表的な音楽配信の著作権保護技術としては、iTunes Storeで採用されているFairPlay、moraで採用されているOpenMG、その他多数のサービスで採用されているWMDRMなどがある。

これらの著作権保護技術を用いたサービスでは、パソコンや携帯用オー

ディオプレーヤーへの複製回数などがあらかじめ決められているサービスもあるし、コンテンツの提供者が自由に設定することが可能なものもある。

ちなみに、コンテンツホルダーであるレコード会社が配信事業者のサービスで選択しているコピー制御ルールの内容は次のとおりである。ただし、iTunes Store については、選択の幅がほとんどないのが現状である。

<音楽配信事業におけるコピー制限ルールの例>

(平成19年10月時点)

会員社名 (注1)	Fair Play(iTunes Store)(注2)			OpenMG(MORA)			WMA(多数の配信サービス)		
	PCへの複製	CD-R/RWへの書き込み	携帯プレーヤーへの複製	PCへの複製	CD-R/RWへの書き込み	携帯プレーヤーへの複製(注3)	PCへの複製	CD-R/RWへの書き込み	携帯プレーヤーへの複製
A社	同時に最大5台まで	同一プレイリストは7枚まで 音源単位では無制限	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	無制限
B社	同時に最大5台まで	同一プレイリストは7枚まで 音源単位では無制限	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	5回まで	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	5回まで
C社	同時に最大5台まで	同一プレイリストは7枚まで 音源単位では無制限	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	禁止	3回まで	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	禁止	3回まで
D社	同時に最大5台まで	同一プレイリストは7枚まで 音源単位では無制限	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	5回まで	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	25回まで
E社	同時に最大5台まで	同一プレイリストは7枚まで 音源単位では無制限	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	無制限
F社	(未提供)			ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	禁止	3回まで	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	禁止	3回まで
G社	同時に最大5台まで	同一プレイリストは7枚まで 音源単位では無制限	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	禁止	3回まで	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	禁止	3回まで
H社	同時に最大5台まで	同一プレイリストは7枚まで 音源単位では無制限	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	3回まで	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	3回まで
I社	同時に最大5台まで	同一プレイリストは7枚まで 音源単位では無制限	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	無制限
J社	同時に最大5台まで	同一プレイリストは7枚まで 音源単位では無制限	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	無制限	(未提供)		
K社	同時に最大5台まで	同一プレイリストは7枚まで 音源単位では無制限	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	無制限	ダウンロード時に利用した1台のPCのみ	音源ごとに10枚まで	無制限

注1 (社)日本レコード協会正会員社の一部について調査。

注2 iTunes Storeにおいては、配信事業者が決めたコピー制限ルールに統一される。

注3 OpenMGにおける携帯プレーヤーへの複製は、全てチェックアウトによるもの。

(なお、「チェックアウト」とは、音楽配信等に用いられるDRMの一部で採用されている複製方式で、携帯プレーヤー等に複製した音源をPCに戻すことで複製可能回数を元に戻すことができる)

(出所:(社)日本レコード協会)

(2) 音楽配信ビジネスの現状

我が国の音楽配信ビジネスは、約1,500事業者³³が事業展開をしていると言われていたが、配信デバイス、課金方法、著作権保護技術などにより様々なサービスが存在する。

配信デバイスとしては、パソコンへの配信、携帯電話への配信、専用機器への配信などがあり、課金方法としては、コンテンツごとの課金モデル、会費制（サブスクリプション）モデル、無料モデルなどがある。

特に、我が国では、「着メロ」「着うた」「着うたフル」に代表される携帯電話への配信が発達している。

<有料音楽配信の売上実績>

2005年／2006年 有料音楽配信売上実績（年間）

（社）日本レコード協会

	2005年(1月～12月)				2006年(1月～12月)					
	数量	構成比	金額	構成比	数量	構成比	前期比	金額	構成比	前期比
インターネット・ダウンロード	9,463	3.5%	1,851	5.4%	23,903	6.5%	253%	5,027	9.4%	272%
モバイル	258,376	96.4%	32,340	94.3%	344,140	93.5%	133%	48,240	90.2%	149%
その他	63	0.0%	92	0.3%	20	0.0%	31%	211	0.4%	229%
合計	267,901	100.0%	34,283	100.0%	368,063	100.0%	137%	53,478	100.0%	156%

備考1 当統計は、会員会社43社(2005年は41社)が配信を行っている音源についての実績をとりまとめたもの。

備考2 それぞれの項目内容は以下のとおり。

- ・インターネット・ダウンロード:シングル、アルバム、その他の合計
- ・モバイル:オリジナル音源を利用したシングル曲(全曲、一部)、着メロ、その他の合計

備考3 数量(千回):シングルは曲単位、アルバム他はそれぞれの構成単位での報告

(例:アルバム1枚分のダウンロード回数は1回とし、曲数換算は行わない)

金額(百万円):会員会社収入

³³ (社)日本音楽著作権協会と音楽配信(商用配信)に関する包括契約を締結している事業者数(平成19年9月4日現在)。

3 映像パッケージビジネス

(1) 映像パッケージに関する著作権保護技術

現在、映像パッケージとして広く流通しているものはアナログビデオカセットとDVDがある。

アナログビデオカセットについては、多くの場合、著作権保護技術としてマクロビジョン³⁴と呼ばれる技術が採用されており、この技術が施された映像をVHSビデオデッキで複製し再生した場合、映像が乱れて映し出される仕組みになっている。

一方、DVDには、マクロビジョンのほか、CGMS³⁵やCSS³⁶と呼ばれる著作権保護技術が複数施されている。

CGMSは、映像データの複製世代を管理する技術で、「コピー可」「1世代までコピー可」「コピー不可」のいずれかの信号に機器が反応して録画を制限する技術である。

また、多くのDVDには、CSSと呼ばれる著作権保護技術が施されており、映像信号に暗号がかけられているため、復号に必要な鍵を有する機器しか再生できない仕組みになっている。

³⁴ マクロビジョンとは、VHSビデオデッキに搭載されている入力信号の自動調整機能を誤作動させる映像信号をビデオソフトに入れることにより、画像の乱れ等を生じさせる技術である。マクロビジョンがかかったビデオソフトをVHSビデオデッキで複製しても、複製された映像が乱れたり、極端に暗くなったりする。

³⁵ CGMS(Copy Generation Management System)とは、映像信号に「コピー可」「1世代のみコピー可」「コピー不可」の信号を付加し、この信号に対応するレコーダーに相応して複製制御を行う技術。「コピー不可」の信号が付加されている場合、D-VHS、DVDレコーダー等で録画しようとしても、自動的に停止するなどして録画ができない仕組みになっている。

³⁶ CSS(Content Scramble System)とは、DVDに採用されているコンテンツ暗号化システムで、映像コンテンツを暗号化し、その暗号鍵を複製できないエリアに記録するため、CSSが施されたDVDはパソコンなどで複製しても暗号鍵自体が複製できず再生ができない。

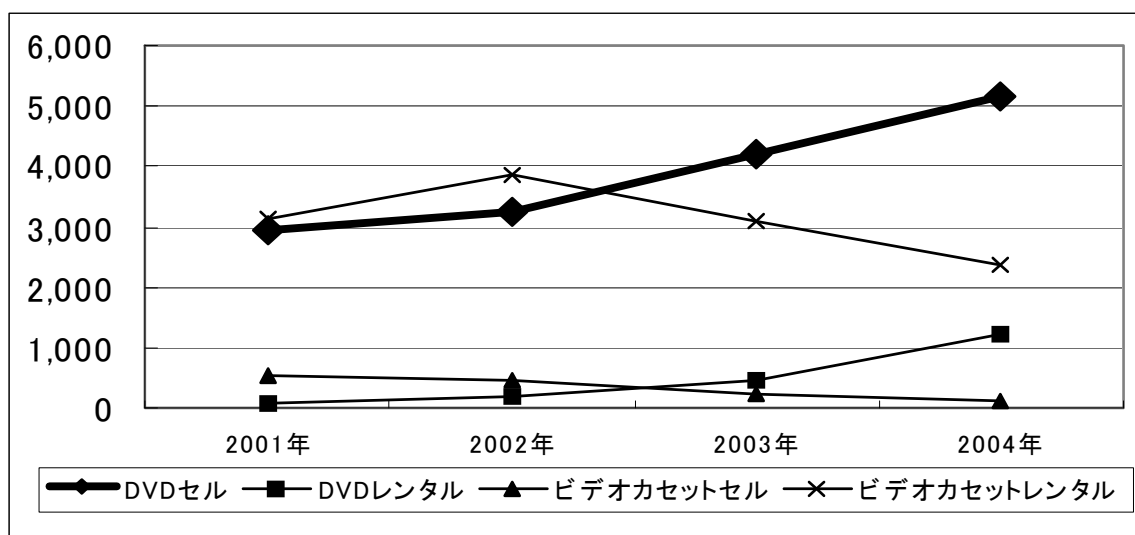
(2) 映像パッケージビジネスの現状

現在、販売用の映像ソフトはDVDが主流になっている。レンタル用の映像ソフトについてもDVDが中心になりつつあるが、旧作の映画は現在でもビデオカセットが用いられている。

商業用の映画については、現状では、マクロビジョンやCGMS、CSSなどの著作権保護技術の仕様にかかわらず、多くの場合、複製は禁止で運用されている。

<ビデオカセット・DVD（セル・レンタル）の売上の推移>

(単位：億円)



	2001年	2002年	2003年	2004年
DVDセル	2,927	3,230	4,220	5,174
DVDレンタル	80	190	475	1,227
ビデオカセットセル	527	459	239	113
ビデオカセットレンタル	3,134	3,859	3,109	2,359

出所：(財)デジタルコンテンツ協会 「デジタルコンテンツ白書2005」
 ※2006年3月15日付「JVAニュースリリース」((社)映像ソフト協会資料)

4 映像配信ビジネス

(1) 映像配信に関する著作権保護技術

映像配信ビジネスは、約400事業者³⁷が事業展開をしていると言われて
いるが、視聴用機器の種類等により著作権保護の特徴が異なっている。

セットトップボックス（STB）を介してテレビで視聴する場合は、マ
クロビジョンなどのフラグ検出型の著作権保護技術や、デジタル伝送路の
規格に対応したHDCP³⁸と呼ばれる暗号型の著作権保護技術が採用され
ており、STB側で暗号化された映像配信信号を受信・復号した後、上記
の著作権保護技術を適用する仕組みになっているため、外部機器への録画
等は原則禁止されている。

パソコンによる視聴の場合についても、HDCPによる著作権保護技術
が採用されている場合には、ソフトウェア側が暗号化された映像配信信号
を復号して再生する際に、当該著作権保護技術を適用する仕組みになって
いる。

また、モバイル機器による視聴の場合は、現在のところ、選択した機器
のみ再生が可能な仕組みであり、当該機器でダウンロードしたものからの
録画はできないものがほとんどである。

<映像配信サービスの特徴>

視聴用機器	サービスの特徴	外部機器への録画等
セットトップボックス (STB) 利用型	ストリーミング配信が中心	原則禁止
パソコン	ストリーミング配信が中心 ※ただし、再生期限付ダウンロード 配信も一部あり	原則禁止
モバイル機器	ダウンロード配信が中心	原則禁止

³⁷ (社)日本音楽著作権協会が映像配信(商用配信)に関する仮承認を与えている事業者
数(平成19年9月4日現在)。

³⁸ HDCPとは、デジタルインターフェース規格であるDVIやHDMIに対応した著作
権保護技術で、映像信号の伝送路に採用されている。

(2) 映像配信ビジネスの現状

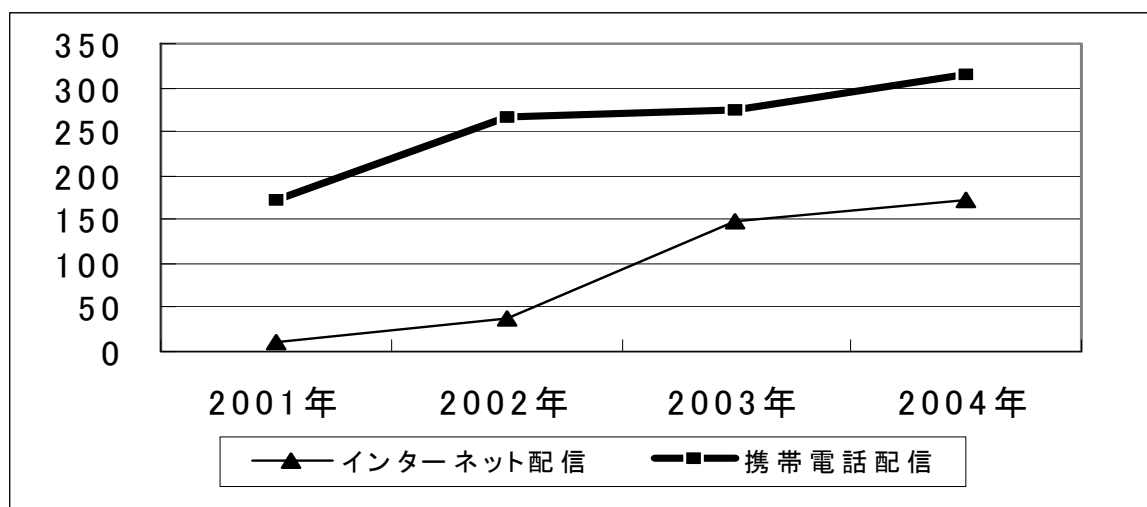
映像配信サービスは、STB、パソコン、モバイル機器などの視聴用機器ごとに配信サービスが異なっている。課金方法については、コンテンツごとの課金モデル、会費制（サブスクリプション）モデル、無料モデルなどがある。

現在の映像配信サービスは、ストリーミング配信が中心であるが、最近では、再生期限付きのダウンロード配信も登場している。

一方、携帯電話等のモバイル機器による視聴の場合は、当該機器からパソコンや他のモバイル機器への転送を制限している場合が多く、配信されるコンテンツが複製される可能性が少ないことから、ダウンロード配信のビジネスモデルが発達している。

<映像配信にかかる売上の推移>

(単位：億円)



	2001年	2002年	2003年	2004年
インターネット配信	10	39	147	173
携帯電話配信	171	266	274	314

(出所：(財)デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2005」)

5 地上デジタル放送

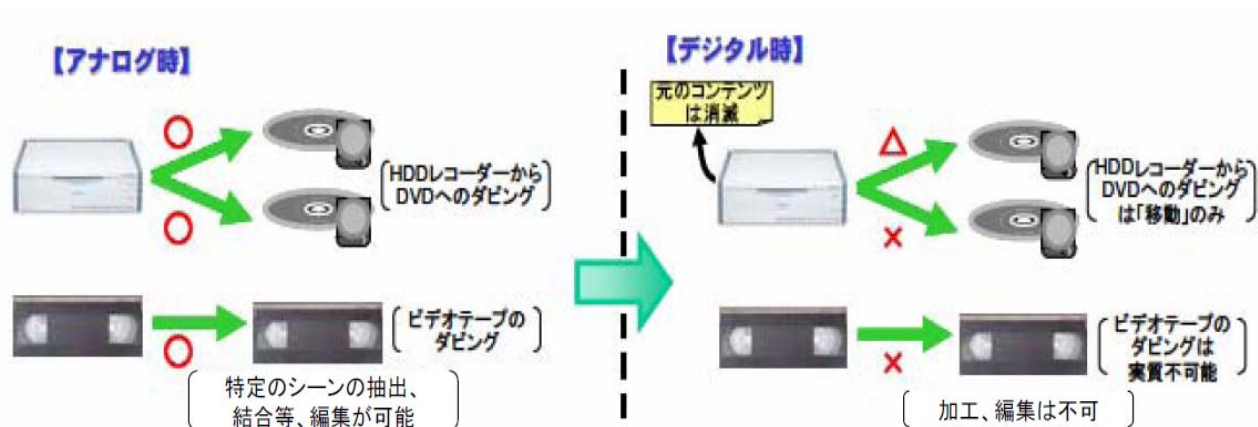
(1) 「コピーワンス」ルール

地上デジタル放送においては、現在、著作権保護方式として、いわゆる「コピーワンス」ルールが適用されている。

この方式は、BSデジタル放送において、音楽番組などの不正コピーを防止するため、平成16年（2004年）4月から導入された著作権保護方式で、録画した放送番組をオリジナルを残したまま複製することはできず、移動（ムーブ）のみ可能とするルールである。

具体的には、放送番組をハードディスクレコーダーに録画し、その後、DVDディスク等の他の記録媒体に複製した場合、オリジナルの番組は消去される仕組みになっている。

また、放送番組をDVD等の記録媒体に録画した場合、直接録画した媒体は再生することはできるが、それをさらにコピーすることはできない。



出典：「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割～2011年全面移行ミッションの確実な実現に向けて～」
<平成16年 諮問第8号 第2次中間答申>平成17年7月29日 情報通信審議会

(2) 「コピーワンス」ルールの見直し

a 経緯

現行の「コピーワンス」ルールについては、録画の制限が厳しすぎる、視聴者が「ムーブ」に失敗すると、オリジナルの放送番組が使用不能になるなどの指摘があったことから、平成18年9月、総務省の情報通信審議会情報通信政策部会に「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会（主査：村井純（慶応義塾大学教授））」が設置され、現行のデジタル放送の著作権保護方式である「コピーワンス」の運用改善等について検討が進められ、平成19年8月、当該検討委員会の検討を踏まえ、同審議会が中間答申を行った。

b 中間答申の内容

i 共通認識

中間答申では、検討委員会の議論の経緯を紹介した上で、審議会としての共通認識を以下のとおり得たとした。

(1)コンテンツに対する「リスペクト」

- あらゆるメディアがデジタル化に向かう中で、「コンテンツ大国」に相応しい多様で豊かなコンテンツの製作・流通を促進していくためには、コンテンツに関わる全ての関係者が、それぞれの役割の下に努力していくことが不可欠であり、特に、才能ある多くの若者が、コンテンツを創造する仕事を選択するインセンティブを絶やさないことが重要。
このためには、
 - 1)コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること
 - 2)その創造に関与したクリエイターが、適正な対価を得られる環境を実現することを基本的な姿勢として、夫々の課題を検討することが必要。
- コンテンツ大国の実現に向けた制度やルールのある在り方については、同様の基本的な姿勢の下に、以下のような様々な場において、既存の制度等の有効活用の在り方を含め、様々な検討が進められている。
 - ① コンテンツの流通促進や、競争力強化のため法制度の在り方(知的財産戦略本部、文化庁文化審議会、総務省情報通信審議会)
 - ② 私的録音録画補償金制度の在り方(文化庁文化審議会)
 - ③ コンテンツのマルチユースを前提に、適正な対価の還元を実現する契約ルールの在り方(日本経済団体連合会 映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会)
- 当審議会としても、こうした活動と基本的な認識を共有しつつ、具体的な提言を行っていくこととするが、他の検討の場においても、それぞれの検討組織の役割に応じて、クリエイターに適切な対価を還元していくための制度やルールの在り方について、消費者の利便性確保とのバランスに常に配慮しつつ更に検討を進め、可能な限り早期に、具体策がまとめられることを期待する。

(2)利用者の利便性確保と、技術進歩への対応

- 善意の利用者が、様々なウィンドウを介しコンテンツを私的に楽しむことを妨げようとする権利者や、クリエイターは見られない。
- ポータブルデバイスの著しい発展の中で、放送コンテンツについても、持ち歩きが可能な様々な機器を用いて楽しむスタイルが今後急速に普及することが予想されるが、こうした可能性を閉ざしたり、否定する意見も見られない。

(3)デジタル化との関係

- 通信・放送のフル・デジタル化、ブロードバンド化に向け、2011年は重要なマイルストーン。放送のデジタル完全移行についても、この期限までに完了することが不可欠。
- このために重要なことは、受信機の普及と、その前提としての視聴者の理解。特に「コピーワンス」の在り方の改善は、この視聴者の理解を得る上でも必要不可欠であることを十分考慮に入れることが必要。

(出所：～デジタル・コンテンツの流通の促進～地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政が果たすべき役割＜平成16年諮問第8号 第4次中間答申＞（概要版）情報通信審議会）

ii 当面の改善策

改善策の方向性としては、「COG (Copy One Generation) の考え方の適用＋一定の制限」が適当とし、具体的な回数を決めるにあたっては、次の考え方を考慮すべきとされた。

(3) 回数については、議論の経緯等を踏まえ、以下の三つの要因を考慮する。

- ① 善意の利用者が、家庭の中で普通にコンテンツを楽しむことを妨げられないことが必要。
- ② 技術の進展に伴う様々なポータブルデバイスの登場により、コンテンツを楽しむ形態が多様化し、変化しつつある。
- ③ 権利者からの指摘事項
 - i) 一人の視聴者に必要な、録画した放送番組のバックアップの数は、原則として一つではないか。
 - ii) 操作の誤りなど、多少の余裕を見たとしても、三つのバックアップで十分ではないか。

(出所：～デジタル・コンテンツの流通の促進～地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政が果たすべき役割＜平成16年諮問第8号 第4次中間答申＞（概要版）情報通信審議会)

具体的には、デジタル・チューナーとハードディスク等が同一筐体の場合、ハードディスク等にCOGで録画された放送番組については、同一筐体内のDVD等への出力や、外部機器への出力におけるコピー回数を9回までとし、最後の10回目のコピーを行った場合、ハードディスク内のオリジナルは消去される取り扱いとする考え方である。

iii 配慮事項

今後の取り組みとして、今回の「コピーワンス」の運用改善が、海賊版の違法流通を助長しないよう、行政、放送事業者、受信機メーカー、消費者などの関係者が連携・協力して周知広報活動に努めることや、デジタル技術の急速な進展に対応するため、今回の運用改善を暫定的なルールとすること等を配慮すべき事項としつつ、放送事業者や受信機メーカーなどの関係者においては、同審議会の提言を踏まえた取組を可能な限り早期に実現するよう要請している。

6 有料放送ビジネス

CS放送などの有料放送では、番組ごとに、コピー禁止、コピーワンス、EPN (Encryption Plus Non Assertion)、コピーフリーなどの著作権保護技術を選択することが可能であるが、現在は、「コピーワンス」ルールが採用されている場合が多い。

第5章 違法サイト³⁹からの私的録音録画⁴⁰の現状について

第1節 ファイル交換ソフトを利用した私的録音録画の現状 について

ファイル交換ソフトを利用した音楽ファイルや映像ファイルの私的録音録画の現状については、関係団体が行っている実態調査結果をもとに紹介する。

1 調査方法

ファイル交換ソフト利用実態調査は、関係団体が平成14年（2002年）から毎年実施しているもので、最新の平成18年（2006年）調査は、10団体・事業者⁴¹が、6月13日から6月18日に、インターネット利用者を対象として、インターネット上のWebアンケートサイトを利用して行ったものである（有効回答者数：18,596人）。

2 調査結果の概要

（1）ファイル交換ソフトの利用率・利用者数

2006年調査におけるファイル交換ソフトの利用率は、インターネット利用者のうち、約3.5%がファイル交換ソフトを「現在利用」しており、「過去に利用」していた約8.6%を合わせると、インターネット利用者の約12%がファイル交換ソフトの利用経験を有している。

³⁹ ここでは、権利者に無断で著作物等が送信可能化された（利用者の求めに応じ自動的に送信できる状態のことをいう）サイトや個人のパソコン（サイトやパソコン自体が違法なわけではない）を便宜的に「違法サイト」という。

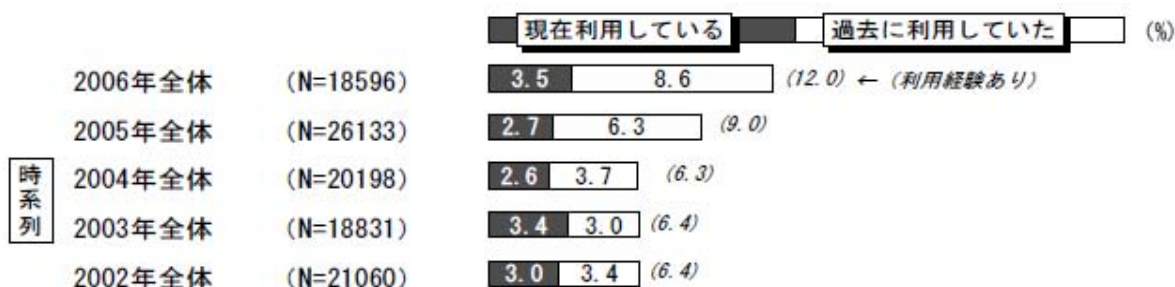
⁴⁰ ここでは違法サイトからの私的録音録画とは、権利者に無断で自動公衆送信された著作物等からの私的録音録画（ファイル交換ソフト等によるものを含む。）をいう。

⁴¹ 10団体・事業者の内訳は以下のとおり。

・（社）コンピュータソフトウェア著作権協会、（社）日本レコード協会、（社）日本音楽著作権協会、（株）日本国際映画著作権協会、（株）テレビ朝日、（株）テレビ東京、（株）東京放送、日本テレビ放送網（株）、日本放送協会、（株）フジテレビジョン。

なお、2002年から2005年のファイル交換ソフト利用実態調査は、（社）コンピュータソフトウェア著作権協会と（社）日本レコード協会が実施。

<ファイル交換ソフトの利用率とその変化>



※ 現在利用者・・・平成17年7月以降にファイル交換ソフトを利用したことがある者

※ 過去利用者・・・平成17年6月以前にファイル交換ソフトを利用していた者

(出所：2006年ファイル交換ソフト利用実態調査)

<ファイル交換ソフトの利用者数>

平成18年2月末現在のデータである「インターネット白書2006」（平成18年6月21日/インプレスR&D発行）をもとに、ファイル交換ソフトの利用者の推計を行った。

同データによると平成18年2末日現在のわが国におけるインターネット利用者数(自宅の機器を利用しての接続利用者数)は、5,060.21万人と推定される。

本調査のファイル交換ソフト利用者が「現在利用者」3.5% (現在利用者645人÷調査標本数全体18,596人)、「過去利用者」8.6% (過去利用者1,590人÷調査標本数全体18,596人)であることから、以下の計算により現在利用者が約175.51万人、過去利用者が約432.66万人であり、両者を合算したファイル交換利用経験者は約608.17万人となる。

(※) 上記の算出方法は以下のとおりである。

■ 現在利用者

約5,060.21(万人)×(現在利用者645人÷調査標本数全体18,596人)=約175.51万人

■ 過去利用者

約5,060.21(万人)×(過去利用者1,590人÷調査標本数全体18,596人)=約432.66万人

(出所：2006年ファイル交換ソフト利用実態調査)

本調査では、ファイル交換ソフトの利用者数を約608.17万人と推定しているが、本調査は、インターネット上のWebアンケートサイトによって行われているため、比較的利用頻度が高い利用者が回答していると考えられ、約5,060.21万人(インターネット利用者数)という数値を

そのまま使って算定すると過大な推定値が算出されると本委員会にて指摘があった。

このため、「2006年通信利用動向調査報告書―世帯編―平成19年3月（総務省情報通信政策局）」の利用頻度調査結果におけるインターネット利用者のうち、「パソコンを用いて毎日少なくとも1回はインターネットを利用する者」の割合は、2006年調査で全体の約41.1%であるところから、この数値をもとに算出した場合、2006年における利用頻度の高いインターネット利用者数は約2,079.75万人となり、ファイル交換ソフト利用経験者数は約251.65万人と推定される。

この推定値は、2006年ファイル交換ソフト利用実態調査におけるファイル交換利用経験者数の約608.17万人と比べると、かなり低い推定値になるが、上記のような指摘があったことから、より厳正な推定値として本中間整理ではこの推定値を使用することとする。

なお、年ごとのインターネット利用者数及びファイル交換ソフト利用経験者数は次のとおりであるが、年ごとに人数が確実に増加していることが分かる。

＜利用頻度の高いインターネット利用者数の推移＞

(単位：万人)

年	インターネット利用者数	「毎日少なくとも1回利用する者」の割合	利用頻度の高いインターネット利用者数
2006年調査	5060.21	41.1%	2,079.75
2005年調査	4718.90	43.9%	2,071.60
2004年調査	3389.10	42.2%	1,430.20
2003年調査	2899.60	39.2%	1,136.64
2002年調査	2257.00	36.8%	830.58

注1 インターネット利用者数は、2002年から2006年のファイル交換ソフト利用実態調査から抽出。

注2 「毎日少なくとも1回利用する者」の割合は、2002年から2006年までの各年ごとの「通信利用動向調査―世帯編―（総務省情報通信政策局）」における利用頻度調査結果に基づいている。

＜ファイル交換ソフト利用経験者数の推移＞

(単位：万人)

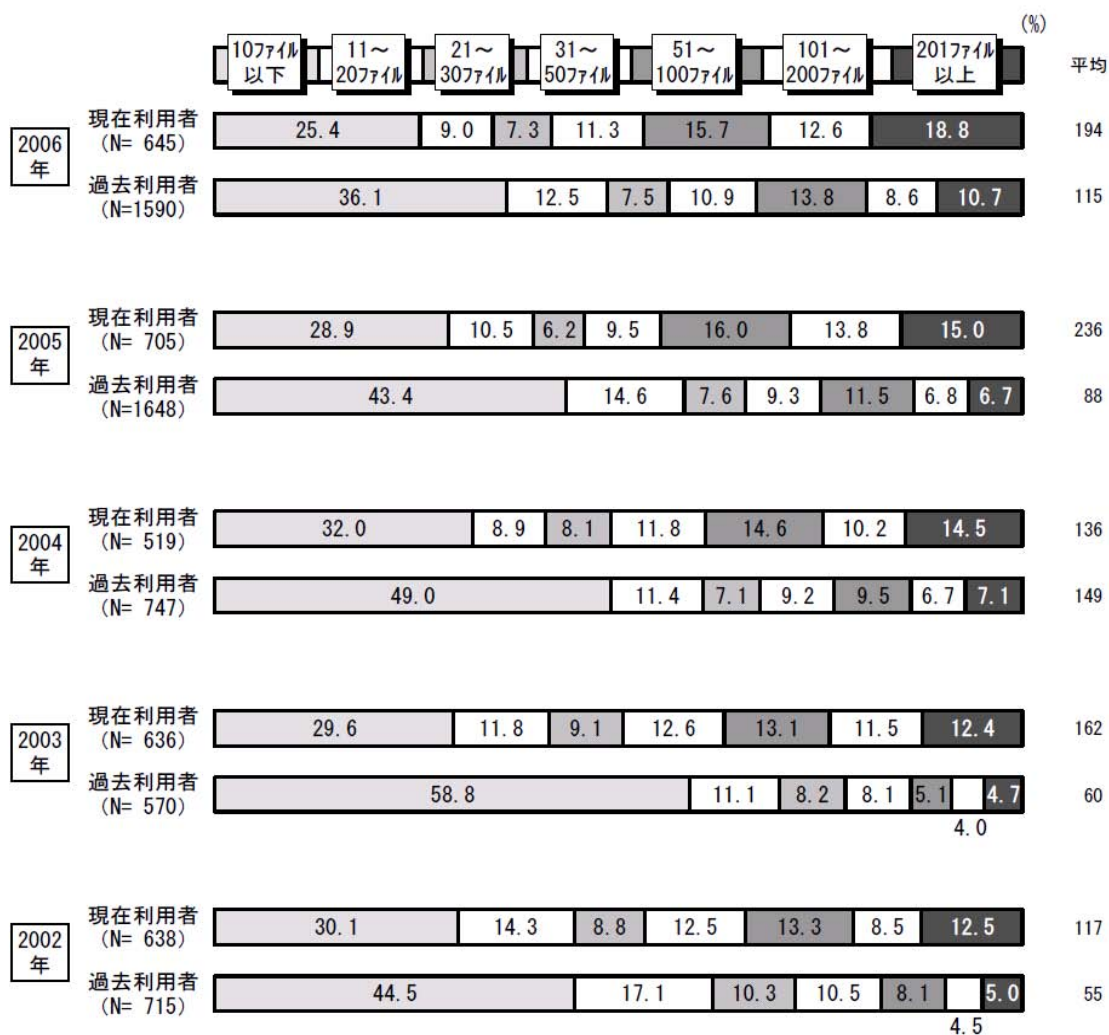
年	利用頻度の高いインターネット利用者数	ファイル交換ソフトの利用経験者数		
		現在利用者	過去利用者	計
2006年調査	2,079.75	72.79	178.86	251.65
2005年調査	2,071.60	55.93	130.51	186.44
2004年調査	1,430.20	37.19	52.92	90.11
2003年調査	1,136.64	38.65	34.10	72.75
2002年調査	830.58	24.92	28.24	53.16

(2) ダウンロードされたファイル数

2006年調査では、ファイル交換ソフトの利用者が過去1年間でダウンロードしたファイル数の平均は、現在利用者が194ファイル、過去利用者が115ファイルである。

過去4回の調査を比較すると、「51ファイル以上」の利用者が増加傾向にあり、一人で多くのファイルをダウンロードする傾向が強くなっているものと推測できる。

<ダウンロードされたファイル数（ファイルの送受信数）>



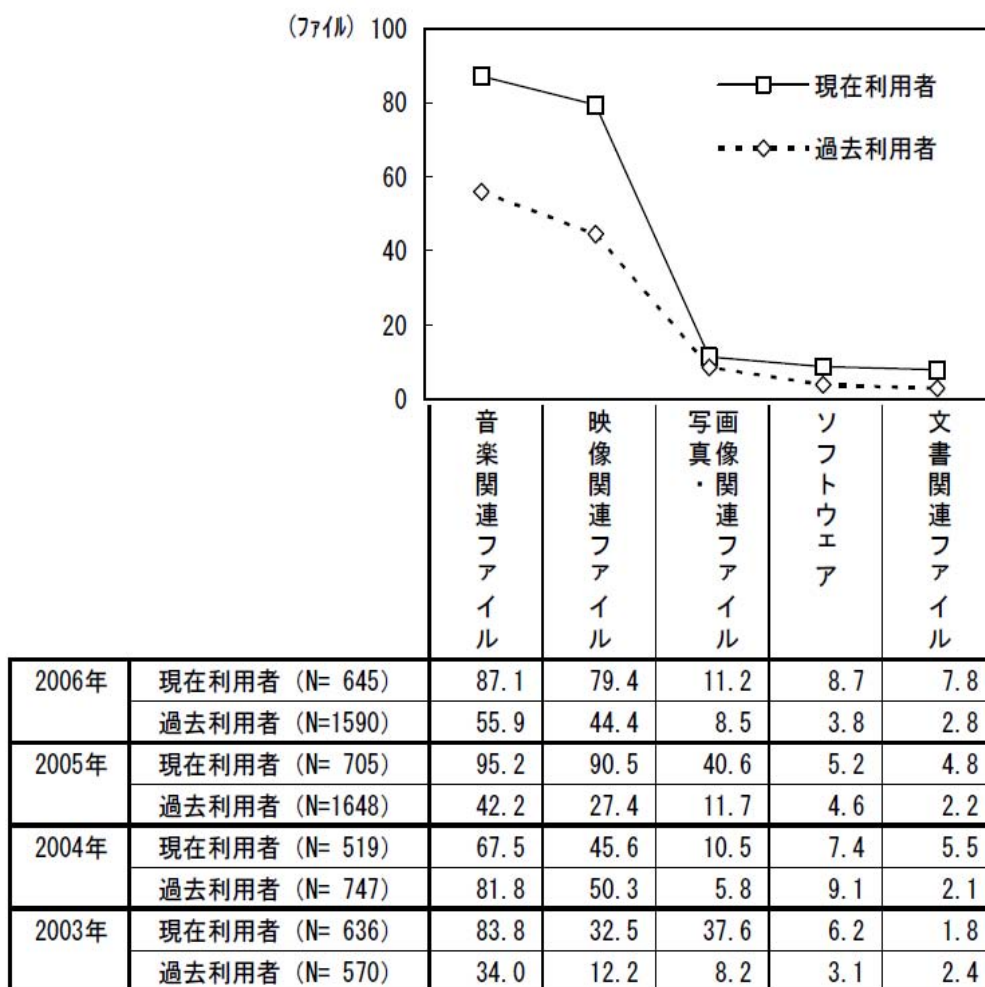
(出所:2006年ファイル交換ソフト利用実態調査)

(3) ジャンル別のダウンロード数

2006年調査では、ファイル交換ソフトを用いてダウンロードしたファイルのうち、最も多いのは音楽関連ファイルであり、次いで映像関連ファイルであった。数は少ないが写真・画像関連ファイル、ソフトウェア、文書関連ファイルもダウンロードされている。

過去4年間の調査と比較すると、音楽関連ファイルについては、いずれの年も多くのファイルがダウンロードされていることが分かる。また、映像関連ファイルについては、2005年から急速に増加していることが分かる。

<ジャンル別のダウンロード数>



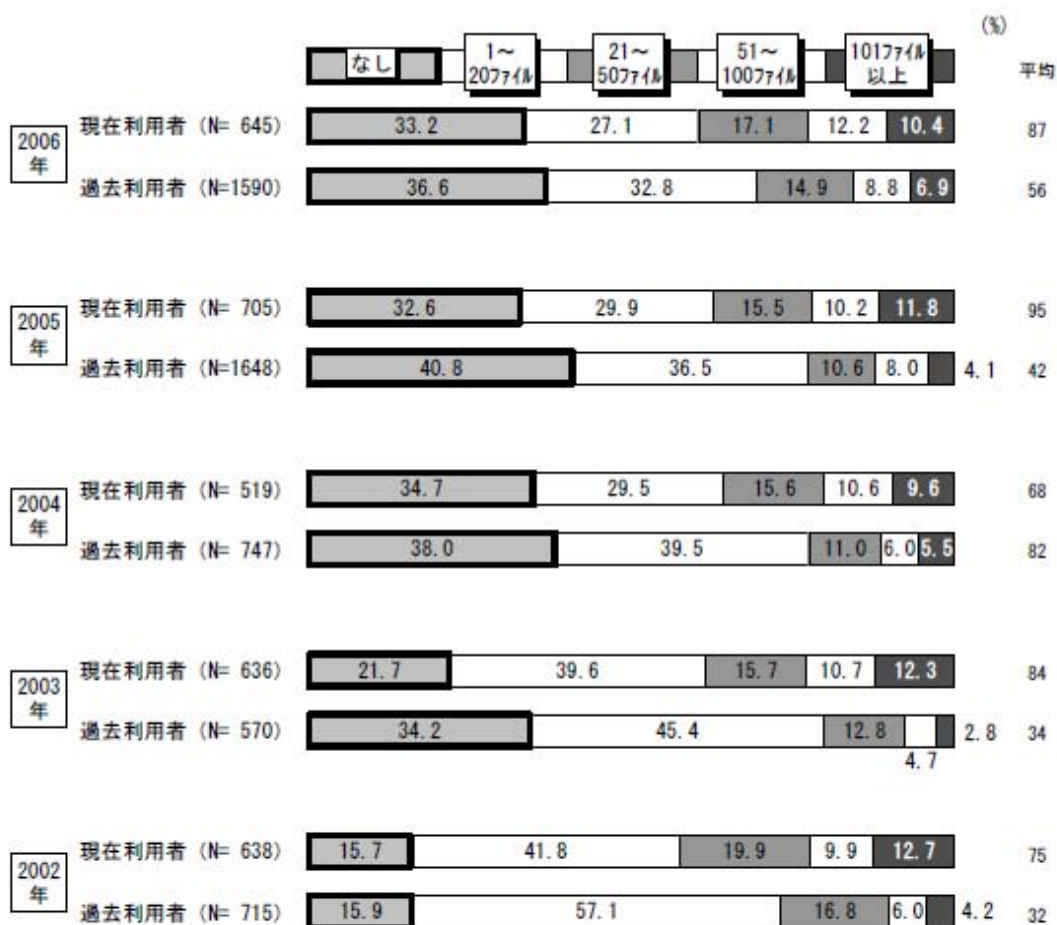
※現在利用者は「過去1年間に」ダウンロードしたファイル数
過去利用者は「これまでに」ダウンロードしたファイル総数

(出所:2006年ファイル交換ソフト利用実態調査)

① 音楽ファイル

2006年調査では、ファイル交換ソフトを現在利用している人の約3分の2が、過去1年間に音楽ファイルのダウンロード経験があり、現在利用者全体に対する過去一年間の平均ダウンロードファイル数は87ファイルで、2005年調査をやや下回っている。

＜音楽ファイルのダウンロード数＞



※ベースはファイル交換ソフトの利用経験がある人

※2004年～2006年の現在利用者は「過去1年間に」ダウンロードした音楽関連ファイル数
他は「これまでに」ダウンロードした音楽関連ファイル総数

(出所: 2006年ファイル交換ソフト利用実態調査)

2006年調査におけるファイル交換ソフトによる音楽ファイルのダウンロード数(約6,300万ファイル)と2006年有料音楽配信売上実績におけるインターネットダウンロード数(約3,400万曲)を比較すると、ファイル交換ソフトによる音楽ファイルのダウンロード数の方が約2倍多い(次頁参照)。

さらに、過去利用者によるダウンロード数も考慮すると、ファイル交換ソフトを利用したダウンロード数は、有料音楽配信によるダウンロード数を大きく上回るものと推測される。

＜ファイル交換ソフトの現在利用者による音楽ファイルのダウンロード数＞

○2006年のファイル交換ソフト利用経験者数のうち現在利用者数(72.79万人)に、音楽ファイルの平均ダウンロード数(87ファイル)を乗じて、ファイル交換ソフトの現在利用者による音楽ファイルのダウンロード数を算出すると、約6,300万ファイルと推定される。

【算出式】

$$72.79 \text{ (万人)} \times 87 \text{ (ファイル)} = 6,332.73 \text{ (ファイル)}$$

＜有料音楽配信における音楽ファイルのダウンロード数＞

○一方、2006年有料音楽配信売上実績におけるインターネットからの音楽ファイルの年間ダウンロード曲数は、約3,400万曲と推定される。

【算出式】

シングルトラック	22,369千曲
アルバム	11,320千曲 (1,132回×10曲)
合計	33,689千曲

※ 2006年有料音楽配信売上実績におけるシングルトラックの数量は曲単位であるが、アルバムについては曲数換算されていないため、アルバムに収録される曲数を10曲として換算。

2006年 有料音楽配信売上実績(年間)

	形態	2006年1月～2006年12月 累計			
		数量	前年同期比	金額	前年同期比
インターネット ダウンロード	シングルトラック	22,369	249%	3,524	255%
	アルバム	1,132	307%	1,387	306%
	小計 (オーディオダウンロード分)	23,501	251%	4,911	267%
	その他(音楽ビデオ等)	402	433%	116	830%
	合計	23,903	253%	5,027	272%
モバイル	Ringtunes	226,753	116%	24,609	118%
	Ringback tunes	45,602	195%	2,688	218%
	シングルトラック	55,824	246%	17,952	250%
	その他コンテンツ	15,961	99%	2,992	94%
	合計	344,140	133%	48,240	149%
その他	その他 (その他のデジタル音楽コンテンツ)	20	31%	211	229%
総合計		368,063	137%	53,478	156%

※モバイルのRingTunesとは、「着うた」のことである。
 ※モバイルのシングルトラックとは、「着うたフル」のことである。

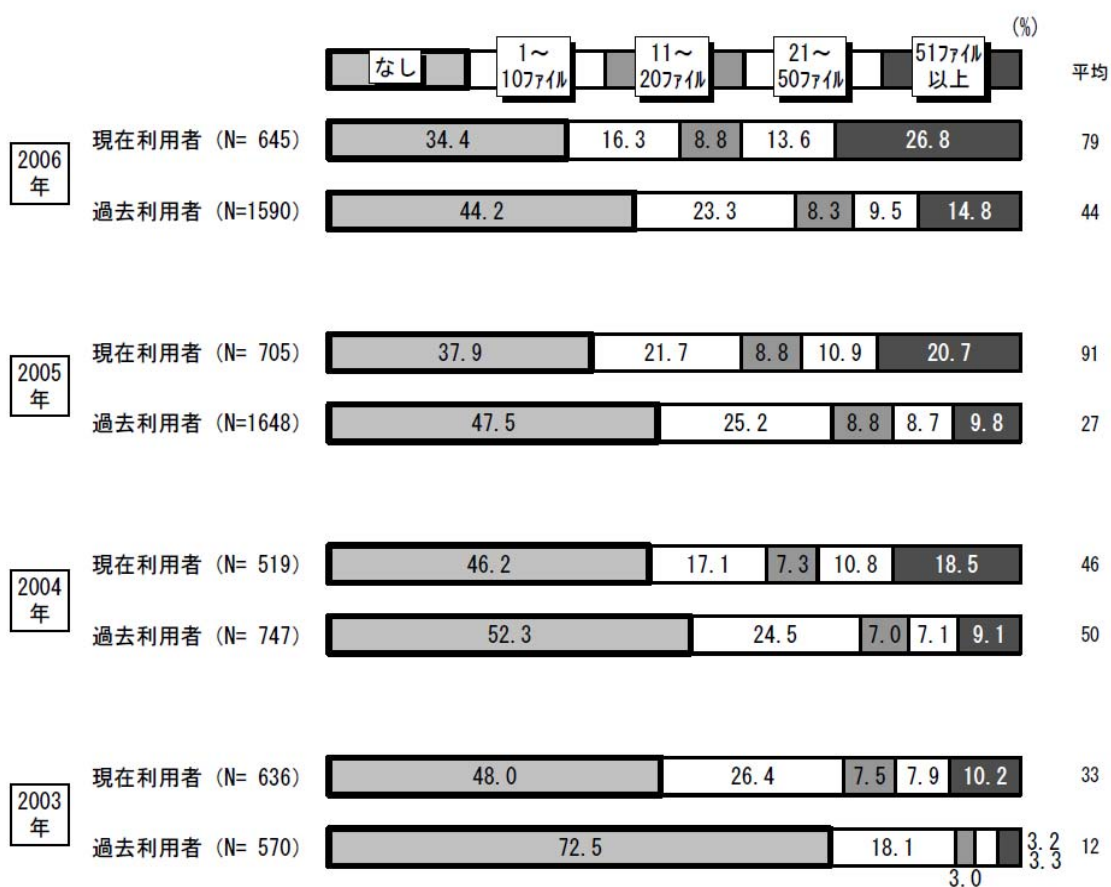
(単位)数量:千回、金額:百万円
 (出所:(社)日本レコード協会)

② 映像ファイル

2006年調査では、ファイル交換ソフトを現在利用している人のほぼ3分の2の約65.6%が映像関連ファイルのダウンロード経験があり、平均79ファイルを過去1年間にダウンロードしている。

2003年から2006年の推移では、一人の利用者が多くの映像ファイルをダウンロードする傾向が強くなっている。

<映像ファイルのダウンロード数>

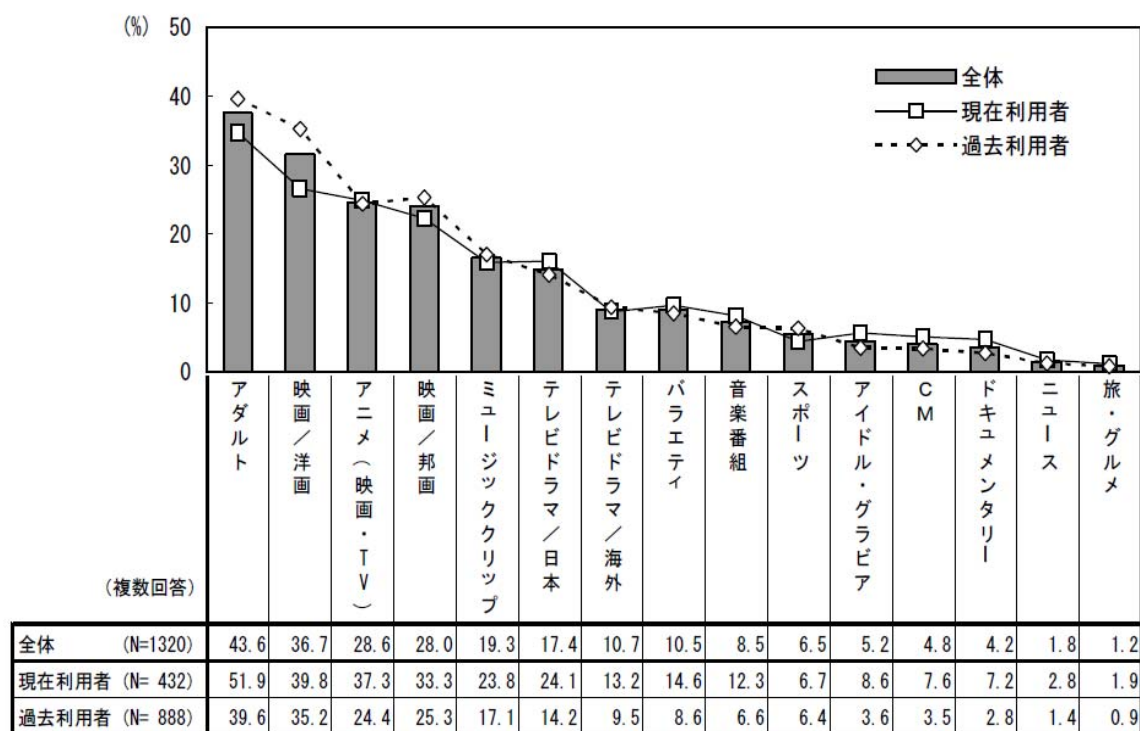


※ベースはファイル交換ソフトの利用経験がある人

※現在利用者は「過去1年間に」ダウンロードした映像関連ファイル数
過去利用者は「これまでに」ダウンロードした映像関連ファイル総数

(出所: 2006年ファイル交換ソフト利用実態調査)

なお、2006年調査では、ダウンロードされた映像ファイルは、アダルト、映画（洋画）、アニメ、映画（邦画）の順に多い。



(出所:2006年ファイル交換ソフト利用実態調査)

<ファイル交換ソフトの現在利用者による映像ファイルのダウンロード数>

○2006年のファイル交換ソフト利用経験者数のうち現在利用者数(72.79万人)に、映像ファイルの平均ダウンロード数(79ファイル)を乗じて、ファイル交換ソフトの現在利用者による映像ファイルのダウンロード数を算出すると、約5,800万ファイルと推定される。

【算出式】

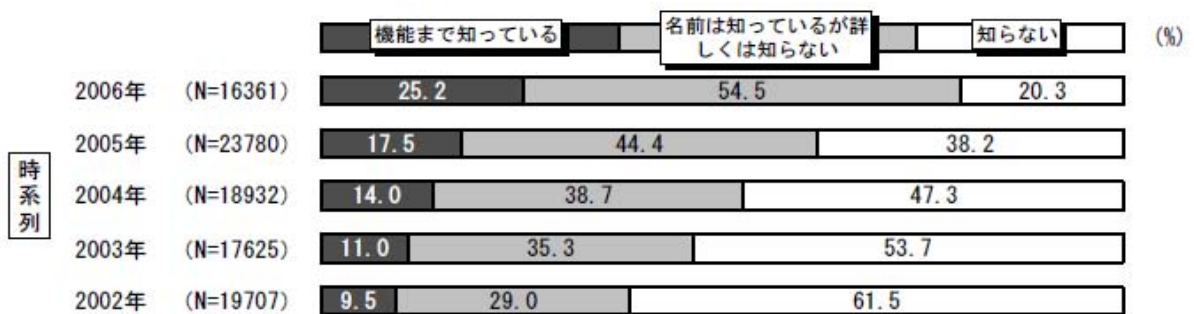
$$72.79(\text{万人}) \times 79(\text{ファイル}) = 5,750.41(\text{ファイル})$$

○なお、有料映像配信に係る年間ダウンロード数は公表されておらず、ファイル交換ソフトを利用したダウンロードとの比較はできない。

(4) 利用者の意識

a ファイル交換ソフトの認知状況

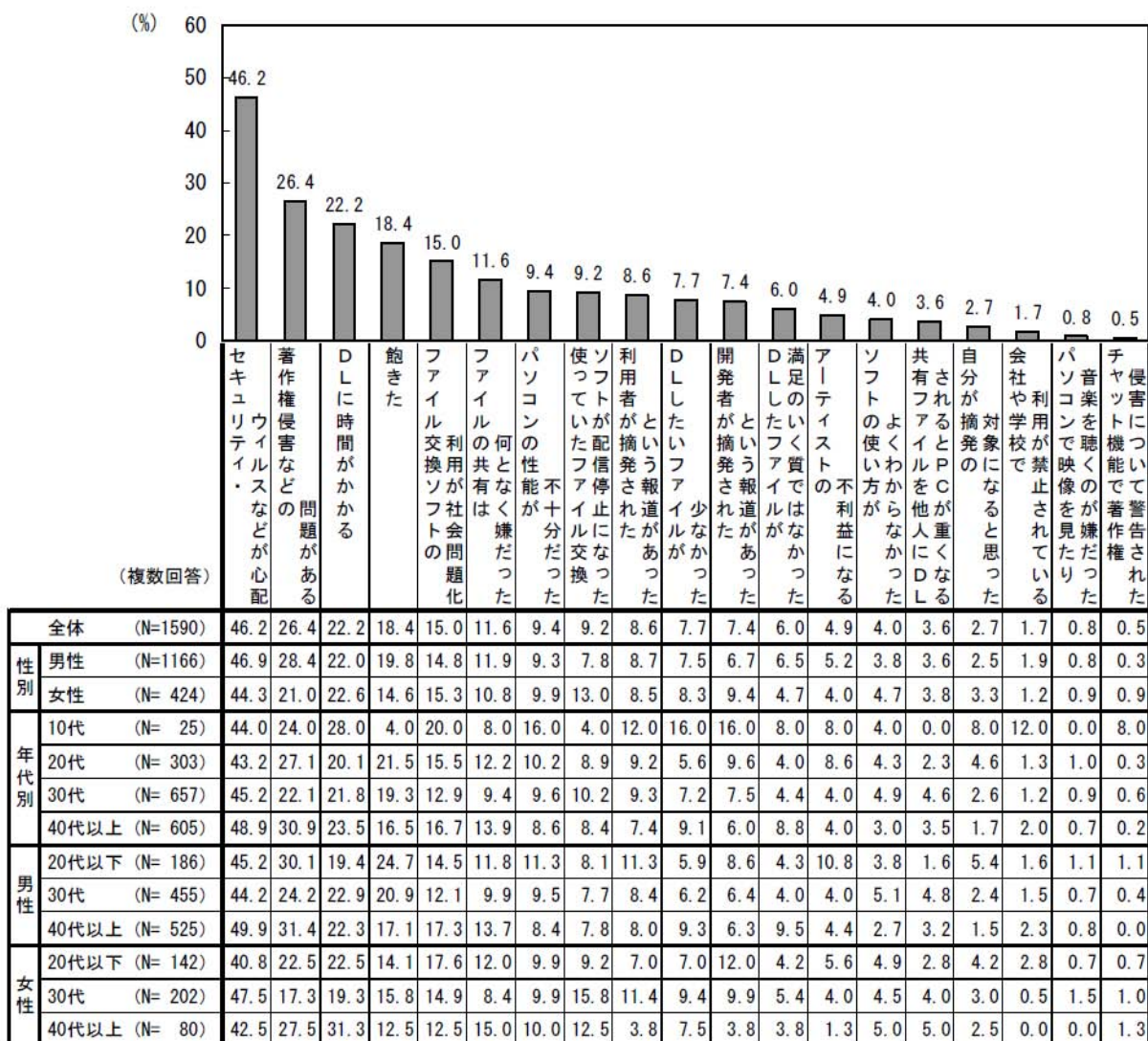
ファイル交換ソフトを利用したことがない人のうち、「機能まで知っている」人は約25.2%、「名前は知っているが詳しくは知らない」人は約54.5%、合わせると約8割の人がファイル交換ソフトの存在を知っている。また、ファイル交換ソフトの認知度は年々増加傾向にある。



(出所:2006年ファイル交換ソフト利用実態調査)

b ファイル交換ソフトの利用を止めた理由

過去利用者がファイル交換ソフトの利用を止めた理由としては、セキュリティ・ウィルスなどの心配を理由にする人が最も多く（約46.2%）、次いで著作権侵害などの問題があることが理由になっている（約26.4%）。



(出所:2006年ファイル交換ソフト利用実態調査)

第2節 違法な携帯電話向け音楽配信からの私的録音の現状 について

違法な携帯電話向け音楽配信に関する私的録音の現状については、著作権関係団体が行っている実態調査をもとに紹介する。

1 調査方法

「違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査」は、(社)日本レコード協会が、平成18年(2006年)11月3日から11月8日にかけて、携帯電話ユーザーを対象として、モバイルアンケートによって行ったものである(有効回答者数：1,036人)⁴²。

2 調査結果の概要

(1) 違法サイトの認知率・利用率

違法サイトの認知率は、全体で約74%であり、多くの携帯電話利用者が違法サイトの存在を知っていることが分かる。なお、若年層ほど認知率が高い傾向がある。

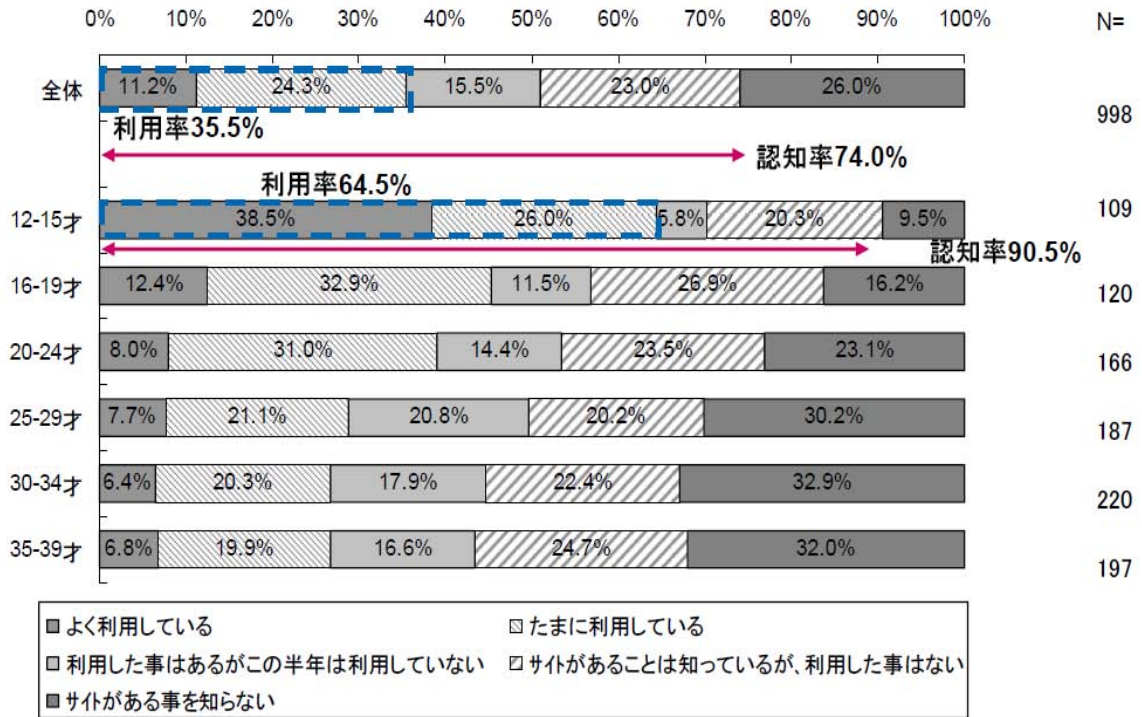
また、利用率としては、「よく利用している」(約11.2%)と「たまに利用している」(約24.3%)をあわせて、全体の約35.5%の人が違法サイトを利用している。なお、若年層ほど利用率が高い。

⁴² 本調査結果においては、音楽を無料でダウンロードできる携帯電話サイトを「違法サイト」としているが、プロモーション目的で一定の期間無料でダウンロードできるものは含まれない(アンケート回答者にはその旨を明示)。なお、掲示板サイトにおけるファイル投稿(アップロード)は違法サイトに含まれる。

(参照 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/07042414/007.pdf)

年代別違法サイト利用・認知状況

(有効回答者全体)



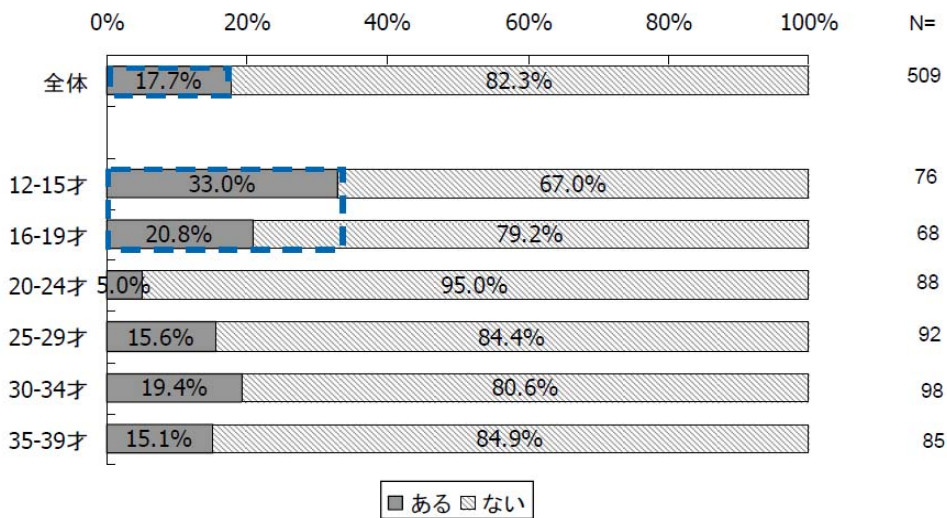
(出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査)

(2) 違法サイトへの音楽ファイルのアップロード経験率

違法サイトへの音楽ファイルのアップロード経験者は、全体では約 17.7% である。なお、12才から 15才の経験率(約 33.0%) が最も高い。

違法サイトへの楽曲アップロード経験の有無

(違法サイト利用経験者内)

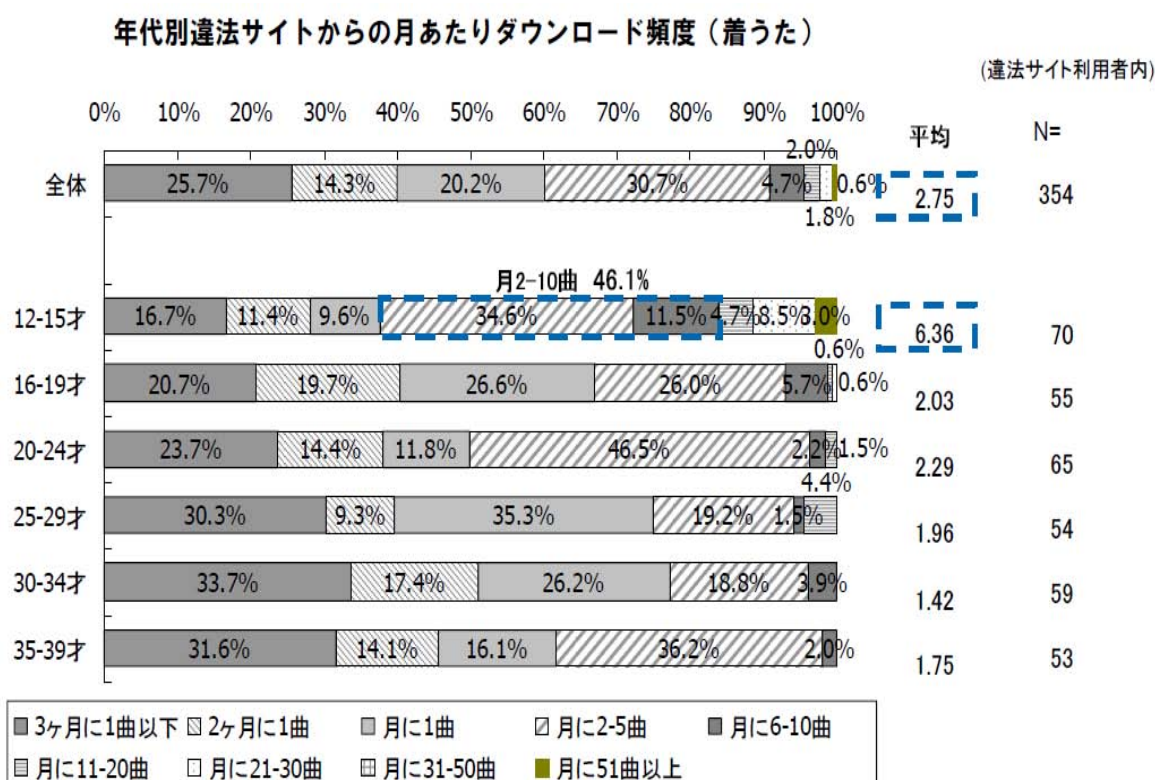


(出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査)

(3) 違法サイトからのダウンロード

a 着うた

違法着うた⁴³ダウンロード数は、全体では平均で月2.75曲である。
 なお、若年層ほどダウンロード数が多い。

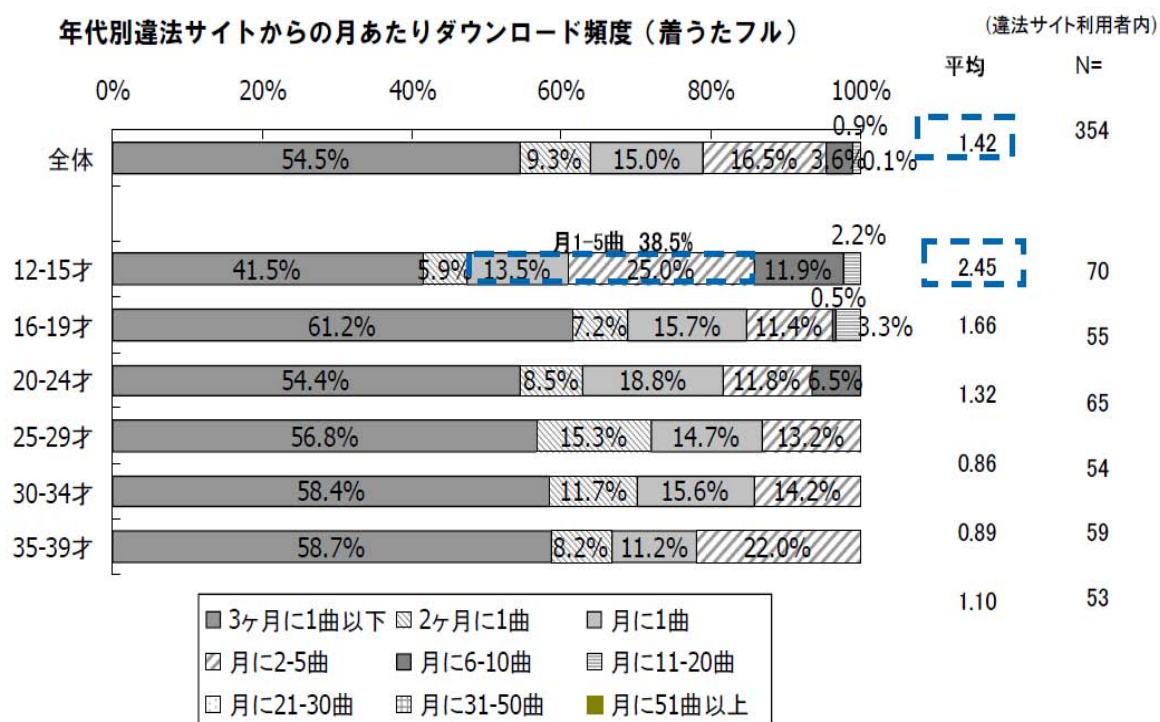


(出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査)

⁴³ 本調査における「違法着うた」とは、携帯電話向けの違法な音楽ファイルで、シングルトラックの一部を提供するものを指す。ただし、公式の着うたとは仕様が異なる。

b 着うたフル

違法着うたフル⁴⁴のダウンロード数は、全体では平均で月1.42曲である。特に、12才から15才のダウンロード数(2.45曲)が最も多い。



(出所：違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査)

⁴⁴ 本調査における「違法着うたフル」とは、携帯電話向けの違法な音楽ファイルで、シングルトラックをフルサイズで提供するものを指す。ただし、公式の着うたフルとは仕様が異なる。

(4) 違法音楽ファイルの推定ダウンロード数

違法サイトからのダウンロード数は、2006年調査によれば年間推計約2億8,700万ファイル(曲)(違法着うた2億3,400万ファイル/違法着うたフル5,300万ファイル)である⁴⁵。

推計された違法着うたの年間ダウンロードファイル数(2億3,400万ファイル)は、2006年有料音楽配信売上実績(社)日本レコード協会調べ)の着うた(Ringtones)のダウンロード数(2億2,675万回(前掲第1節2(3)①「2006年有料音楽配信売上実績(年間)」図表参照))を上回っている。

また、違法着うたフルの年間ダウンロードファイル数(5,300万ファイル)は、同有料音楽配信売上実績の着うたフル(シングルトラック)のダウンロード数(5,582万回(前掲第1節2(3)①「2006年有料音楽配信売上実績(年間)」図表参照))に匹敵する数値である。

⁴⁵ 違法音楽ファイルの推定ダウンロード数の算出式は次のとおり。

①「日本の人口」×②「携帯電話保有率」×③「着うた機能搭載率」、「着うたフル機能搭載率」×④「違法サイト利用率」×⑤「違法着うた、着うたフル平均ダウンロード数」

※①から⑤までの項目は、今回の調査対象である12才から39才までの年代別、性別ごとに計算している。

※①は「人口推計(総務省統計局)」、②・③は「2006年度音楽メディアユーザー調査((社)日本レコード協会)」及び「ケータイ白書2007(インプレスR&D発行)」、④は今回の調査結果に補正を加えた数値をそれぞれ使用している。

第3節 違法サイトに対する権利者団体等の取組状況について

1 動画投稿サイト

YouTubeなどの動画投稿サイトへの違法投稿に対しては、著作権関係23団体が違法アップロードに対する削除要請や著作権侵害行為を未然に防ぐ具体策の実施について要請・協議を行っている。

一方、(社)日本音楽著作権協会では、動画投稿サービスの適法な利用に向けて、あらかじめ利用許諾条件を提示するなど、動画投稿サイトの健全化に向けた動きもある。

2 パソコン向け違法配信

パソコン向けの違法配信に関しては、(社)日本音楽著作権協会や(社)日本レコード協会などの権利者団体が、違法サイト開設者に対する警告や法的措置、プロバイダ制限責任法⁴⁶に基づく送信防止措置の要請などを行っている。

3 携帯電話向け違法配信

携帯電話向け違法配信に関しては、(社)日本音楽著作権協会や(社)日本レコード協会が、レンタル掲示板などを利用して違法に音楽をアップロードしているユーザーに対する警告や法的措置、プロバイダ責任制限法に基づく送信防止措置の要請などを行っている。また、音楽関係権利者6団体と携帯3キャリアが、携帯電話向け違法音楽配信の根絶に向けた諸施策及び啓発活動等について共同で実施に向けて検討を行っている。

4 ファイル交換ソフト

(社)コンピュータソフトウェア著作権協会、(社)日本音楽著作権協会、(社)日本レコード協会では、ユーザーに対する警告・法的措置や大学等の教育機関に対するネットワーク管理の協力要請など、様々な取り組みを行っている。

⁴⁶ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)

第6章 外国における私的複製の取扱いと私的録音録画補償金制度の現状について

以下は、「私的録音・録画と著作権に関する海外調査報告（Ⅰ）（平成18年5月8日～19日）（社）私的録音補償金管理協会・（社）私的録画補償金管理協会」及び「私的録音・録画と著作権に関する海外調査報告（Ⅱ）（平成18年10月9日～20日）（社）私的録画補償金管理協会」の内容と事務局で入手した情報等を加えて整理したものである。

整理の方法は次のとおりである。

- ア ヨーロッパ連合（EU）加盟国については、最近においてはEU指令に基づき法改正が行われているので、まず、EUの対応状況を明らかにした上で、ドイツ、フランス、イギリスの順に記載した。
- イ 次にアメリカ合衆国について記述した。
- ウ その他の国として、スペイン、オランダ、オーストリア、カナダについてごく簡単に記述した。
- エ 世界知的所有権機関（WIPO）事務局の見解について記述した。
- オ 最後に各国の補償金制度を一覧表にまとめた。
また、主要国の参照条文及びアメリカ合衆国における、いわゆるベータマックス裁判の概要についても最後にまとめている。

第1節 ヨーロッパ連合（EU）

EUは、1991年のマーストリヒト条約で成立し、現在、27ヶ国で構成されている。EUにおける私的録音録画問題への最近の対応については次のとおりである。

1 2001年のEU理事会指令

EU議会は、デジタル技術の進展による著作物の創作・利用手段の多様化に伴って、EU域内市場における情報社会の発展を妨げる国内規定を調整し、加盟国全体の調和を図るため、「2001年の情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州議会及び理事会の指令」（以下「EU理事会指令2001」という。）を2001年に可決した。

特に、EU理事会指令2001第5条(2)(b)⁴⁷では、複製権の例外と著作権保護技術との関係について規定しており、著作権保護技術の使用の程度を考慮し、権利者が公正な補償を受けることを条件として複製権の例外を規定できることを認めている。

なお、EU加盟国は、EU理事会指令2001を国内法化する義務を負っているが、指令は各国国内法の調整を目的とするため、すべての加盟国の法令が完全に同一になるわけではなく、各国は独自の判断に基づき法令を制定できることとされている。

また、加盟国がこの義務を遵守しているかどうかはEU委員会によって調査され、義務違反が確認された場合は、当事国に義務の履行を求めることができ、改善されないときはEU裁判所に訴えることができることとされている。

⁴⁷ 第5条(2)

加盟国は、次の場合に、第2条に規定する複製権に例外または制限を規定することができる。

(b)第6条に掲げる著作物その他の目的物に対する技術的手段の適用または不適用を勘案して権利者が公正な補償を受けることを条件として、私的使用のために、および直接にも間接にも商業的でない目的のために、自然人により行われるいずれかの媒体への複製に関する場合

〈条文訳〉

・原田文夫「情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州議会およびEU理事会のディレクティブ」、(社)著作権情報センター、2001年10月

2 欧州司法裁判所への提訴

EU理事会指令2001の国内法制化の実施期限は2002年12月22日であったが、フランスやスペインなど計10ヶ国の国内法制化は大幅に遅れたため、EU委員会は、2004年から2006年にかけて各国を欧州司法裁判所に提訴している。

これを受け、同裁判所は、提訴された国はいずれもEU理事会指令2001が課す義務を履行していないと判断している。

3 EU理事会指令2001公表後のEUの動向

EU委員会は、EU理事会指令2001を公表した後、EU域内市場に与える影響や問題点を把握するため、2004年10月、加盟国へ質問調査表を送付した。

調査の結果、補償金の対象範囲や補償金の決定方法、補償金額など、国により多岐にわたっていることが明らかになったため、2005年10月に補償金制度の改革に関するロードマップをまとめ、改革への取り組みを開始した。

その後、EU委員会は、特にダウンロードサービスと補償金制度との関係において近年のデジタル機器・記録媒体の多機能化や著作権保護技術の活用により、EU加盟国が採用している補償金制度は、技術革新に十分対応できていないとして、EU理事会指令2001の複製権の例外の趣旨を明確化するため、EU理事会指令2001第5条(2)(b)に規定する権利者への公正な補償とは、必ずしも補償金制度に限られる訳ではなく、権利者は自らの利益に最もかなう制度を選択できなくてはならないとする勧告案を2006年12月の定例会議で採択する予定だった。

しかし、同年12月、フランスのドビルパン首相が、権利者の権利と文化的多様性を保護するためには補償金制度は維持すべきと主張し、EU委員会委員長宛に補償金制度の改革案の採択延期を求める書簡を提出したため、勧告案の採択は見送られた。

第2節 ドイツ

1 沿革

西ドイツ（当時）では、1965年の現行法制定時に、世界で初めて補償金制度を導入し、今日に至っている。

最近の動向としては、EU理事会指令2001を受けた著作権法の改正が二段階に分けて行われており、第一次包括草案が2003年に成立した。その後、2007年7月に第二次包括草案が下院を通過し、今後、上院の審議が行われる予定である。

2 私的複製の取り扱い

ドイツ著作権法では、私的使用のために著作物の複製物を作成することは許されることとされている（第53条(1)）が、2003年の第一次包括草案の成立により、明らかに違法に作成された著作物からの複製は、許されないこととされた。

なお、現在国会で審議されている第二次包括草案では、2003年改正を明確化するため、インターネット上で明らかに違法に提供されているものからの複製は、私的複製の範囲から除外することとしている。

3 補償金制度の対象

対象行為は、私的録音・録画（アナログ・デジタルの区別なし）である。請求権は著作者、実演家及びレコード製作者に認められており、機器及び記録媒体の製造業者等に対し行われる（第54条(1)）。

4 支払義務者

補償金の支払義務は、製造業者、輸入業者及び販売業者が連帯して負うこととされている（第54条(1)）。なお、実際には、製造業者や輸入業者が補償金を支払わない場合に販売業者から徴収することになる。

5 対象機器・記録媒体の範囲

補償金の対象とされる機器・記録媒体は法定されており、第54d条の別表に掲げられている。

この別表はアナログの機器・記録媒体を念頭に置いて作成され、その後別表の改訂は行われていないが、実際には、関係者の合意により、デジタル機器・記録媒体についても補償金の対象とされている。

なお、パソコンについては、2007年7月、ドイツ特許庁が補償金の対象とすることを決定し、現在、補償金額を巡って管理団体側と製造業者側で協議が行われている。

6 補償金額の決定方法

補償金額は、管理団体が利害関係団体から意見を聴取して定めることとされているが、特約がない限り、第54d条の別表に定める額が適用されることとされている。

なお、現在国会で審議されている第二次包括草案では、補償金の対象とされる機器・記録媒体及び補償金額を著作権法で定めるという方法ではなく、市場調査を踏まえて管理団体側と製造業者側との協議により決定する方法に変更することが予定されている。

また、補償金の額については、補償金の対象とする機器・記録媒体が私的複製に使われる程度、著作権保護技術の適用の程度、記録媒体の性質・性能の内容、製造業者・輸入業者の負担について配慮することとされている。

なお、ドイツ法務省は、第二次包括草案の当初案において、補償金は録音録画機器の価格の5%を上限とする規定を盛り込んでいたが、権利者団体の反対により上限は撤廃されている。

7 報酬の徴収・分配方法

補償金請求権は、集中管理団体によってのみ行使できると規定（第54h条(1)）されており、ZPÜ（私的複製権センター）が補償金の徴収分配業務を行っている。ZPÜは、補償金の支払義務者である製造業者や輸

入業者と包括的な契約を結んで補償金の支払いを求めているが、その事務の全てを音楽著作権の管理団体であるGEMAに委託している。

＜徴収額の推移＞

年	徴収額（単位：万ユーロ）	徴収額（単位：百万円）
2005	約 14,700	約 20,580
2004	約 10,200	約 14,178
2003	約 7,700	約 10,395

※日本円については、各年ごとの終値（12月）によって邦貨換算している。

8 補償金の返還制度

ドイツ国外へ輸出される機器・記録媒体に係る補償金については、返還制度の対象とされている。

9 共通目的事業

ドイツでは、徴収した補償金の一部を共通目的事業へ支出することに関する法律上の義務はないが、実務上、GEMAなどの管理団体が、構成員の同意を得て社会・文化的な目的の事業に支出している。

第3節 フランス

1 沿革

フランスでは、1976年に、録音用機器に販売価格の4%を課税し、この税収から芸術家の育成援助などに支出することを目的とする法律案が提案された。しかし、権利者へ分配がなされないという問題から財政法の分野では限界があったため、著作権制度の枠内で解決を図ることとなり、1985年に補償金制度を導入した。

その後、EU理事会指令2001を受けた2006年改正では、私的複製や補償金制度と著作権保護技術との関係の調整規定等を新たに整備した。

2 私的複製の取り扱い

著作権者は、公表された著作物の私的使用を目的とした複写又は複製であつて、集団的使用が意図されない場合、当該行為を禁止できないこととされている（第122-5条1項）。

なお、2006年改正により、著作物の通常の利用を妨げるものであつてはならず、かつ、著作権者の正当な利益を不当に害するものであつてはならないとする、いわゆるスリー・ステップ・テストの要件が追加規定された。これは、違法なソースからの複製など、私的複製の範囲から除外すべきものを念頭に置いて規定されたものと考えられている。

3 補償金制度の対象

対象行為は、私的録音・録画（アナログ・デジタルの区別なし）である。補償金請求権は、レコード又はビデオグラムに固定された著作物の著作権者、実演家、レコード製作者、ビデオグラム製作者に認められており、記録媒体の製造業者等に対し行われる（第311-1条）。

4 支払義務者

記録媒体の製造業者又は輸入業者に補償金の支払義務が課せられている（第311-4条）。

5 対象記録媒体の範囲

補償金の対象とされる記録媒体の範囲は、国の代表を委員長とし、補償金請求権団体代表（2分の1）、製造業者・輸入業者団体代表（4分の1）、消費者団体代表（4分の1）で構成される私的複製委員会において多数決により決定される（第311-5条）。

具体的には、機器から取り外しが可能な記録媒体だけでなく、機器に内蔵された記録媒体も補償金の対象とされている。

ハードディスク内蔵型の携帯オーディオ・レコーダーについては、2002年に補償金の支払いが義務付けられた。外付けのハードディスク及びフラッシュメモリについては、私的複製委員会で補償金の対象とすかどうか検討がなされていたが、2007年7月に補償金の対象とすることが決定された。

なお、パソコンに内蔵されているハードディスクについては対象とされていない。

6 補償金額の決定方法

補償金額についても、前述の私的複製委員会で決定される。具体的には、記録媒体の種類及びその記録可能時間に応じて決定されるが、2006年法において、著作権保護技術の使用の程度及びそれらの影響を考慮に入れて補償金額を決定すること及び既に契約等により対価を得ている利用形態については補償金を徴収できないことが新たに規定された（第331-4条）。

7 補償金の徴収・分配方法

法律により、補償金の徴収は徴収分配団体によって行われることが定められており（第311-6条）、徴収分配協会であるSORECOP（私的録音報酬徴収分配協会）及びCOPIEFRANCE（私的録画報酬徴収分配協会）が徴収分配業務を行っている。

ただし、両協会とも、SDRM（音楽録音権管理団体）へ事務を委託し、SDRMはSACEM（音楽演奏権管理団体）に事務を再委託している。

＜徴収額の推移＞

年	徴収額（単位：万ユーロ）	徴収額（単位：百万円）
2006	約 15,600	約 24,492
2005	約 15,500	約 21,700
2004	約 16,800	約 23,352

※日本円については、各年ごとの終値（12月）によって邦貨換算している。

8 報酬の返還制度

フランスでは、業務目的や福祉目的に記録媒体を使用又は取得する場合には、補償金が返還されることとされている（第311-8条）。

9 共通目的事業

法律により、補償金の25%は、創作援助活動、生の興行の普及及び芸術家養成活動に使用しなければならないこととされており、SACEMやSACD等の権利者団体によって文化目的事業に支出されている。

第4節 イギリス

1 沿革

イギリスでは、1977年のウィットフォード委員会報告書、1985年のグリーンペーパー、1986年のホワイトペーパーにおいて、いずれも補償金制度を導入する方向が示唆されたが、権利者、製造業者、消費者等による議論の末、補償金制度の導入を盛り込まない形で1988年改正法が制定され現在に至っている。

2 私的複製の取り扱いと補償金制度への対応

イギリスでは、研究又は私的学習を目的とする文芸、演劇、音楽、美術の著作物の公正利用（fair dealing）は、著作権を侵害しないこととされており（第29条）、娯楽目的のために行われる私的録音録画には原則として適用されていない。

ただし、1988年の改正により、放送番組及び有線放送番組をより都合のよい時に見又は聞くことを可能とすることのみを目的として放送又は有線番組の録音録画物を私的及び家庭内の使用のために作成することについては、著作権侵害の責任は問わないこととされた（第70条）。

以上のとおり、イギリスでは70条以外に娯楽目的での録音録画を認容する規定はない。現在も補償金制度は採用されておらず、権利保全については全て権利者に委ねている。

3 EU理事会指令2001への対応

EU加盟国の多くは、私的使用目的の著作物の複製を容認する規定と公正な補償に関する規定を採用しているが、イギリス政府は、他のEU加盟国が採用している補償金制度を制定しなくても、イギリス著作権法はEU理事会指令2001が求める水準をすでに満たしているという考え方を示している。

これは、補償金制度は最適な制度ではないため、包括的な補償金制度よりも著作権保護技術と契約の組み合わせにより、権利者のライセンスによって権利者の利益を確保する方向を期待しているという考え方が背景にある。

第5節 アメリカ合衆国

1 沿革

アメリカ合衆国では、1981年からアメリカ合衆国議会において補償金制度に関する審議が始められたが、いわゆるベータマックス裁判（「参考資料2」参照）の結果、私的録画を除く私的録音に係る機器・記録媒体に課金するAHR A法（家庭内録音法）が制定され、1992年に発効した。その後、技術の進展により新しい製品が登場しているにもかかわらず、アメリカ合衆国では、同法に基づく対象品目の追加はなされていない。

2 私的複製の取り扱い

アメリカ合衆国では、包括的な権利制限規定を置き、著作物の性質、使用の量・程度、潜在的な市場又は価値への影響等の要素を勘案し、「公正な使用（fair use）」を認めている（第107条）。

なお、2001年2月にアメリカ連邦第9巡回区控訴裁判所は、ファイル交換ソフトを利用した著作物のダウンロードはレコード会社の複製権を侵害すると判断している。

3 補償金制度の対象

対象行為は、私的録音（デジタル録音に限る）である。請求権は、著作者（レコード製作者を含む）に認めており、機器及び記録媒体の製造業者等に対して行われる（第1003条(a)）。

なお、同法は、汎用コンピュータやその関連の機器・記録媒体は対象とされていないが、これは、同法制定当時、コンピュータを介して音楽を録音する行為を想定していなかったためである。

また、デジタル録音機器にデジタル複製の世代コントロールを可能にするコピー制御SCMS（Serial Copy Management System）等の採用を義務づけている。

4 支払義務者

デジタル録音機器及び記録媒体の製造業者及び輸入業者に補償金の支払義務が課されている。

5 対象機器・記録媒体の範囲

現在、家庭内録音法の対象とされている機器・記録媒体は、DAT、DCC、MDなどの録音機器・記録媒体であるが、これらの製品は年々売上額が減少しているため、補償金の徴収額も減少している。

なお、1998年にアメリカ連邦第9巡回区控訴裁判所は、MP3形式のポータブルレコーダーは、コンピュータを介して音楽をMP3形式のレコーダーにダウンロードしているため、そのような行為を想定していない家庭内録音法の対象とはならないと判示している。

6 補償金額の決定方法

私的録音に係る補償金の額は、法律で録音機器・記録媒体ごとに一定率を定めている。

<徴収額の推移>

年	徴収額（単位：千ドル）	徴収額（単位：百万円）
2006（前半期）	約 1,433	約 169
2005	約 2,420	約 286
2004	約 2,667	約 275

※ 日本円については、各年ごとの終値（12月）によって邦貨換算している。ただし、2006年（前半期）については、始値（1月）によって邦貨換算している。

7 補償金の徴収・分配方法

製造業者や輸入業者が、録音機器・記録媒体の頒布報告書を添えて補償金をアメリカ著作権局に支払っている。

権利者に対する分配については、家庭内録音法で規定されており、分配対象者は、レコード製作者、実演家、ソングライター・音楽出版社である。これらの分野の徴収管理団体を通じて個々の権利者に分配されている。

8 補償金の返還制度

補償金の返還制度は存在しない。

9 共通目的事業

徴収した補償金を社会的・文化的事業に使用することは行っておらず、全て権利者へ分配されている。

第6節 その他の国

1 スペイン

(1) 沿革

スペインでは、1987年に著作権法を改正し補償金制度を導入した。その後、EU理事会指令2001を受け、2006年に私的複製及び補償金制度等に関連する著作権法の改正が行われた。

(2) 私的複製の取り扱い

スペインでは、複製物を集合的な使用又は営利目的の使用に供しないことを条件として私的使用のために複製する場合は、著作者の許諾を要しないこととされている（第31条3項）。

なお、2006年の改正において、インターネット上で明らかに違法な態様で提供されているものからの複製は、私的複製の範囲から除外することが明確化された。

(3) 補償金制度の概要

対象行為は、私的録音・録画（アナログ・デジタルの区別なし）である。請求権は著作者、レコード製作者、ビデオ製作者、実演家に与えられる（第25条）。

支払義務者は、機器及び記録媒体の製造業者又は輸入業者とされており、流通業者や卸売・小売業者は、製造業者等と共に連帯責任を負う（第25条(4)）。

補償金額の決定方法は、2006年改正により、デジタル方式の録音録画機器・記録媒体については、徴収団体と製造業者等による市場調査の後、両者の交渉を経て政府が決定する方法に改められたが、法改正後に行われた両者の協議は合意に達しなかったため、スペイン文化省は、今後、経済大蔵省との調整を経た後補償金額を決定することとしている。

また、同年の改正により、著作権保護技術の使用度合いに応じて補償金額を決定することとされた。

なお、徴収・分配方法、返還制度、共通目的事業等については、後掲の一覧表を参照されたい。

2 オランダ

(1) 沿革

オランダでは、1991年に補償金制度を導入している。その後、EU理事会指令2001を受けて、2004年に補償金制度等の関連の著作権法の改正が行われている。

(2) 私的複製の取り扱い

オランダでは、個人が商業目的でなく、かつ、個人での使用や研究のみを目的として著作物の複製を行う場合は、著作権の侵害とはみなされないこととされている（第16条(c)(1)(2)）。

(3) 補償金制度の概要

対象行為は、私的録音・録画（アナログ・デジタルの区別なし）である。請求権は著作権者等に与えられ、補償金の支払義務者は、記録媒体の製造業者と輸入業者とされている。

補償金は、権利者の利益を代表する機関として法務大臣により指名された私的複製協会（Stichting de Thuiskopie）と製造業者とによって構成されるSONTと呼ばれる組織が、補償金の対象品目及び補償金額を決定している。

なお、2004年改正により、著作権保護技術を考慮して補償金額を決めることとされ、2004年11月以降は、DVD+R/RWに係る補償金額について66%の減額が行われている。

また、徴収・分配方法、返還制度、共通目的事業等については、後掲の一覧表を参照されたい。

3 オーストリア

(1) 沿革

オーストリアでは、1980年に西ドイツに次いで世界で2番目に補償金制度を導入している。なお、オーストリアの特徴として共通目的事業への支出割合が50%と他国に比べて非常に高い割合になっている。

(2) 私的複製の取り扱い

私的使用のために、文学、音楽、美術の著作物の複製物を作成することができることとされている（第42条）。

(3) 補償金制度の概要

対象行為は、私的録音・録画（アナログ・デジタルの区別なし）である。請求権は著作権者等に与えられる（第42b条）。

支払義務者は、製造業者や輸入業者など、国内で最初に記録媒体を商用有償流通させた者とされているが、輸入業者が捕捉できない場合には、記録媒体の卸売業者や小売業者が保証人としての支払義務が課せられている（第42b条3項）。

記録媒体には、一体型機器に内蔵されたハードディスクやMP3プレーヤー内蔵のメモ리카ードが含まれるが、パソコンのハードディスクは対象とされていない。

補償金の額は、法令で決定されている訳ではなく、音楽録音権管理団体（Austro-Mechana）と連邦商工会議所との協議により決定する。なお、2006年の管理団体法の改正により、協議が整わなかった場合の特別仲裁手続が設けられた。

なお、徴収・分配方法、返還制度、共通目的事業等については、後掲の一覧表を参照されたい。

4 カナダ

(1) 沿革

カナダでは、補償金制度が導入されるまで、調査研究目的での複製を認める公正使用 (fair dealing) の規定しかなく、私的使用目的であっても権利者の許諾を得ずに複製する行為は全て権利侵害とされていたが、1998年に補償金制度が導入された。

(2) 私的複製の取り扱い

カナダでは、調査又は私的研究を目的とした公正使用は、著作権を侵害しないこととされており (第29条)、さらに、音楽の著作物、実演、レコードを聴覚的記録媒体に複製する行為は、著作権の侵害にならないこととされている (第80条(c))。なお、娯楽目的の私的録画については特別な規定は置かれておらず、違法とされている。

(3) 補償金制度の概要

対象行為は、私的録音 (アナログ・デジタルの区別なし) である。請求権は、著作者、実演家、レコード製作者に与えられる (第81条(1))。

支払義務者は、聴覚的記録媒体の製造業者及び輸入業者とされている (第82条)。

補償金額は、徴収団体であるC P C C (Canadian Private Copying Collective) が補償金の対象品目と料金表案を独立行政審判所であるカナダ著作権委員会に提案し、同委員会による料金表案の公告の後、異議申し立てがあれば、同委員会は必要に応じて料金表案を修正し決定する。

2003年12月、カナダ著作権委員会は、メモリー内蔵型オーディオ・レコーダーのメモリーを補償金の対象とする決定をしたが、連邦控訴裁判所によって否定され、その後、カナダ著作権委員会は考え方を変更し、2007年7月、再度、メモリー内蔵型オーディオ・レコーダーの追加を決定した。現在、料金表案の公告、異議申し立ての受け付けが行われている。

なお、徴収・分配方法、返還制度、共通目的事業等については、後掲の一覧表を参照されたい。

第7節 世界知的所有権機関（WIPO）

世界知的所有権機関（WIPO）事務局における私的録音録画と補償金制度についての見解は次のとおりである。

1 ベルヌ条約との関係

私的録音録画については、ベルヌ条約第9条第2項により、いわゆるスリー・ステップ・テストの下で認められる。著作者の正当な利益を不当に害する事情がある場合には、適切な補償措置を導入することによりスリー・ステップ・テストの要件が満たされる。しかし、補償金制度自体は条約上の義務ではないので、条約を根拠に補償金制度を設ける国もあれば、そうでない国もある。

2 補償金制度の対象外とされるべきもの

補償金制度を採用すべきでない例としては、違法なソースからコピーしたり、権利者の許諾を得ていないものを私的録音録画する場合は挙げられる。しかし、違法な使用かどうかの区別は困難という課題がある。

3 補償金制度について

（1）補償金額の決定

WIPOとしては、どのように額を決めるべきかを奨励する立場にないが、多くの国で権利者側と支払者側で交渉して補償金額を決定する方法を採用しており、額が決まらない場合には仲裁（調停）手続に入るなど国によって方法は様々である。

（2）支払義務者

製造業者又は輸入業者としている国が多い。補償金を支払わなかった場合の制裁については国によって異なり、国際ルールは存在しない。

(3) 共通目的事業

徴収した補償金を完璧に権利者に分配することは不可能であるので、音楽、アート、文学の伝承といった共通目的のため、補償金を支出することは正当化される。徴収団体による共通目的事業への支出割合について国際的な共通ルールはなく、W I P Oとしては各国内法によるべきと考えている。

4 著作権保護技術と補償金制度との関係

著作権保護技術の将来性は十分考えられるが、著作権保護技術が広く適用されるかどうかは不透明であり、現時点において著作権保護技術と補償金額を調整するメカニズムが確立しているわけではない。

W I P Oとしては、補償金制度を廃止するのではなく、補償金の額を下げるという方向性が現実的であると考えている。また、多機能な機器が登場した場合に自動的に補償金を課すことは適切ではないと考えている。

第7章 検討結果

第1節 私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点について

1 現行の私的録音録画補償金制度は長い間の議論を経て、国際的な動向も考慮しながら、関係者の合意の上に設けられたものであるが時代の変化等にあわせて見直しを行うこと

私的録音録画問題の解決方策については、昭和52年から、著作権審議会第5小委員会における検討、著作権問題に関する懇談会での検討を経て、平成3年の著作権審議会第10小委員会における結論という14年もの長きにわたる議論の経緯がある。著作権審議会第10小委員会の報告書（平成3年）は、有識者、権利者、機器等の製造業者及び消費者の代表による話し合いから生み出されたものであり、現行の私的録音録画補償金制度はこの合意に基づいて立法化されたものである。また、立法化にあたっては、昭和40（1965）年に当時の西ドイツが初めて導入して以来、先進国の多くが私的録音録画問題の解決に対し類似制度を採用しているという国際的動向も考慮された。

今回の制度の見直しに当たっては、以上のような経緯を踏まえながら、制度導入時の平成4年以降の技術の発達等による事情の変化や、制度の運用状況、最近の国際的な動向を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきところは見直し、維持すべきところは維持し、現在の状況に合致したものとすることを基本として検討を進めた。

2 文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）で示された課題に留意すること

文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）では、「私的録音・録画についての抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべきである」と提言している。

前記報告書では、現行制度に関し、次のような課題を指摘している。

- ア 制度上の課題としては、補償金制度は、複製を行うものの正確な捕捉、対象機器・記録媒体の正確な捕捉及び分配を受ける権利者の正確な捕捉の困難性があること
- イ 配信事業においては課金と補償金の二重取りの可能性があること
- ウ 運用上の問題点としては、制度に対する消費者の認知度が低いこと、返還制度が十分機能していないこと、共通目的事業の内容が十分知られていないこと等
- エ 著作権保護技術等の進展により私的録音録画の実態が捕捉可能となるとの意見があるところから、機器等の購入時にすべての購入者が補償金を支払わなければならないという現行制度（一括支払方式）を正当化する根拠が失われつつあるとの指摘があること
- オ ハードディスク内蔵型録音機器等の対象追加、パソコン、データ用CD-R等の汎用機器・記録媒体の取扱い及び対象機器等の政令指定方式については、見直しの検討の中で再検討すること
- カ 国際条約・国際動向との関連に留意しつつ、権利者の利益が不当に侵害されることがないようにすること。また将来の制度は、利用者にとって利用しづらいものとならず、かつ納得のいく価格構造になるよう留意すること

3 私的録音録画問題を巡る時代の変化等にあわせて、次のような基本的視点を踏まえる

本小委員会としては、1及び2の基本的視点に加えて、次の三つの視点が重要と考える。

ア 昭和45年に現行法が制定され、権利制限規定の一つとして、「私的使用のための複製」（第30条）が定められて以来、私的領域において著作物等を録音録画し、音楽や映像等を楽しむことは社会に定着した現象となっている。私的録音録画に関する制度設計にあたっては、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられることのないように配慮すべきであること

イ 著作権保護技術の開発とその活用により、私的領域における著作物等の利用についても技術的に管理したり、また、利用者のプライバシーを守りつつ、契約によって一定の対価を確保することができる分野が生まれてきている。このことは、平成4年に私的録音録画補償金制度を導入した以降の新たな状況の変化であるので、私的録音録画に関する具体的な制度設計を考える場合には、著作権保護技術や配信事業等の音楽・映像ビジネスの新たな展開などとの関係を十分考慮すべきこと

ウ 仮に補償金制度を維持するとした場合においても、その内容は、文化審議会著作権分科会における指摘、各国法制、著作権保護技術の内容等を参考にしつつ、できる限り公正かつ合理的な制度を目指すとともに、今後の利用実態の変化との関係における補償金制度の位置づけをできるだけ明確にすること

4 検討の手順

検討の手順に当たっては、上記の基本的視点に立って、第30条の適用範囲の見直し、補償の必要性、仮に補償の必要性があるとした場合の補償の具体的な方法の手順で検討を進めることとした。

第2節 著作権法第30条の適用範囲の見直しについて

1 利用形態ごとの私的録音録画や契約の実態

本小委員会では、私的録音録画に関する権利制限のあり方や補償の必要性を考える前提として、次のように利用形態を分類した上で、特に指摘があったいくつかの行為類型に関する私的録音録画や契約の実態について、調査し整理した。

(1) 利用形態の分類

① 私的録音

- (ア) 購入した音楽CDからの録音
- (イ) 他人等から借りた音楽CDからの録音
- (ウ) レンタル店から借りた音楽CDからの録音
- (エ) 違法録音録画物からの録音
- (オ) 違法配信からの録音
- (カ) 適法放送からの録音
- (キ) 適法ネット配信からの録音

② 私的録画

- (ア) 購入したパッケージ商品からの録画⁴⁸
- (イ) 他人等から借りたパッケージ商品からの録画
- (ウ) レンタル店から借りたパッケージ商品からの録画
- (エ) 違法録音録画物からの録画
- (オ) 違法配信からの録画
- (カ) 適法放送からの録画
- (キ) 適法ネット配信からの録画

⁴⁸ 映像分野におけるパッケージ商品（市販用又はレンタル用のDVD又はビデオ）については、おおむね複製禁止の著作権保護技術が施されているため、通常の場合には私的録画は不可能である。

(2) 私的録音録画や契約の実態

① 私的録音録画の実態から権利者に著しい経済的不利益を与えているのではないかと指摘があった利用形態

a 違法録音録画物や違法サイト⁴⁹からの私的録音録画⁵⁰

関係団体が行ったファイル交換実態調査や携帯電話向け違法配信実態調査等から、違法な配信や利用者の複製の実態が報告され、また、正規商品の流通前に音楽や映画が配信され複製される例が紹介されるなど、正規商品等の流通や適法ネット配信等を阻害している実態が報告された。

b 他人から借りた音楽CDからの私的録音

「私的録音に関する実態調査」（平成18年 私的録音補償金管理協会）では、音源別の総録音回数比率として、他人から借りた音楽CDから録音（約24.3%）は、レンタル店から借りた音楽CDからの録音（約28.6%）に次いで多く、その比率は過去に調査した結果（平成9年、平成13年）と比べて大きくなっていることから多くの録音物が作成されている実態が推測される。

② 利用契約の実態から私的録音録画の対価が既に徴収されているのではないかと指摘があった利用形態

a 適法配信事業者から入手した著作物等の録音物・録画物からの私的録音録画

適法な音楽配信事業のビジネスモデルを精査した結果、現状としては、

ア レコード製作者と配信事業者間の契約は音源供給の契約であり、

⁴⁹ ここでは、権利者に無断で著作物等が送信可能化された（利用者の求めに応じ自動的に送信できる状態のことをいう）サイトや個人のパソコン（サイトやパソコン自体が違法なわけではない）を便宜的に「違法サイト」という。

⁵⁰ ここでは違法サイトからの私的録音録画とは、権利者に無断で自動公衆送信された著作物等からの私的録音録画（ファイル交換ソフト等によるものを含む。）をいう。

利用者が支払う配信料の中に録音の対価が含まれているかどうかは曖昧さが残ること

イ 配信事業者と利用者の配信契約では、ほとんどの場合、利用者の録音録画の条件を定めており、その条件は必ずしも第30条の適用範囲内にとどまっていないが、一定範囲の録音録画を許容するものであること

という実態が分かった。

b レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音

レンタル事業のビジネスモデルを調査した結果、最初に権利者とレンタル事業者間の貸与使用料を決める際に、著作権等管理事業者である（社）日本音楽著作権協会（JASRAC）の録音使用料を参考に決められた事実は認められるが、

ア レコード製作者、実演家及び著作者の契約とも使用料が貸与行為の対価であることは契約書に明示されており、契約当事者もそのように認識していること

イ 平成4年の補償金制度導入に際して、補償金と関連づけて貸与使用料引き下げの交渉が行われた事実はないこと

ウ レコード会社からレンタル業界への音楽CDの供給は販売とは違う特別のルートで行われているが、レコード会社からの卸売価格には販売との差異はほとんどないこと

などが分かった。貸与使用料の中にどのような利用に対する対価が含まれているかは、当事者間の意思解釈に係る問題であるが、当事者の認識として、私的録音の対価が含まれていると確認できる材料はなかった。

また、レンタル店と利用者との契約（会員規約）では私的録音に関する条項は一般になく、レンタル業界としては利用者の支払うレンタル料には私的録音の対価は含まれていないとの認識であることが分かった。

c 適法放送のうち有料放送からの録画

映画会社等と有料放送事業者の契約は、放送の対価であることが明示されていること、また有料放送事業者と視聴者との契約約款（放送法により総務大臣の認可が必要）においても、視聴者から徴収する料金は視聴の対価であることが明示され、視聴者が行う録画に関する記述は一切ないことから、私的録画の対価が含まれていることは確認できなかった。

2 第30条の適用範囲から除外することが適当と考えられる利用形態

(1) 権利者に著しい経済的不利益を生じさせ、著作物等の通常の利用を妨げる利用形態

① 権利者の経済的利益に重大な影響がある利用形態と第30条の適用範囲の見直し

現行法制定当時の第30条は、使用目的が私的使用であること、著作物等の複製物を使用する者が複製することを条件として、無許諾の複製を認めていたが、その後昭和59年には、高速ダビング機器等の公衆が使用する目的の自動複製機器を用いて行う私的複製、平成11年には、技術的保護手段が施されている著作物等を回避の事実を知りながら行う私的複製について、第30条の適用範囲から除外し、権利者の許諾が必要な行為とした。

これらの行為が第30条から除外されたのは、いずれの行為についても権利者の経済的利益を不当に害し、通常の利用を妨げる行為と考えられたからであるが、複製技術の開発・普及に伴い、立法当初想定していなかった複製の実態が生じた場合は、第30条の適用範囲も見直しの対象になるのは当然のことと考えられる。

また、このことは、著作権保護の基本条約であるベルヌ条約において、著作者は著作物の複製を許諾する排他的権利（複製権）を享有するとした上で、スリー・ステップ・テスト（特別な場合、著作物の通常の利用を妨げない場合、かつ著作者の正当な利益を不当に害しない場合）の条件を満たした場合に限り、権利制限を認めていることとも合致する。

② 検討結果

a 違法録音録画物、違法サイトからの私的録音録画

i 第30条の適用範囲からの除外

この利用形態については、具体的には、海賊版からの録音録画、複製物の提供を目的とした違法なダウンロード配信サービスを利用した録音録画、ファイル交換ソフトを利用したダウンロード等が想定される⁵¹が、前述の利用実態を踏まえれば、

ア ベルヌ条約のスリー・ステップ・テストに照らして考えてみても、通常の流通を妨げる利用形態であり、権利者側としては容認できる利用形態ではないこと⁵²

イ 利用秩序の変更を伴うが、違法サイトからの録音録画が違法であるという秩序は利用者にも受け入れられやすいこと

ウ 個々の利用者に対する権利行使は困難な場合が多いが、録音録画を違法とすることにより、違法サイトの利用が抑制されるなど、違法サイト等の対策により効果があると思われること

エ 効果的な違法対策が行われ違法サイトが減少すれば、録音録画実態も減少することから、違法状態が放置されることにはならないこと

⁵¹ なお、視聴のみを目的とするストリーミング配信サービス（例 投稿動画視聴サービス）については、一般にダウンロードを伴わないので検討の対象外である。ただし、ネットワークの伝送の過程で行われる技術的手段としての一時的蓄積の問題については、文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）の第1章第3節「デジタル対応ワーキングチーム」検討結果参照

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705/002/003/001.htm)。

⁵² ドイツ（2003年）、フランス（2006年）、スペイン（2006年）では、この点を明確にするための法改正が行われている。イギリスは娯楽目的の私的複製は放送番組の録音録画以外は認めておらず、従来から違法である。アメリカ合衆国では、私的使用のためにファイル交換ソフトを利用して著作物をダウンロードすることは違法であるとの判例がある（以上第6章参照）。なお、スウェーデン（2005年）、フィンランド（2005年）でもドイツと同様の法改正が行われている。

などから、第30条の適用を除外することが適当であるとする意見が大勢であった。なお、この点について、仮に補償金制度で対応すれば、莫大な補償金が必要となることも理由の一つではないか、とする意見があった。

これに対して、違法対策としては、海賊版の作成や著作物等の送信可能化又は自動公衆送信の違法性を追求すれば十分であり、適法・違法の区別も難しい多様な情報が流通しているインターネットの状況を考えれば、ダウンロードまで違法とするのは行き過ぎであり、インターネット利用を萎縮させる懸念もあるなど、利用者保護の観点から反対だという意見があった。

ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件

違法サイトであることを知らないで利用した者についてまで権利侵害にするのは行き過ぎではないか、あるいは権利侵害といっても個々の利用行為ごとに見れば権利者に与えている被害は軽微なものではないかなどの指摘があり、利用者保護の観点から、次の点について法律上の手当が必要であるとされた。

ア 第30条から除外する行為について、例えば、違法サイトと承知の上で（「情を知って」）録音録画する場合や⁵³、明らかな違法録音録画物からの録音録画に限定する⁵⁴など、適用除外する範囲について一定の条件を課すこと

なお、この点に関しては、利用者への趣旨の周知に努めるとともに、利用者が明確に違法サイトと適法サイトを識別できるよう、適法サイトに関する情報の提供方法について運用上の工夫が必要と考えられること

イ 第30条から除外する行為は、「複製」一般ではなく、権利者の不利益が顕在化している「録音録画」に限定すること

⁵³ 現行法では、技術的保護手段を回避して私的複製をする場合は第30条の適用を除外しているが、回避の事実を知らずに行う複製に限定している（第30条第1項第2号参照）

⁵⁴ ドイツ著作権法に例がある（参考資料3参照）。

ウ 第30条の適用がない私的目的の複製については、犯罪としては軽微なものとして従来から罰則の適用を除外している（第119条第1項）、本件についても同様とすること

なお、これに対して、権利者が利用者に対し本当に権利行使できるかという疑念が残るが、今の状況を放置しておくわけにはいかないので、例えば「著作物の通常の利用を妨げるものであってはならず、かつ著作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない」との但書を加え、個別の事案に即して違法性を判断するのも一案ではないかという意見があった⁵⁵。

b 他人から借りた音楽CDからの私的録音

この利用形態については、関係団体の調査等から、大量の私的録音が行われていることは認められるが、私的領域で行われる録音行為について利用者との契約により管理をすることは事実上不可能であり、仮に第30条の適用範囲から除外しても違法状態が放置されるだけであることから、第30条の適用範囲から除外することについては慎重な意見が大勢であった。

(2) 音楽・映像等のビジネスモデルの現状から契約により私的録音録画の対価が既に徴収されている又はその可能性がある利用形態（契約モデルによる解決）

① 著作権保護技術の普及やビジネスモデルの新たな展開と第30条の適用範囲の見直し

第30条が制定された理由の一つとして、閉鎖的な範囲で行われる行為であり、権利者の権利行使が事実上できないことがあげられているが、録音録画の場合、最近においては著作権保護技術と契約の組み合わせ等により、利用者のプライバシーを損なうことなく、権利者の利益を確保できるようになってきた。もっとも、関係権利者が利用者と直接契約す

⁵⁵ 現行法の権利制限規定では、学校その他の教育機関における複製（第35条）、試験問題としての複製等（第36条）などに同様の例がある。また、私的複製関係では、フランス著作権法に例がある（参考資料3参照）。

ることは難しい現状では、全ての利用形態についてこのような契約が可能になってきたわけではないが、現状においても利用形態によっては、権利者が著作物等の提供者（例えば配信事業者）と契約をし、この契約内容に基づき、当該提供者と利用者が契約を結ぶことにより、利用者の録音録画を管理することが可能である。

このようなことから、著作物等の提供者が利用者の録音録画行為も想定し、著作権保護技術と契約の組み合わせ等により一定の管理下においてこれを許容しているような実態であれば、著作物等の提供者との契約により録音録画の対価を確保することは可能であり、このような利用形態について仮に第30条の適用範囲から除外したとしても、利用秩序に混乱は生じないと考えられる。

こうした観点から、将来において、著作権保護技術の普及やビジネスモデルの展開により、権利者が契約によって録音録画の対価を徴収できるような状況が拡大した場合には、改めて第30条の適用範囲の見直しをすることが必要である。

なお、文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）では、第30条以下の権利制限規定が定めている自由利用の態様や範囲を契約により「オーバーライド」する（ひっくり返す）ことが可能かどうか等について、

ア オーバーライド契約は、契約自由の原則に基づき原則として有効であること

イ 実際の判断は、制限規定の趣旨、ビジネス上の合理性、不正競争又は不当な競争制限を防止する観点等など総合的に見て個別に判断することが必要であること

等の見解をまとめ、権利制限規定を維持しつつ、契約によって対象行為の対価を徴収することは、原則として認められるとした。

また、同報告書では、オーバーライド契約に基づく私的録音録画の対価と補償金の二重取りの懸念が指摘されているところであり、第30条の適用範囲を上記のように見直すことは、このような懸念を解消する意味もあることに留意すべきである。

② 検討結果

a 適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画

i 第30条の適用範囲からの除外

前述した利用実態から、配信事業者の一定の管理の下で私的録音録画が許容されており、また、それに伴う対価には私的録音録画の対価も含まれうるとすれば、契約による解決に委ねる趣旨から第30条から除外するのが適当であるという意見が大勢であった。

ii 第30条の適用範囲から除外する場合の条件

現状では、利用者と権利者が録音録画について直接契約することは、取引コスト等の関係でまだ事実上困難であり、現状では権利者は配信事業者との契約により、録音録画に対する対価を確保する必要があることになるが、配信事業者が利用者の録音録画行為について一定の管理責任を負っているような事業形態に限定して第30条の適用を除外すべきである。利用者の録音録画について配信事業者に一定の管理責任がないような形態まで第30条の適用を除外した場合、利用者が直接権利者と契約できない現状では、違法状態が放置されるだけになり問題がある。

具体的な配信事業については、様々な類型が考えられるが、適法な事業であることを前提とし、営利性の有無、有償・無償の別、配信事業者と利用者との配信契約の有無等を参酌しつつ、要件を決める必要がある。

b レンタル店から借りた音楽CDからの私的録音、適法放送のうち有料放送からの私的録画

これらの利用形態については、前述のとおり、私的録音録画の対価が徴収されている実態は確認できなかった。

また、今後、契約により私的録音録画の対価を徴収する可能性につ

いては、

ア レンタル事業者の場合は、配信事業者等と異なり自らが著作権保護技術を施すことができず、利用者の私的録音を管理することができないことから、契約によって解決する方策を採ることは困難であること

イ 有料放送事業者の場合は、多種多様な著作物等を利用するという放送事業の特殊性があること、調達価格が高騰し映画等のコンテンツの調達に支障が出ること、例えば音楽番組を録画する場合のように、音楽を映像とともに利用する場合は、公衆送信（放送）権は著作権等管理事業者が一律に管理していても、録画権は個々の権利者に使用料の決定権がある場合があることなどの理由から、現行の契約体系を変更することは困難であること

から、このような状況の中で、これらの利用形態について第30条の適用範囲から除外するとしても、結果として違法状態が放置される状況を生み出すだけであることから、第30条の適用範囲から除外することについては慎重な意見が多かった。

なお、現状において私的録音録画の対価が徴収されていることは確認できなかったが、アについては貸与権創設の趣旨⁵⁶、イについては著作権保護技術の状況⁵⁷などから、著作権者等とレンタル事業者、有料放送事業者との間の契約においては録音録画の対価についての記載はなく、関係者は録音録画の対価を徴収しているとの認識をしていないかもしれないが、事実上録音録画の対価を含んだ貸与料または視聴料を徴収しているのではないかという意見があった。

⁵⁶ 貸与権創設の趣旨については「著作権審議会第1小委員会の審議結果について」（昭和58年9月9日）参照（http://www.cric.or.jp/houkoku/s58_9/s58_9.html）。

⁵⁷ 有料放送では、番組ごとにコピーネバーやコピーワンス等の著作権保護技術が施されているチャンネルもある。

第3節 補償の必要性について

1 権利者が被る経済的不利益

(1) 補償金制度導入時の権利者が被る経済的不利益に関する考え方

第30条は、昭和45年の現行法制定時に設けられたものであるが、制定当時は複製手段の開発・普及が余り進んでいなかったことから、無許諾・無償で私的複製を可能とした。その後、平成4年に現在の私的録音録画補償金制度が導入されたが、導入の理由は次のようなものであった。

これらの実態を踏まえれば、私的録音・録画は、総体として、その量的な側面からも、質的な側面からも、立法当時予定していたような実態を超えて著作権等の利益を害している状態に至っているということができ、さらに今後のデジタル化の進展によっては、著作物等の「通常の利用」にも影響を与えうるような状況も予想されるところである。このようなことから、現行法立法当時には予測できなかった不利益から著作権等の利益を保護する必要が生じていると考える。(第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書より抜粋)

(2) 権利者が被る経済的不利益に関する再整理

補償の必要性を考える場合、権利者が被る経済的不利益がなければ補償の必要性がないのは言うまでもない。本小委員会では、平成4年の補償金制度導入時の基本的考え方と現状は何ら変わってはならず、その考え方を踏襲すべきであるという意見がある一方で、本小委員会が補償金制度の廃止を含めた抜本的見直しを行っているところから、改めて考えを整理すべきであるとの意見もあった。

そこで本小委員会では、著作権保護技術の普及という平成4年以降の事情の変化と経済的不利益の問題は別に検討するとして、まず私的録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係について改めて整理することとした。

経済的不利益があるという立場の委員については、第10小委員会の見解に意見が集約されるので、特に説明を要しないが、経済的不利益の有無に疑義を持つ委員からは、おおむね次のような意見が出された。

- ・私的録音録画と商品の売上減の因果関係が明確にされていない。また、権利者は複製禁止も求めている。私的録音録画が可能な商品等を提供するという事は、私的録音録画から利益（試聴効果や販売促進効果、音楽・映画等のファン層の拡大）を得られると考えているからであり、経済的不利益があるとはいえない。
- ・購入した音楽CD等からのプレイスシフト⁵⁸（様々な環境で視聴するための録音録画）や放送のタイムシフト⁵⁹（放送時間とは別の時間に視聴するための録音録画）について経済的不利益があるか疑問である。複製の態様ごとに分析評価したうえで、経済的不利益の有無を考える必要がある。

以上のような意見の違いがある中で、経済的不利益の評価について法律的な視点から次のような整理が示された。

ア 私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方（補償措置は権利制限の代償）

著作権の基本条約であるベルヌ条約では、著作者に一般的に複製権を認めた上で、一定の厳格な条件の下で（いわゆるスリー・ステップ・テスト）、権利制限を認めているが、我が国の著作権法も基本的にこの考えを踏襲している。

この場合、利用者は、権利制限(第30条)がなければ、本来私的録音録画の都度権利者の許諾を得て、使用料の支払いをしなければならないことになるが、そうすると利用者が不便なため、権利制限を設けたと考えられる（権利者の私益と利用者の私益との調整）。

⁵⁸ プレイスシフトは自分の購入したCDからの録音についてのみ定義され、他人から借りたCD、レンタルCD、違法録音録画物や違法配信からの録音については定義されない。

⁵⁹ 1984年のアメリカ合衆国最高裁判例では、タイムシフトは、放送番組を録画して別の時間に一度視聴した上で消去することとしている（参考資料2参照）。なお、イギリス著作権法（第70条）では、法制化しているが、視聴の回数を限定することや録音録画後の消去までは求めている（第7章参照）。このようなタイムシフトについては、「別の時間」の意味が社会常識に照らした合理的な期間内を指すことに異論はないと考えられるが、視聴回数や消去の必要性については様々な考え方があるところである。

このような権利制限の代償という立場からは、本来個別に許諾を求めた場合は使用料の支払いが必要だということになるので、一般論としては権利制限された場合は経済的不利益があるということになり、具体的な損失が発生していることまで立証が必要であるということにはならない。

この考え方は、第10小委員会の基本的な考え方であるが、この立場では、私的録音録画の形態によって、経済的不利益の濃淡はあるものの、経済的不利益が全くないということにはならないのであって、この不利益の程度が権利者の受忍限度であるかどうかという判断となる。

なお、昭和45年の現行法制定時は、無許諾・無償で私的録音録画ができたが、当時は録音録画機器がそれほど普及しておらず、多少の経済的不利益があったものの、それは権利者の受忍限度内であり補償の必要性が問題にならなかつただけであり、録音録画機器の広く普及している今日とは状況が異なる。

イ 権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業（販売、配信、放送等）に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方（補償措置は新たな権利の付与と同様）

この立場は、私的録音録画は本来無償で自由にできるものであり、補償金制度は権利者に新たな権利を付与するのと同じであるから、権利付与の前提となる経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要であるとの考えに基づく。

考え方の整理は以上のとおりであるが、いずれの考え方に立っても、利用形態によっては、経済的不利益の程度の違いがあるのではないかという観点から、次の点について評価を明確にすべきとの意見がある。

- ・購入した音楽CDからのプレイスシフトのための私的録音
- ・放送番組からのタイムシフトのための私的録画
- ・レンタル事業者から借りた音楽CDからの私的録音

2 著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係

(1) 現行制度について

平成4年の補償金制度の導入以降の新たな要因として、著作権保護技術の普及がある。著作権保護技術は、デジタル化・ネットワーク化の時代になって、元の著作物等と同じ品質の複製物が容易にできることや当該複製物を用いてインターネット配信が容易にできるようになったことから、著作物等の複製やインターネットへの出力等を禁止又は制限するため導入されたものである。

最近では、著作権保護技術は、パッケージ商品、ネット配信、携帯電話等の様々な分野で使用されており、著作権保護技術と契約を組み合わせることによって、有料音楽配信事業など様々な新しいビジネスも生み出している。

この著作権保護技術のうち、複製を制限するものについては、著作権法では技術的保護手段と定義されているが、この技術的保護手段を回避して行われる複製は第30条の適用はないとされ、事実上第30条の適用範囲を縮小しているところである（第30条第1項第2号）。

(2) 著作権法上の技術的保護手段における権利者の意思と第30条の範囲内の録音録画との関係

本小委員会では、第30条により権利者の許諾なく私的録音録画ができる範囲が、著作権保護技術により事実上禁止又は制限される場合もあることから、著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益との関係を整理した。

まず、著作権法上の技術的保護手段⁶⁰の定義（第2条第1項第20号）における権利者の意思と第30条の適用範囲内で行われる録音録画との関係である。

著作権法上の技術的保護手段は、「権利者の意思」に基づき当該手段が用いられることが要件である。一般にある録音録画制限手段を施したシス

⁶⁰ この技術的保護手段に該当すれば、その手段を回避して行う複製は一般に違法なものとなり、その手段を回避するための装置やプログラムの製造・頒布等は罰則の対象となる。

テムに権利者が著作物等を提供するという事は、当該要件を満たす限りにおいて、著作権法上の技術的保護手段に該当し、権利者は、当該技術的保護手段の下でどのような録音録画が可能かについて一定の予見は可能である⁶¹。

ただし、この「権利者の意思」はあくまで一定の著作物等の提供にあたり、利用者が利用可能な範囲を技術的に限定することを意図したものであるため、その範囲における録音録画について、無償利用を認める意思まで含まれているとはいえない。契約モデルによる解決が可能な場合は別として、著作権保護技術の内容等に照らし、経済的不利益の有無を考えていく必要がある。

(3) 著作権保護技術の範囲内の録音録画と権利者が被る経済的不利益の関係

本小委員会では、上記の但書の点について、まず最初に録音録画の可否の観点から次のとおり類型ごとに整理した。

ア 録音録画禁止の場合

現状でも、著作物の性質上繰り返し視聴する必要性が少ない、ごく少数の複製であっても権利者に大きな被害が生じる可能性があるなどの特別な理由があるもの（例えば劇映画のDVD）については、複製禁止の措置を採用しているが、権利者が複製禁止を選択した場合、そもそも私的録音録画ができないので権利者の不利益も生じていないものと考えられる。

イ 録音録画回数等に一定の制限があるものの、その範囲内の録音録画は認める場合

一般的に、私的録音録画により著作物等を楽しむという社会現象は、確立された社会慣行であり、アのような特殊な例を除き、一定の範囲内で私的録音録画を認めることは、権利者も支持、許容するものである。

⁶¹ 当該コンテンツに利用されている音楽等の著作物、実演等の権利者については、特段の契約がない限り、権利者の意思の表示はコンテンツホルダー（レコード製作者、映画製作者など）に任されている又は同様であると見るべきであるとする。

現状の著作権保護技術の多くは、録音録画回数等利用可能な範囲を限定し、その範囲内での録音録画が行われることを技術的に担保するものとなっている。ただし、著作権保護技術には、私的録音録画自体を厳しく制限するというよりは、通常の利用者が第30条の範囲内で必要とする私的録音録画の機会は確保しつつ、デジタル録音録画された高品質の複製物が私的領域外へ流出することを抑制するものという捉え方も可能なものもある。このような捉え方は、現行法でも複製物を使用しない者の複製を禁止し、私的複製に作成した複製物の頒布を目的外使用として原則禁止としていることとも合致していると言える。

補償金制度は、私的録音録画が一定の範囲内で自由にできることを前提に、その補償措置として存在しているから、著作権保護技術が私的録音録画を制限する程度などによっては補償すべき不利益は生じないとする考え方が成り立つ。上記イにおいて、どのような場合に権利者の経済的不利益が生じ、どのような場合に生じないかが問題となるが、これについては意見が分かれている。関係者の意見を整理すると次のとおりである。

イ- i 著作権保護技術によって通常の利用者が必要とする第30条の範囲内の録音録画ができるのであれば、1の基準に戻って権利者の経済的不利益及び補償の必要性は判断すべきであるという意見

著作権保護技術は録音録画回数等の上限を決めるものであり、利用者は通常必要とする範囲の録音録画を第30条に基づき行うことができるのであれば、オーバーライド契約により私的録音録画の対価を徴収できる場合は別として、補償措置が不要であるという議論に直ちにつながるものではない。また、現状では権利者が主体的に、かつ自由に著作権保護技術を選択できる場合は少ないので、著作権保護技術が施されていれば、直ちに権利者はその範囲内の録音録画から補償を求めるべきでないとするのは不適切である。

イ-ii 権利者は提供された著作物等がどのような範囲で録音録画されるかを承知の上（著作権保護技術の内容により想定できる）で提供しているので、重大な経済的不利益はなく、補償の必要性はないとする意見

著作物等が暗号化されたうえで録音録画されているパッケージ商品、デジタル放送、ネット配信サービスなどは、著作権保護技術により利用者の録音録画が想定されており、また当該信号等は権利者の意思に従い付されているので、録音録画の制限回数に係わらず権利者に重大な不利益は与えていない。

以上のとおり、著作権保護技術と権利者が被る経済的不利益の関係については、意見の相違が見られるところである。

ただし、仮にイ-iの見解に立ち、現状における著作権保護技術の適用状況では経済的不利益があり、かつ補償の必要性があると判断できるとしても、著作権保護技術は権利者を含む関係者の要望等を踏まえ機器の製造業者等が開発していることも事実であり、その開発過程に権利者がどのように関与していたか等の評価の問題はあるものの、著作権保護技術の内容や当該技術と契約の組み合わせ方法などのあり方次第では、補償が不要になる場合があることに大きな反対はないところである。

3 補償の必要性の有無

著作権保護技術が施されている場合には補償の必要性がないという意見があることは2（3）イ-iiのとおりである。

ただし、仮に著作権保護技術の評価について2（3）イ-iの見解に立ったうえで、1（2）で整理された権利者が被る経済的不利益に関する二つの考え方を前提に補償の必要性を検証、評価すると次のとおりとなる。

(1) 経済的不利益に対する利用形態ごとの評価

購入した音楽CDからのプレイスシフトのための録音や放送番組からのタイムシフトのための録画については、1(2)アの立場からは、権利者の了解なく録音録画が行われていることから、程度の問題はさておき、何らかの経済的不利益はあることになる。一方、1(2)イの立場からは、購入したものが手元にあるので、同じ商品を更に購入するとは考えにくい、タイムシフトにより別の時間に視聴したからといって、録音録画物が視聴者の手元に残らない限り放送番組等の二次利用に支障が生じるとは考えにくいなどの指摘があり、私的録音録画と正規品の販売・配信等との因果関係が充分立証されていないという意見があった。

また、他人から借りた音楽CDからの私的録音については、借りた者は音楽CDを購入する必要はなくなることで、また他人(特定者)に当該録音物が譲渡されても同様である(音楽CD購入の代替手段)ことから、当該録音物を所有した人が全て正規品を購入するとは考えられないが、私的録音ができない状況を想定すれば、正規品の購入等に影響を与えるのは明らかであり、立場の違いにかかわらず、権利者が被る経済的不利益はあると考えられるとする意見が多かった。なお、このことは、レンタル料金には私的録音の対価は含まれていないという認識に立てば、レンタル業者から借りた音楽CDの場合も同様である。また図書館等から借りた場合も同様である。

録画については、放送時点で広告収入により投資回収は完了していること、放送番組の二次利用は進んでおらず、録画によって正規品の購入や再放送の視聴が妨げられるとはいえないこと等から、権利者が経済的不利益を被っていることに疑義を示す意見もあった。しかし、前述の18年録画調査(第2章第2節3(1)参照)ではデジタル録画の理由として「興味ある番組やその一部を保存するため」が高率(約81.9%)であることなどから、タイムシフト録画以外の録画実態も多いと思われ、両者は区別し難いこと、映像作品はごく少数の録音録画でも権利者に与える不利益が大きいといわれていること、映画や放送番組の録画は前述の意見にかかわ

らず二次利用に影響があると考えられること⁶²等の理由から、タイムシフト以外の録音録画や他人（特定者）への録画物の譲渡については、経済的不利益があるという意見が大勢であった。

（２）経済的不利益に対する全体的な評価

以上の点から、１（２）アの立場からは詳細な検討をするまでもなく経済的不利益があることになるが、１（２）イの立場であっても、仮にプレイスシフトやタイムシフトの録音録画が与えている経済的不利益が充分立証されていないとしても、利用者が行う私的録音録画は、一般的に特定の利用形態に限定されるわけではなく、例えば他人から借りた音楽CDからの録音などの形態や録画物の保存、更には他人（特定者）への録音物・録画物の譲渡が存在することは否定できないことから、一人の利用者の行う私的録音録画の全体に着目すれば、経済的不利益を生じさせていることについてはおおむね共通理解があると考えられる。

なお、前述のとおり録音録画が可能な商品を提供しているのは権利者が私的録音録画により利益を得られると考えているからではないかという意見もあるが、私的録音録画問題はもともと録音録画の禁止によって解決しようとするものではないこと、私的録音録画は権利制限により行われるものでありそこから得られる利益があるとしても一般的にそれは権利者が意図して求めたものではないこと、仮に利益があるとしても一方で販促効果のためには視聴さえできればいいのであり録音録画まで必要ないのではないか等の意見もあるところであり、その評価は事実上困難であることなどから、私的録音録画からの利益は否定できないかもしれないが、権利者が被る経済的不利益を上回るものではないとの意見が多かった。

⁶² 映画は、もともとマルチユースのコンテンツであるが、放送番組は、二次利用が余り行われていないのではないかと指摘がある。確かに放送番組の二次利用については、映画に比べて遅れているといわれていたが、コンテンツの流通促進という我が国の知的財産戦略の一環で、今後は増加すると考えられる。具体的には、再放送、パッケージ商品化等であるが、ネット利用についても、放送時に視聴できなかった番組を、放送後一定期間有料でネット視聴できるサービスなどが考えられており、実施に向けて準備中の放送局もある。

(3) 権利者の受忍限度と補償の必要性

以上のとおり、立場の違いにかかわらず、権利者が被る経済的不利益はあるということになったとしても、その不利益が権利者の受忍限度を超えていなければ補償の必要性はあるとはいえないことになる。この受忍限度については改めて基準を定めるのは困難であり、補償金制度を導入した平成4年当時と比べて私的録音録画の総体又はプレイスシフトやタイムシフトを除く私的録音録画の量がどのように推移したか、また品質面での変化はどうかなどを総合的に評価して判断する必要がある。また、先進諸国における評価も参考となると思われる。

なお、この場合、購入した音楽CDからのプレイスシフトや放送番組のタイムシフトのための録音録画については、映画や放送番組はごく少数の録画でも権利者に与える影響は大きいこと等から、特にタイムシフトの要素を補償金額に反映させることは適当でないとする意見もあるが、他の利用形態に比べて経済的不利益が相対的に低いということに異論は少なく、これらの点は、補償金の額の設定に当たって考慮事項とすることが考えられる。

4 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案

2(3)で言及したとおり、著作権保護技術の内容や当該技術と契約の組み合わせ方法などのあり方次第では、補償が不要になる場合があることに大きな反対はないところであり、そうした場合、補償金制度も不要となることは当然である。

この点について、今後社会がどのように変化するか予想できないところであり、その時期を定めることはできないが、補償の必要性がなくなる試案として次のような整理が提案されている。

ア 著作権保護技術の効果により私的録音録画の量が減少し、一定の水準を下回ったとき（私的録音録画が著作権保護技術によって厳しく制限されれば、権利者の不利益も少なくなるため）

具体的にいえば、通常の利用者が必要とする第30条の範囲内の録音録画回数を厳しく制限する著作権保護技術が広く普及した場合である。

この回数は、具体的に何回と特定しにくい、例えば権利者に対する不利益の度合いが比較的少ないといわれる購入した音楽CDのプレイスソフトのための録音、又は放送番組のタイムシフトのための録画に必要とされる回数を更に制限するかどうかの一つの目安になると思われる。

なお、この場合は、例えば権利者の代表と機器等の製造業者の協議により、個々の権利者の意思とは関わりなく、厳しい制限が課された著作権保護技術が導入されることが一般化されることを想定しているが、現実には、社会全体がこのような状況になる可能性は少ないのではないかと考えられる。

イ 著作権保護技術の内容について権利者の選択肢が広がり、コンテンツごとに関係権利者の総意として権利者側が選択権を行使できるようになり、そのような実態が普及したとき（権利者がその意思に基づき私的録音録画をコントロールできる場合には、その結果として生じた録音録画は権利者にとって不利益を生じさせないため）

アの場合と異なり、個々の権利者が自由に録音録画回数等を決められるか、又はアのような厳しい録音録画制限を含むいくつかの選択肢の中から自由に選択できる著作権保護技術が普及した場合である。

一般的に、権利者は第30条で権利行使が制限されていることから、著作権保護技術の内容を認める権利者の意思というのは、無償で著作物等の利用を認める意思と同じであるとは言えない。しかし、個々の権利者の中には、私的録音録画の効果を積極的に認めようとする人、権利制限だから録音録画されるのはやむをえないと思う人、技術的に可能であれば私的録音録画を制限したいと思う人など様々な考えを持った人がいると思われる。現状の著作権保護技術は権利者の中にもこうした多様な考えを持つ人がいるにもかかわらず、様々な理由から、選択肢を持っていないようになっている。したがって、著作権保護技術によって用意された選択肢の中から、個々の権利者が厳しい利用制限を選択肢できるにもかかわらずしなかった場合については、それを選んだ権利者に経済的不利益が生じるかもしれないが、それは権利者の受忍限度内であり重大なものではなく、補償の必要性があるとまではいえないのではないかと考えられる。

ただし、この場合において、その選択肢が設定された経緯や過程（例えば権利者側が関与していたかどうか）、技術の内容（例えば権利者側が求める選択肢であるかどうか）等によって、その評価は変わる可能性がある。

なお、権利者の総意というのは、コンテンツホルダーである権利者だけの意思でなく、そこに含まれている他の権利者の意思も含めての意思という意味である。コンテンツホルダーである権利者が他の著作物等の権利者の意思も代表して行使しているということであれば関係権利者の総意といえる。

ウ 著作権保護技術と契約の組み合わせにより、利用者の便を損なうことなく個別徴収が可能となり、そのような実態が普及したとき（録音録画の対価を確保できる状況となるため）

著作物等の提供者等と利用者の契約によって処理されるのが主要な形態となり、それによって経済的利益を確保できるようになった場合である。この場合、契約の形態によっては、第30条の適用そのものを除外しても、利用の円滑化を阻害しないと考えられる場合もあると考えられる。

なお、これらの考え方については、次のような意見があった。

・アとイの場合

権利制限（第30条）により私的録音録画が行われれば原則として補償の必要性がある。

・イの場合

CCCD（コピーコントロールCD）の例のように、厳しい利用制限の選択肢があるとしても、市場がこの方法を受け入れなければ、そうした選択ができないこと、また著作物等の提供者の優越的地位により、権利者に自由な選択権が確保されない場合も想定されるので、権利者の意思にのみ補償の要否を委ねるのは問題である。

また、上記のアからウの状況はある日突然実現するわけではなく、社会全

体が徐々に変化していき、その状況が定着することより実現することになる。仮に現状では著作権保護技術と補償金制度が併存する状況にあったとしても、著作権保護技術の影響度を補償金額に反映させることや、場合によっては対象機器等の特定に反映することについては、おおむね異論のないものと思われる。

第4節 補償措置の方法について

仮に補償の必要性があるとして、考えられる補償措置の方法としては、補償金制度による対応と契約による対応の二つに大別される。

1 補償金制度による対応

この補償金制度による対応としては、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することは困難であるので、それに代わる方法として、以下の二つの考え方について検討した。

ア 録音録画機器・記録媒体の提供という行為に着目した制度設計

補償金制度を採用している全ての国と同様の制度であり、私的録音録画が行われるのは録音録画機器と記録媒体が普及したため、権利者の被る経済的不利益と機器等の普及には因果関係があることから、機器等の提供行為と結びつけて権利者への補償を実現しようとするものである。現行制度も基本的にこの枠組みの上に制度設計されている。

この方法による場合、機器等の製造業者にもその責任の一端（我が国の場合は補償金の請求及び受領に関する協力義務）を担ってもらうのが不可欠であり、我が国では協力義務者、諸外国では支払義務者という位置づけの違いはあるが、機器等の製造業者に一定の責任を負ってもらい権利者と利用者の利益調整をしようとするものである。

制度設計としては、包括的な制度にならざるをえないが、できるだけ実態に即した制度になるよう、対象機器、記録媒体の範囲及びその決定方法、補償金の支払義務者、補償金の決定方法、補償金の徴収・分配の仕組みなど幅広い点について法的又は運用面から整理する必要がある。

イ 録音源・録画源の提供に着目した制度設計

世界に例がない制度であり、録音源・録画源が提供されるから私的録音録画が行われるので、権利者の被る経済的不利益と私的録音録画と録音源・録画源の提供とは因果関係があり、録音源・録画源の提供者にもその

責任の一端を担ってもらおうという考え方に基づく。

この考え方は、著作権保護技術の普及により、著作物等の提供者が著作権保護技術、又は当該技術と契約を組み合わせることによって、利用者の行う私的録音録画を管理することが可能となっており、著作物等を提供する段階で補償金を支払えば合理的・効率的であるという考えに通じる。

制度設計としては、権利者と提供者が契約する際の対価に補償金を上乗せして支払えばよく、機器等の範囲、補償金額の決定も、補償金管理協会や共通目的事業も必要なくなるなど極めて単純になる。

この制度については、私的録音録画問題の本質を根本から見直す必要が生じる。また、録音録画機器を所有していない者からも事実上補償金を徴収することになること、対象機器の決定の論点は解消されるが、私的録音録画の可能性を一切無視して補償金を徴収することになることなど、制度の不合理性が目立つ制度にならざるをえず、仮に補償金制度を導入するとすれば、Aの制度が適当であるとする意見が大勢であった。

2 権利者と録音源・録画源提供者との契約による対応

補償金制度だけに固執せず、権利者と著作物等の提供者との契約によって解決する方策を関係者は追求するべきであり、その結果第30条を改正して、補償金制度を廃止したり、場合によっては第30条の適用範囲を縮小することができるという意見がある。

この意見は、著作物等が消費者に提供される場合、著作権保護技術の発達により、その著作物等がどの程度録音録画されるかは事前に想定でき、また想定されないまでも録音録画されることが不可避であるとすれば、あらかじめ権利者と著作物等の提供者の間でそれを見越した契約をすることで権利者は利益を確保できるという考え方に基づく。このような契約によって権利者の利益が確保される利用実態が増加すれば、相対的に補償金制度の必要性は減少するというものである。ただし、この考えは、先述のイのように著作物等の提供者に法的に補償金の支払義務を課すことまでは求めず、あくまでも民間同士の契約関係に委ねることになる。

これはこの問題を解決する一つの方策ではあるが、次のようないくつかの問題を含んでおり、権利者と著作物等の提供者の契約に委ねることによってこの問題を全面的に解決できるかについては課題が多いものと考えられる。

ア 現状では、一般に著作物等の提供者側が、著作権保護技術の範囲内で行う利用者の録音録画行為全てについて管理責任を負うことができる範囲には限界があり、管理しえない場合についてまで積極的に契約をしようとするインセンティブに欠ける。

イ 著作物等の提供者への作品供給価格はビジネス上の交渉により決定されているので、法律上の補償金請求権が与えられない限り、民間同士の契約に任せても権利者の要求が実現できるかどうか疑わしい。

ウ 民間同士の契約に任せても、利用者から料金等を徴収している場合は、録音録画機器を有しない人も事実上その経費を負担することになること、第30条が改正され無許諾無償の録音録画が再び認められるようになったのに事実上録音録画の対価が徴収されることについて、利用者の納得が得られるかどうか疑問が残る。

エ コンテンツホルダーである権利者は、著作物等の提供者とのコンテンツの供給契約の中で録音録画の対価を徴収できる可能性があるが、それ以外の権利者は、音楽等の一部を除きコンテンツホルダーと交渉することになり、イの場合と同様に要求が実現するか疑わしい。

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

「第4節 補償の方法について」において検討したとおり、仮に補償の必要性があるとするれば、その対応方法は、録音録画機器及び記録媒体の提供に着目した制度によることが最も現実的であると考えられることから、この方法を前提に具体的な制度の仕組みについて検討した。

1 対象機器・記録媒体の範囲

(1) 現行制度の問題点

① 現行制度による対象機器の範囲

a 分離型専用機器

現行制度は、支払義務者を利用者にし、利用者が機器及び記録媒体を購入時に一括支払方式により、包括的に補償金を支払うこととしている。これは機器等の購入者が高い確率で私的録音録画を行うことを前提にした制度設計であるので、現行制度は、主たる用途が私的録音録画である機器等を想定しているものと考えられる。また、第30条第2項の規定の仕方から、録音録画機器とその記録媒体が分離していることを想定している（分離型専用機器）。

b 附属機能の除外

第30条第2項では、対象機器を「デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器」とし、その後続く括弧書で、放送用の機器等のように私的録音録画以外の目的で製作される機器と録音機能付電話機等の「本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するもの」を対象機器から除外しており、機能に着目して用途を推定する方法を採用している。

c 用途への着目

平成4年の現行法制定当時は、録音録画機能が附属機能でない機器は、当時の機器の実態から特に考えるまでもなく主たる用途が録音録画の機器と考えられていたが、その後の機器の実態を踏まえ、平成10年の政令改正で「主として録音（録画）の用に供するもの」という規定が挿入された。これはパソコンにおける録音等が立法当初は事実上不可能であったのが、その後の技術の進展により可能になってきたことを踏まえ、パソコンの録音等の機能は附属機能ではないので対象機器になるのではないかという疑念を払拭するため、主たる用途が録音録画である機器を対象とするという立法の趣旨を確認するために行った措置と考えられている。

以上の点を前提に現行制度における対象機器を整理すると、主たる機能が録音録画機能のものは、主たる用途も録音録画であると捉えていることとなる。なお、録音録画機能しかない機器や、附属機能はいくつかあるが主たる機能は録音録画機能である機器が対象になることはいうまでもない⁶³。

また、反対に、次のような機器については、現行制度の下では対象にはならないと考えられる。

ア 録音録画機能が附属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの（例 HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー）

現行法では機器と記録媒体により録音録画される場合についてのみ補償金の支払義務が生じるように制度設計されていることから、対象機器にはならない。

⁶³ 現行制度の対象となっていないハードディスクドライブへの録画機能とDVD録画機能との組み合わせた複合機器は、録音録画機能しかない機器として対象となる（補償金はDVD録画装置だけに課される）。例えば、CDの再生機能、ラジオ受信機能付きの機器（例えばMDラジカセ）は、録音録画以外の附属機能付きの機器として対象となる。

イ 録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえないもの（例 現在のパソコン）

現行制度の趣旨は、録音録画の可能性が高い機器だけを対象とするということであるから、録音録画機能を含む複数の主要な機能を有しており、利用者の選択により録音録画が主たる用途にもなり、そうでなくなることもある機器については、対象機器として想定されていないと解される。

ウ 録音録画機能を附属機能として組み込んだ機器（例 留守番電話、携帯電話、録音機能付カーナビゲーション）

現状では録音録画機能はあくまでも附属機能であると思われるので対象機器とはならない。

このようにIT技術の急速な発達に伴い現行法制定時には想定しなかった機器が開発され普及している。これらの機器の中には、現行制度では対象にならないが、立法時に整理した対象機器についての考え方に照らすと対象に加えても特段の問題はないと考えられる機器もある一方、新たな考え方を構築しなければ対象機器になし得ないものもある。対象機器の範囲をどのように設定するかは、制度の問題点とも関係し、制度の安定性という観点から配慮が必要な事項でもある。

いずれにしても、平成4年当時とは機器の現状が大きく変わっていることは間違いないので、現状を踏まえ、どのような考え方にに基づき対象機器を整理するかについて、十分検討する必要がある。

② 対象記録媒体について

対象記録媒体についても、対象機器と同様の問題がある。

現行制度は、対象機器が政令で決定されれば、その機器に使用される記録媒体が対象になるとしている（専用記録媒体）が、基本的には録音録画が主たる用途の記録媒体が対象となっている。例えばCD-RやD

V D-Rについては、録音用又は録画用の媒体が開発されており、一般のデータ用とは切り離れた形で制度の運用が行われている。

しかし、現行制度は、専用記録媒体（例えば録音用CD-R）が、政令指定の対象になっていない機器（例えばパソコン）でも使えることや、既存の記録媒体や今後市場に普及するであろう新しい記録媒体について、基本的に同じ仕組みを使いながら録音録画用とその他の用途用を仕分けできるかどうかなどの問題があるとする意見がある。これは、記録媒体も汎用化の傾向にあることから生じる制度的課題だと考えられるが、こうした記録媒体の現状を踏まえながら、対象記録媒体の範囲を再整理する必要がある。

（２）見直しの要点

① 基本的考え方

現行制度は、分離型専用機器と専用記録媒体を対象にしているが、現状では、平成4年当時とは状況が異なり、専用機器等以外に様々な機器等が開発普及している。このようなことから、対象機器等の範囲を定めるに当たっては、次のような考え方に分かれ、意見の一致に至っていない。

なお、「第3節 補償の必要性について」で整理したいいくつかの論点について、そこで合意された内容次第では対象機器等の範囲のあり方に影響するのはいうまでもない。

ア 録音録画機能が附属機能かどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器は原則として対象にすべきであるという考え方

分離型専用機器は、時代の進展とともに減少する傾向にあるが、一方、他の機能を有しながらも録音録画機能を有し、かつ実際に録音録画に用いられている機器が増加しており、利用態様に応じて補償金額に差を設けることはあり得ても対象には加えるべきとする考え方に基づく。

この考え方からは、現行制度の仕組みのままでは問題が生じるとす

れば、対象機器等を拡大するということを前提に制度の仕組みを再構築すればいいということになる。

イ 現行法の考え方を原則として維持すべきであるとする考え方

もともと補償金制度は、包括的な制度であるが、録音録画の可能性が高くない機器等からも補償金を徴収するとなると、録音録画をしない人からも補償金を徴収する可能性が現在よりも高くなり、制度の問題点を拡大することになるので適切ではないという考え方に基づく。

この考え方からは、仮に対象機器等の範囲を拡大する場合には、利用形態、著作権保護技術等を考慮し、制度の問題点の拡大が最小限となるよう対象機器等を限定するべきということとなる。

② 機器等の類型ごとの考え方

対象機器等の範囲について、機器等の類型ごとに整理すると次のとおりである。

a 分離型専用機器と専用記録媒体

現行制度の対象となっている分離型専用機器と専用記録媒体については、特に対象から除外する理由はなく従来どおり対象にすべきであることとおおむねの了承を得た。

ただし、第30条の適用範囲から除外された利用形態のみに使用される機器等は対象範囲から除外されるべきこと、著作権保護技術の内容によっては当該技術を用いたシステムのみに使われる機器等が対象外になることもありうることに異論はなかった。

b 録音録画機能が附属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの（例 HDD内蔵型録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー）

私的録音録画を主たる用途としている機器である限りは、特に分離型機器と一体型機器を区別する必要はないので、対象にすべきである

とする意見が大勢であった。

例えば最近の携帯用オーディオ・レコーダーの中には、附属機能かどうかは別にして、録音録画機能以外に静止画・文書等の記録やゲームのサポート機能等の機能を有しているものがある。このような機器については、製造業者の販売戦略、利用の実態等から少なくとも現状においてはほとんどのものが録音録画を主たる用途としていると考えられるので、対象機器に加えて差し支えないと考えられるとの意見があった。

c 録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえないもの（例 現在のパソコン）

パソコンについては、先述した立場の違いにより対象にすべきかどうかについて考え方の差があり、意見の一致に至っていない。

なお、仮にパソコンを除外した場合、補償金の対象とならない録音録画が拡大することになるが、第30条の範囲の見直しにより、パソコンを用いた違法録音録画や違法サイトからの録音録画や適法配信からの録音録画が第30条の適用範囲から除外されること、また一方で、パソコンの場合は、音楽CDから録音し、当該機器を経由して例えば携帯用オーディオ・レコーダーに更に録音されることも多く、最後の機器等のところで補償金の支払があれば事実上補償されているのではないかという意見があった。

また、パソコンについては、製造業者はハードウェアを提供しているにすぎず、録音録画機能を初めとして文書作成機能、メール機能、インターネット機能など全ての機能はソフトウェアにより実現しているが、録音録画機能は発売時点でインストールしているものもあれば、後から利用者が任意でインストールしたものもあるので、その全てについて製造業者側が責任を負うのはおかしいのではないか、または、仮に製造業者側が一定の責任を負うとしても、機器等のどの範囲まで責任を負うのか明確にするべきだとする意見があった。

d 録音録画機能を附属機能として組み込んだ機器（例えば留守番電話、携帯電話、録音機能付カーナビゲーション）

留守番電話のような他人の著作物等が録音される可能性が低くしかも大量に利用されることがないものを対象にしないことについて異論はなかった。

しかしながら、携帯電話、録音機能付カーナビゲーションについては、前述した立場の違いによって考え方の差があり、意見の一致に至っていない。

なお、例えば、録画機能を組み込んだテレビのようなものについては、購入者のほとんどがテレビの視聴と放送番組の録画の二つの目的を持って購入するところから、当該機器を利用して録音録画が行われる可能性が高いこと等から、このような機器については対象に加えるべきであるという意見があった。

e 専用記録媒体以外の記録媒体

元々記録媒体は、録音録画に限らず、文書、写真等の静止画など様々な情報が記録できるものであり、録音録画機能はその記録機能の一部であるものが多い。

この記録媒体の取り扱いについても、前述した立場の違いにより何を対象にすべきかについて考え方の差があり、意見の一致に至っていない。

なお、録音録画機能を有する機器等は多種多様であり、以上の整理は代表的な機器等を念頭において整理化して検討を加えたものであり、個別の機器等についてはこれらの考え方を踏まえて、更に詳細な検討の上、判断されるべきである。

また、第3節2（3）イー ii の立場からは、著作権保護技術が使用されている録画源（例えばデジタル放送⁶⁴）を録画する機器及び記録媒体に

⁶⁴ デジタル放送における著作権保護技術については第4章第3節5参照。

については、対象機器等にはならないとすべきであるとする意見があった。

2 対象機器・記録媒体の決定方法

(1) 現行制度の問題点

文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）では、現行の政令指定方式については、

- ア 技術を指定する現行制度は、指定までの時間がかかりすぎて権利者の補償に欠けること
- イ 技術を指定する現行制度は、補償金を支払う消費者には理解できず、制度への理解を妨げる一因ともなっている。

の2点が問題点として指摘されている。

また、「1 対象機器・記録媒体の範囲について」で説明したように、現行制度の導入時には専用機器がほとんどであったものが、技術の発展に伴い、様々な機能を組み込んだ機器が開発普及しているという状況の変化がある。当時は分離型専用機器と専用記録媒体により録音録画される方法しかなかったので、現行制度は、主たる機能が録音（録画）機能であれば、その主たる用途は録音（録画）であることを念頭に制度設計されている。したがって、主たる用途の要件は、ある程度客観的な要件であり、政令上このような要件を定めたとしても運用上特に問題は生じなかった。

しかし、機器等の範囲については、前述したように立場の違いによって考え方が違いその範囲は決まっていないが、仮に専用機器だけでなく、それ以外の機能を有する機器等にも拡大する場合は、現行の政令指定方式で問題が生じないのかについて十分検証する必要がある。

更に、現在では記録装置を内蔵した一体型の機器も普及しており、この点からも現行の政令指定方式で問題ないのかどうかの検証も必要である。

(2) 見直しの要点

① 政令指定方式の見直し

政令指定方式は、法的安定性、対象機器等の特定の明確性の点で優れた制度であることは間違いなく、その方式を踏襲するという考え方を否定する必要はない。

ただし、文化審議会著作権分科会からの問題点の指摘を踏まえ、機器等の現状と対象機器の変更の課題も考慮して、次のような整理を行った。

ア 機器の現状に照らしてみれば、複数の機能を有する機器が増えており、どの機能が主要な機能かどうか又はある機能が附属機能かどうか疑わしいものも多くなっているところから、対象機器を決めるに当たっては、柔軟に対応できる仕組みが必要と考えられること

イ 指定方式を政令以外の方法にすると、利害関係者の意見が反映されずに一方的な指定が行われる危惧があるとすれば、対象機器等の指定の過程において、利害関係者の意見が反映されるような仕組みを作ることで、そのような危惧はなくなること

以上の点を踏まえ、次のような見直し方策があると提案され、基本的方向性はおおむね了承された。なお、この点については、基本的な方向性は了承するものの、具体的な制度設計を見た上で、制度の可否を判断したいという意見があった。

法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める。

- ・ なお、このような方法を採用した場合、一定の具体的基準（例えば技術、用途）を定めることとし、通常は当該基準に従えば、対象機器等が一義的に決まることになるが、対象になるかどうか紛らわしいものについて、評価機関での議論において、機器等の仕組み、利用実態等を考慮して判断するという仕組みとすることが望ましいという意見があった。

- ・ 公的な評価機関は、権利者、製造業者、消費者、学識経験者で構成され、そこで対象範囲が議論され、透明性が確保された決定プロセスにより審議されることになる。なお、これに対し、円滑な対象機器等の決定のため、評価機関は学識経験者で構成され、利害関係者からは必要に応じ意見を聞くことにとどめるべきであるとの意見があった。

② 特定の方法

技術による指定については、現行法制定当時と比べて録音録画技術は多様化する傾向にあり、新たな技術が市場に投入されることも多くなっているが、対象機器等の明確性という観点からは、技術を指定することは対象機器を特定するための重要な要素の一つであることは否定する必要はないと考えられることに異論はなかった。

ただし、現行制度は、分離型専用機器を前提として、一定の規格を有する磁気テープ、光磁気ディスク、光ディスク等の記録媒体への固定を想定した指定ぶりとなっているが、仮に一体型の機器についても対象にするとした場合、その記録技術の特定方法については、更なる工夫が必要であるとの意見があった。

次に、今後は用途の基準が重要になると考えられるが、現行の用途の基準については、先述したようにある程度客観的な要件として規定されているが、機器等の現状においては、録音録画機能が主たる用途かどうかの判断が難しくなっており、仮に用途要件を定めるとすれば、できるだけ紛れがないように詳細な要件を法令で規定することや、上記の方法のように最終的には関係者の合意で判断するような仕組みが必要と考えられるとの意見があった。

3 補償金の支払義務者

(1) 現行制度の問題点

現行制度は、利用者を支払義務者とし、機器等の製造業者等を協力義務者（補償金の支払の請求及びその受領に協力）としている。

文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）では、利用者が機器

等の購入時に一括して補償金を支払うという特例方式で実際は補償金が支払われている現行制度の下では、「実際に著作物の私的録音録画を行わない者も機器や記録媒体を購入する際負担することとなる」とした上で、「この問題を解消するための返還金制度もそもそも返還額が少額であり実効性のある制度とすることが難しい」とし、補償金の返還制度に対する問題点について指摘している。

現行制度は、第30条第2項により、利用者が私的録音録画を行ったときに権利者に補償金請求権を認めるという形式をとっているが、機器等の購入者のほとんどは私的録音録画をするということを前提にした制度であっても、機器等を購入したが当該機器等の使用期間中に私的録音録画を一切しなかった場合を完全に否定することはできないので、返還制度が設けられている。

返還制度は、以上のとおり補償金支払義務者を利用者としていることとの関係で設けられたものであり、返還制度の問題を解消するとすれば、補償金の支払義務者を誰にするかということに直結する問題として、制度設計を行う必要がある。

(2) 見直しの要点

支払義務者については、世界各国の制度と同様に私的録音録画に供される機器や記録媒体の販売によって利益を上げている製造業者等とすべきであるとする意見がある一方、録音録画を実際に行う利用者を支払義務者とする現行制度の考え方を維持すべきであるとの意見がある。

支払義務者の考え方を法律的に整理すると次のとおりである。

ア 現行制度における製造業者等の協力義務の内容を現状に照らして見ると、機器等の価格に補償金を上乗せし、それを購入者から徴収して、まとめて補償金管理協会に支払うという実際の補償金の流れを見れば、製造業者等は補償金管理協会に補償金の事実上の支払義務を負っているのと同じである。

イ 協力義務と支払義務の内容が、アの補償金の流れを法的に見れば補償金管理協会に補償金を支払う点で同じ（どちらの場合でも製造業者

等は補償金管理協会に対し金銭債務を負っている)だとすると、支払義務の問題は製造業者等の側の問題ではなくむしろ利用者に法律上の支払義務を課すべきかどうかの問題ということになる。

ウ 我が国では、購入者一括支払いの制度は特例制度とされているが、事実上利用者からは直接徴収できないので、利用者の支払義務は、形式的・理念的なものにすぎない。なお、製造業者等に支払義務を課している国においても、最終的には利用者が補償金を負担することとなることを否定しているわけではない。

エ なお、補償金は事実上利用者が負担するので、返還制度がない制度とすると現行制度より不公平が助長されるのではないかという意見がある。この点について、製造業者等が支払義務者である場合については、私的録音録画行為があったときに初めて金銭債務が発生するわけではないので、利用者は補償金支払済みの機器等、すなわち私的録音録画を適法にできる権利付きの機器等を購入したことになり、仮に購入者が私的録音録画を行わなかったとしてもその権利を行使しなかっただけであり、私的録音録画に使用される可能性が低い機器等を補償金の対象からはずすこと、補償金の額で調整することなどの工夫をすれば、必ずしも不公平にはならないと考えられる。

このような法律上の整理については、特にエに関して、民生用録音録画機器等が業務用等に利用される場合があること、実際に私的録音録画に使用しない利用者もいることなどから、消費者の返還請求権を奪うのは問題であり、返還制度をより利用しやすくする観点からの検討も必要ではないかとの意見があった。

法的な整理は、以上のとおりであるが、先述したように支払義務者の問題は、返還制度を実効性のあるものと見るかどうか、また対象機器等の範囲をどうするのかによって、結論が異なることになると思われるので、他の制度上の仕組みを検討する過程の中で更に検討を進める必要がある。

4 補償金額の決定方法

(1) 現行制度の問題点

現行制度における補償金の決定手続きに大きな問題点はないと思われるが、現行法制定当時と異なり、著作権保護技術により録音録画が一定の制限を受ける場合があることの影響度をどのように補償金に反映させるかという問題がある。

なお、補償金額は、認可申請前に関係者が意見交換を行い、合意又はほぼ合意された金額が申請される慣行があるが、事前に関係者間で意見交換することは制度化されていないところから、関係者の意見が制度上反映される仕組みが必要だという指摘がある。

(2) 見直しの要点

補償金額の決定に当たっては、著作権保護技術の影響度を補償金に反映できるようにすべきであることに異論はなかった。これは、「第3節4 著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案」のところで整理したように仮に補償金制度の必要のない社会状況が実現するとしても、そこに至る過程の中で補償金は減っていくはずであるから、そのことを制度上担保することは重要であると考えられるからである。外国法制においても、著作権保護技術の影響度を考慮することを法制化している国がある⁶⁵。

なお、著作権保護技術の影響度を補償金の額に反映するため、具体的にどのような仕組みにするかについては、具体的な制度設計を待つ必要があるが、いずれにしても権利者、製造業者、消費者等の関係者の意見が十分反映できる仕組みを考える必要がある。

契約に基づく私的録音録画や、プレイシフト、タイムシフトなどの要素は補償金額の決定にあたって反映させるべきであるとするところについてもおおむね異論はなかった。

⁶⁵ 例として、フランス著作権法の規定は以下のとおり。(仮訳：大山幸房氏による)

第311条の4 (略)

2 報酬の額は、記録媒体の型及びその記録可能時間に従って決定される。

3 その額は、消費者の慣行に基づき、第331条の5条にいう技術的手段の有効な使用の起こりうる影響を考慮する。

補償金の決定プロセスとして、補償金はその性質上原価というものが無いので、支払い側がどの程度までなら負担できるかということが重要な要素になるところから、事前の意見交換そのものがなくなることはあり得ず、認可申請に当たっては、関係者の意見を充分反映した案が提出されることは今後も期待されているところである。

なお、現行制度においては、申請された案は、文化審議会著作権分科会使用料部会（学識経験者で構成）の審議を経て、認可されることになっている。この方法では、補償金の額の決定が恣意的に行われる可能性は少なく、必要に応じて使用料部会で利害関係者の意見を聞くなどすることで手続きの透明性等は確保されるという意見がある一方、補償金額の決定にあたっては、著作権保護技術も考慮に入れながら、対象機器等の特定やその利用実態とも関連するので、2（2）で提案された「評価機関」で審議すべきであるとの意見があった。

5 私的録音録画補償金管理協会

（1）現行制度の問題点

現行制度は、現行法制定当時の機器等は録音用と録画用に完全に分かれていたこと、録音と録画では関係の権利者が異なる場合もあること等から、両者を完全に切り離れた形で制度設計をしているが、最近では同一の機器等において録音と録画ができる機器等も販売されていることから、同じ機器等に対し二つの団体から別々に補償金を請求する可能性が生じている。

補償金管理協会の事業の一つとして共通目的事業があるが、現行制度では、それぞれの協会が（現実には両協会で調整しているとはいえ）独自に事業を実施しているので、合理的、効率的な事業が実施できるのかという問題点の指摘もある。

（2）見直しの要点

同一機器等に対する二つの補償金管理協会からの別々の請求の回避、共通目的事業の合理的・効率的実施、管理経費の削減等を考えると、補償金管理協会は1つにすることで異論はなかった。

なお、補償金管理協会は両団体とも公益法人（社団法人）であるが、公益法人の合併は認められていないので、両団体を解散した上で、新たに法人を設立し、業務を引き継ぐ必要があること、公益法人改革の一環で公益法人制度が根本的に改められることとなっていること等から、補償金の徴収・分配業務が円滑に行くよう制度のあり方は十分検討する必要がある。

また、補償金請求権は、補償金管理協会が徴収分配機関として文化庁長官から指定された場合は、権利者の意向に関わりなく強制管理されることになっているので、現行制度と同様の制度設計であるときは、補償金管理協会は一つに限定されると考えられる。

6 共通目的事業のあり方

（１）現行制度の問題点

文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）では、「共通目的事業の内容が十分知られていない。また、権利者のみならず、広く社会全体が利益を受けるような事業への支出も見られる」との指摘があった。

（２）見直しの要点

補償金制度は包括的な制度であること、個々の利用者の録音録画の実態を詳細に把握することは事実上不可能であり、個々の権利者へ厳密な配分を行うことには限界があるので、権利者全体の利益に資するような共通目的事業を廃止する必要はないこととおおむね了承された。

事業内容については、法律によって、「著作権及び著作隣接権に関する保護に関する事業」と「著作物の創作の振興及び普及に資する事業」を実施することが定められているが、この範囲を更に限定する必要はないこととおおむね了承された。

なお、文化審議会著作権分科会の「権利者のみならず、広く社会全体が利益を受けるような事業への支出も見られる」との指摘であるが、

ア 特に振興普及事業については、一般に一つの事業について複数の目的

や効果を有するのは当然であることから、当該事業が法律の範囲内の事業かどうかは総合的に判断する必要があること

イ 振興普及事業については、我が国の文化の振興に資するための事業として位置づけられていることから、私的録音録画される可能性が高い一部の権利者のためだけに事業が実施されるのはかえって共通目的事業の制定趣旨を歪めることになり問題であること

などの意見があった。

また、共通目的事業の用途については社会的関心が高いと考えられるところから、事業の透明性を確保するため、事業内容の公開を義務付ける等の措置が必要と考える。また、事業の実施に当たっては、権利者、製造業者、消費者等の幅広い意見が反映できる仕組み作りが更に重要となる。

なお、共通目的事業の割合については、現行制度では二割となっており、おおむね適正な割合と考えられるが、正確な分配ができないこと等の理由からこの割合を引き上げるべきであるとの意見があった。

7 補償金制度の広報のあり方

(1) 現行制度の問題点

補償金制度の広報については、補償金管理協会が独自の事業を実施しているほか、製造業者等においても商品の説明書にその旨を記載するなどの方法により広報が実施されている。しかしながら、補償金制度の認知度は低く、これが補償金制度を分かりにくくしている大きな原因であると指摘されているところである。

(2) 見直しの要点

制度設計の仕組みに係わらず、消費者に補償金制度を十分説明し理解してもらうことが重要であることはいうまでもない。この制度に関する理解を進める事業については、補償金管理協会の役割が最も重要であると考えられるので、法律上補償金管理協会に補償金制度の広報義務を課し、その位置付けを明らかにする必要があると考えられることとおおむねの了承

を得た。

もともと、広報事業については、補償金管理協会だけの事業にとどまるわけではないので、関係の権利者団体、製造業者等、消費者団体等の幅広い関係者がこのような事業に積極的に協力する必要があるとの意見があった。

また、補償金がどのように徴収・分配されているかの内容を消費者に知らせることがより重要であるとの意見があった。

なお、広報に大きな予算を割くよりは他の有意義な事業を優先すべき等の理由から、広報事業の義務化に反対する意見があった。

各国の私的録音録画補償金制度

	ドイツ	フランス	オランダ	オーストリア
1. 許諾を得ずに私的複製が許容される範囲	<p>営利を目的とせず、明らかに違法に作成された原本が用いられない場合、私的使用を目的とした著作物の少量の複製を行うことができる。</p> <p>※国会で審議中の改正法案では、インターネット上で違法に提供されているものからの複製は、私的複製から除外することとしている。</p>	<p>私的使用を目的とし、集団的使用が意図されていない場合、著作物の複製を行うことができる。ただし、著作物の通常の利用を妨げる、または、作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない。</p>	<p>商業目的でなく、家庭内で、個人での使用や研究のみを目的として著作物の少量の複製を行う場合は、著作権の侵害とみなされない。</p>	<p>私的使用を目的とする場合、複製を行うことができる。</p>
2. 導入時期及び対象行為	1965年 録音及び録画	1985年 録音及び録画	1991年 録音及び録画	1980年 録音及び録画
3. 補償金制度の趣旨	<p>私的使用のために供される録音・録画用の機器・記録媒体を提供する製造業者等は、著作権侵害に寄与するものであり、その侵害につき連帯責任を負うべきものと考えられた。</p>	<p>音の分野における私的複製は、権利者がコントロールできない著作物の新しい利用方法であって、著作物の通常の利用を妨げ、かつ、作者の正当な利益を不当に害している行為といえるため、作者はこのような行為について補償を与えられなければならないと考えられた。</p>	<p>私的利用、研究、練習を目的とした利用に関して、著作権者に公正な支払(fair payment)がなされるべきと考えられた。</p>	<p>私的複製により作者が経済的に受ける不利益を補償するためのもの。私的複製により恩恵を受けるのは消費者であるが、消費者から補償金を徴収するのは困難なため、製造業者等が補償金を支払うとされている。</p>
4. 対象機器・記録媒体の範囲	<p>デジタル・アナログの録音・録画機器(一体型含む)及び記録媒体</p> <p>※ドイツ特許庁がパソコンを補償金の対象とすることを決定</p>	<p>デジタル・アナログの記録媒体(一体型機器に内蔵されたフラッシュメモリ又はハードディスク、外付けのメモリーカードを含む)</p> <p>※パソコンは対象とされていない</p>	<p>デジタル・アナログの記録媒体</p>	<p>デジタル・アナログの記録媒体(一体型機器に内蔵されたハードディスクを含む)</p> <p>※最高裁において、パソコンのハードディスクは補償金の対象とならないとされた。</p>
5. 対象機器・記録媒体の特定手続き	<p>法律の別表で定められているが、改訂は行われておらず、実際には、徴収団体と製造業者との交渉で決定。</p>	<p>権利者代表、製造業者・輸入業者代表、消費者代表、議長(国の代表)によって構成される委員会決定。</p>	<p>法務大臣により指名された私的複製協会及び製造業者からなる組織(SONT)で決定。</p>	<p>法律は技術的に中立な規定となっており、個別に特定はしていない。実際には、管理団体と製造業者との交渉で決定。</p>

		ドイツ	フランス	オランダ	オーストリア
6. 補償金額の決定手続き		<p>特約がない限り、法律の別表に定める額が適用されることになっている。アナログ機器・媒体は別表の規定によるが、デジタル機器・媒体は別表に存在しないため、製造業者との交渉で決定している。</p> <p>※補償金の額を全て交渉で決める制度に変更予定。改正案では、以下の要因を考慮すべきことを規定する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの程度私的複製に使われるか。 ・媒体の性質・性能 ・製造業者や輸入業者の負担 	<p>上記の委員会で決定。額は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1時間当たりの料率、 ②保護著作物の複製率、 ③記録時間を乗じて算定される。 	<p>法務大臣により指名された私的複製協会及び製造業者からなる組織(SONT)で決定。</p>	<p>管理団体が額を決めて、産業界の代表と協議し決定。不調の場合は特別仲裁手続きあり。</p>
7. 補償金の単価の例(2006年)	録音・デジタル・機器	2.56ユーロ	対象外	対象外	対象外
	録音・デジタル・媒体	MD/0.08ユーロ	1h/0.4373ユーロ	1h/0.42ユーロ	1h/0.18ユーロ
	録画・デジタル・機器	18.42ユーロ	対象外	対象外	対象外
	録画・デジタル・媒体	4.7GB/0.174ユーロ	1h/1.2577ユーロ	4.7GB/0.60ユーロ	1h/0.18ユーロ
8. 徴収額(2005年)※		約1億4,700万ユーロ(約205億8,000万円)	約1億5,500万ユーロ(約217億円)	約2,681万ユーロ(約37億5,340万円)	約1,763万ユーロ(約24億6,820万円)
9. 著作権保護技術の反映方法		<p>特になし。</p> <p>※改正案では、額の決定にあたりDRMの程度を考慮すべきとしている。</p>	<p>額の決定にあたり著作権保護技術を考慮することとされている。</p>	<p>法律の覚書にて、額の決定にあたり著作権保護技術の影響を考慮しなければならないとされている。</p>	<p>著作権保護技術が適用されている場合は権利者との合意ができていないとみなされ、証拠として契約書を提示すれば補償金が返還される。</p>
10. 著作権保護技術の実装に関する規制		<p>実装に関する規制はないが、私的複製等の権利制限規定に従い著作物が利用される場合、著作権保護技術を用いている権利者は、必要と認められる限度において、当該利用をし得るために不可欠な手段を提供する義務を負うとされている。</p>	<p>技術的措置規制機関が、私的複製等の例外措置を受益者から奪うことのないよう監視、必要な場合は調停等を行う。</p>	なし	なし
11. 支払義務者		製造業者・輸入業者 販売業者も連帯して責任を負う	製造業者・輸入業者	製造業者・輸入業者	製造業者・輸入業者 卸売・小売業者は保証人としての責任を負う

※ 徴収額の欄の日本円については、2005年末時点のレートで邦貨換算している。

	スペイン	アメリカ	カナダ
1. 許諾を得ずに私的複製が許容される範囲	私的使用を目的とする場合、複製を行うことができる。	複製一般について、フェアユースの要件を満たす限りにおいて複製を行うことができる。また、録音については、消費者が非商業的目的で音楽を録音することは著作権侵害として訴訟を提起できない。	複製一般について、調査や私的研究を目的とした複製を行うことができる。また、録音については、私的使用のために、音楽の著作物、実演、レコードを複製する行為は著作権の侵害にならない。
2. 導入時期及び対象行為	1987年録音及び録画	1992年録音	1998年録音
3. 補償金制度の趣旨	私的複製により本来権利者が受け取るべき使用料を補償するという性格を有すると考えられている。ただし、消費者から補償金を徴収するのは困難なため、製造業者等が補償金を支払うとされている。	本来、消費者が自ら使用した著作物の対価は自ら支払うべきと考えられるものの、市場が機能しないため、権利者への報酬を確保できるような補償金制度が存在する。消費者から補償金を徴収するのは困難なため、製造業者等が補償金を支払うとされている。	家庭内で行われる私的録音に対して権利者がコントロールを及ぼすことができないため、私的録音を許す代わりに報酬を受けることができることとした。
4. 対象機器・記録媒体の範囲	デジタル・アナログの録音・録画機器及び記録媒体 ※一体型オーディオ機器については、現在、政府で調整中。パソコンについては対象とされていない。	DAT、DCC、MDの録音機器・記録媒体	アナログ・デジタルの記録媒体 ※カナダ連邦控訴裁判所において、メモリー内蔵型デジタルオーディオレコーダーは対象とならないとされたが、再度、著作権委員会が追加を決定し、現在、異議申し立てを受け付けている。

		スペイン	アメリカ	カナダ
6. 補償金額の決定手続き		アナログの場合、一定額を法律上に明記。デジタルの録音録画機器・記録媒体の場合には、製造業者等と徴収団体との交渉を経てスペイン文化省と産業観光商務省が承認。決定の際には、 ・権利者が実際に被る損害 ・機器・記録媒体の使用程度 ・機器・記録媒体の容量 ・複製の品質 ・技術的保護手段の利用可能性、応用程度、効果 ・複製の保存期間 ・機器に適用される補償金相当額は一般的平均市場価格と経済的に釣り合うことを考慮に入れて補償金を決定する旨を規定している。	法律で一定率を規定	徴収団体であるCPCCの提案に基づきカナダ著作権委員会が決定。
7. 補償金の単価の例(2006年)	録音・デジタル・機器	0.6ユーロ	移転価格の2%	対象外
	録音・デジタル・媒体	0.36ユーロ	移転価格の3%	700MB/0.77加ドル
	録画・デジタル・機器	6.61ユーロ	対象外	対象外
	録画・デジタル・媒体	4.7GB/1.4ユーロ	対象外	対象外
8. 徴収額(2005年)※		約5,870万ユーロ (約82億1,800万円)	約1,433千ドル (約1億6,900万円)	約3,508万ドル (約35億4,300万円)
9. 著作権保護技術の反映方法		額の決定にあたり、著作権保護技術の利用可能性、応用程度、効果を考慮することとされている。	なし	なし
10. 著作権保護技術の実装に関する規制		なし	VOD、有料放送、DVD等からの複製を除き、家庭内の複製を制限する技術の使用を禁止。	なし
11. 支払義務者		製造業者・輸入業者 流通業者や卸売・小売業者は連帯責任を負う	製造業者・輸入業者	製造業者・輸入業者

※ 徴収額の欄の日本円については、2005年末時点のレートで邦貨換算している。

ベータマックス事件の概要

1. 事案の概要

テレビ番組について著作権を有する Universal City Studios, Inc (ユニバーサル) が、Sony Corp. of America (ソニー) に対し、ソニー製の VTR を使用してテレビ番組の録画をしている消費者の行為は著作権侵害であり、また、当該 VTR を製造して一般に販売している点でソニーも著作権侵害の責めを負うものであるとして、差し止め、損害賠償などを求めた事案。

家庭内の録画はフェアユースに該当し、著作権侵害にならないとした第一審の地方裁判所の判決は、第二審である控訴裁判所により逆転されたが、最高裁判所は控訴裁判所の判決をさらに逆転し、5対4の僅差でソニーの侵害を認めなかった。

2. タイムシフトとは

最高裁判決では、タイムシフトを「後で一度観るために番組を録画し、その後消去する方法」と定義している。

3. 各裁判所の判決の概要

(1) 地方裁判所

素材が一般公衆に無料で放送されている事実、利用の非営利性及びその全てが家庭の内部で行われる行為の私的な性質を強調し、著作権のある著作物の全体が録画されたときでも、「原告のオリジナルな作品」の市場の減少を伴うものではない」として、この複製をフェアユースとみなした。

また、仮に VTR のホームユースが侵害にあたる利用であるとしても、ソニーは、そのような利用を行うベータマックスの購入者とは直接の関係がなく、寄与侵害の責任を負わないとした。

(2) 控訴裁判所

地方裁判所の判決を破棄。VTR のホームユースは「生産的利用」ではないので、フェアユースにはあたらないと結論。VTR によって可能になった大量複製の累積的効果がユニバーサルの著作物の潜在的市場を減少させる傾向にあることが明らかになったと考えられると述べている。

また、著作権のある素材の複製は VTR の「最も顕著な利用方法」であり、「主要な利用方法」でもあるから、ソニーは、家庭での所有者の侵害行為を知っていることについて責任があるとした。

(3) 最高裁判所

地方裁判所の判決を支持。著作物の無料放送に許諾を与える著作権者の大多数は、視聴者が私的な範囲で放送をタイムシフトすることに対して異議を申し立てない可能性が高いことをソニーが立証したこと、また、タイムシフトがその著作権のある著作物の潜在的市場又は価格に少くない損害を与える可能性があることをユニバーサルが立証しなかったことをもって、ソニーのVTRは侵害でない利用が相当程度に可能であり、ソニーによる一般公衆へのこのような機器の販売は、ユニバーサルの著作権の寄与侵害にはならないと判断した。

判決では、フェアユース及び寄与侵害について、以下のような考えが述べられている。

- ・ フェアユース条項は、裁判所が「衡平法上の合理の原則」に従った分析を特定の侵害クレームに対し適用することを可能にする様々な要素を明らかにしている。地方裁判所は、家庭内での利用を目的としたタイムシフトは非商業的、非営利と評価されるべきと判断したので、そのような利用は公正（フェア）であると推定するのが適切である。さらに、テレビ放送される映像著作物の性質と、タイムシフトが全て無料で視聴するよう勧められている作品を視聴者が見ることが可能にしているだけであることを考慮すると、作品全体が複製されるという事実は、フェアユース認定にあたり不利に作用しない。さらに、著作物の潜在的市場や価値に対する影響を考慮することが必要だが、そのような影響を証明できない利用を、創作者の創作意欲を守るために禁止する必要はない。そのような禁止は、反対利益なくアイデアに対するアクセスを禁止することになる。非営利的な利用の場合、その利用が有害であること、あるいはその利用態様が広く普及した場合に、将来損害が発生することについての、ある程度意味ある可能性を、優位な証拠をもって証明することが必要だが、ユニバーサルはその責任を果たさなかった。また、地方裁判所の結論は、タイムシフトが無償のテレビ番組に対する公衆のアクセスを拓げる限りにおいて公共の利益をもたらすことによっても裏づけられる。公共の利益にも制限がないわけではないが、この事実は、私的なタイムシフトを連邦法違反とするにあたっては著作権者の挙証が求められるというフェアユース概念の解釈を支持するものである。これらの要素を全て「衡平法上の合理の原則」のバランスに照らして評価すれば、裁判記録は、家庭内タイムシフトはフェアユースであるとの地方裁判所の結論を十分に支持するものであると我々は結論づけなければならない。
- ・ 控訴裁判所は、「衡平法上の合理の原則」に従った分析をこの裁判で採用しないことを選択し、代わりに、フェアユースの類型はすべて「生産的利用」でなければならないと推定したため、単にスケジュールコンフリクトのために逸してしまう情報やエンタテインメントを得ることを可能にするためのテレビ番組の複製はフェアユースになり得ないと結論づけた。しかし、そのフェアユースの理解は誤りである。議会は、フェアユースの分析にあ

たり利害のバランスを慎重にとるよう指示しただけであり、生産的な利用か非生産的な利用かは、バランスを量る助けになるかもしれないが、決定的な要素ではあり得ない。

- 本件でソニーに寄与侵害責任を課すとすれば、それは、使用者が許可なく著作物を録画するであろうことを知っていたと推定されるのにベータマックスを販売したという理由でなければならないが、著作権法上、そのような理論で責任を認めた先例はない。しかし特許法に先例が存在し、法制的歴史的緊密さに鑑み、これらを参照するのが適切である。特許法上、寄与侵害は明文をもって定義されている。それは特定の特許に関して使用するために特別に作られた部品を、そうと知って販売した場合に限定されている。他の特許にも使える場合を含まない。また、「相当の正当使用に適した有用商品 (staple article of commerce) の販売は寄与侵害に当たらない。」と明記している。従って判例は、その特許を使用する以外に用途がない場合にのみ寄与侵害を認めてきた。著作権法と特許法は異なるが、寄与侵害について共通の基礎がある。従って、複製機の販売も、他の有用商品と同様、それが広く合法的で意義のない目的に使用されているか、あるいはその可能性さえあれば寄与侵害とはならない。

なお、Bluckmun 裁判官は次のような少数意見を述べ、3名の裁判官がこれに同意している。

- 家庭での視聴のために録画を行うことは、著作物の生産的利用ではなく、むしろ通常の利用である。非生産的利用であっても、当該利用が著作物の著作物の価値又は市場に影響を及ぼさない場合があることは認めるが、「小さな侵害の個々の事例が多数重なると、全体としては防止しなければならない重要な著作権侵害になる」ことも考慮し、通常の利用について著作者から保護を奪う場合には、裁判所は慎重になる必要がある。
- 少なくとも提案される利用が非生産的なものであるときは、著作権者は、著作物の市場又は価値に関する損害の可能性のみを証明すれば足りる。新テクノロジーが現に損害を及ぼしていないことを理由に、著作権の保護を否定されるべきではない。VTR録画は映画館での上映やビデオテープの販売等を通じて作品を市場に出しうる可能性を減少させ、また、そのライセンスの料金を減少させる可能性がある。タイムシフトが著作物の「潜在的市場」に相当の不利な影響を与えているのは地方裁判所の記録及び認定から明らかであり、したがって、タイムシフトはフェアユースにあたらな
- 放送からの録画はベータマックスに関する予測可能な利用であるばかりか、意図された利用でもある。放送からの録画が著作権侵害である場合は、ソニーはベータマックス利用者の侵害行為を誘引し、侵害行為に実質的に寄与したといえる。

主要な諸外国の私的録音録画補償金制度に関する規定 (邦訳及び原文)

1. ドイツ著作権法

①私的複製の取り扱い

第 53 条 私的及びその他の自己の使用のための複製

- (1) 自然人が、私的使用のために、支持物には係わらず著作物を少量複製することは、その複製が直接的であるか又は間接的であるかを問わず営利を目的としない場合であって、その複製のために明らかに違法に製作された原本が用いられないものと認められるときは、許される。この複製について権限を有する者は、複製が無償で行われ、又は複製が任意の写真製版の方法その他類似の効果を有する方法を用いて紙若しくは類似の支持物に行われるものと認められる場合には、その複製物を他人に製作させることもできる。

(以下略)

§ 53 Vervielfältigungen zum privaten und sonstigen eigenen Gebrauch

- (1) Zulässig sind einzelne Vervielfältigungen eines Werkes durch eine natürliche Person zum privaten Gebrauch auf beliebigen Trägern, sofern sie weder unmittelbar noch mittelbar Erwerbszwecken dienen, soweit nicht zur Vervielfältigung eine offensichtlich rechtswidrig hergestellte Vorlage verwendet wird. Der zur Vervielfältigung Befugte darf die Vervielfältigungsstücke auch durch einen anderen herstellen lassen, sofern dies unentgeltlich geschieht oder es sich um Vervielfältigungen auf Papier oder einem ähnlichen Träger mittels beliebiger photomechanischer Verfahren oder anderer Verfahren mit ähnlicher Wirkung handelt.

(以下略)

②補償金制度と支払義務者

第 54 条 録画及び録音の方法による複製に対する報酬の義務

- (1) 著作物の種類に照らし、その著作物が、前条第 1 項又は第 2 項に基づき、放送を録画物若しくはレコードに収録することにより、又は一の録画物若しくはレコードから他の録画物若しくはレコードに再製することにより複製されることが見込まれる場合には、その著作物の著作者は、次の各号に掲げる物であって、明らかにそのような複製を行うよう特定されたものの製造者に対して、その物の譲渡によって生じた当該複製が行われる可能性について、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。

1. 機器

2. 録画用又は録音用記録媒体

この機器又は録画用若しくは録音用記録媒体を、この法律の適用領域に業として輸入し若しくは再輸入する者、又はそれらを販売する者は、製造者とともに連帯債務者として責任を負う。販売者が暦年の半年間に仕入れるものが、録画用又は録音用記録媒体の場合にあってはその再生時間が 6000 時間を満たさず、かつ、機器の場合にあっては 100 台を満たさないときは、その者は、責任を負わないものとする。

(以下略)

§ 54 Vergütungspflicht für Vervielfältigung im Wege der Bild- und Tonaufzeichnung

(1) Ist nach der Art eines Werkes zu erwarten, daß es durch Aufnahme von Funksendungen auf Bild- oder Tonträger oder durch Übertragungen von einem Bild- oder Tonträger auf einen anderen nach § 53 Abs. 1 oder 2 vervielfältigt wird, so hat der Urheber des Werkes gegen den Hersteller

1. von Geräten und

2. von Bild- oder Tonträgern,

die erkennbar zur Vornahme solcher Vervielfältigungen bestimmt sind, Anspruch auf Zahlung einer angemessenen Vergütung für die durch die Veräußerung der Geräte sowie der Bild- oder Tonträger geschaffene Möglichkeit, solche Vervielfältigungen vorzunehmen. Neben dem Hersteller haftet als Gesamtschuldner, wer die Geräte oder die Bild- oder Tonträger in den Geltungsbereich dieses Gesetzes gewerblich einführt oder wiedereinführt oder wer mit ihnen handelt. Der Händler haftet nicht, wenn er im Kalenderhalbjahr Bild- oder Tonträger von weniger als 6.000 Stunden Spieldauer und weniger als 100 Geräte bezieht.

(以下略)

③補償金額の決定方法

第54d条 報酬額

- (1) 第54条第1項並びに第54a条第1項及び第2項に基づく相当なる報酬として、別段の合意がなされないかぎり、別表に定められた基準額が、適用される。
- (2) 第54a条第2項に基づき操作者が一括して義務を負うべき報酬の額は、諸般の事情に照らし、とりわけその設置の場所及び通常の使用に照らし推定される機器の使用の態様及び範囲を基準として、算定するものとする。

§ 54d Vergütungshöhe

- (1) Als angemessene Vergütung nach § 54 Abs. 1 und § 54a Abs. 1 und 2 gelten die in der Anlage bestimmten Sätze, soweit nicht etwas anderes vereinbart wird.
- (2) Die Höhe der von dem Betreiber nach § 54a Abs. 2 insgesamt geschuldeten Vergütung bemißt sich nach der Art und dem Umfang der Nutzung des Gerätes, die nach den Umständen, insbesondere nach dem Standort und der üblichen Verwendung, wahrscheinlich ist.

2. フランス著作権法

①私的複製の取り扱い

122-5条1項

著作物が公表された場合には、著作者は、次の各号に掲げることを禁止することができない。

(1) 略

(2) 複写する者の私的使用に厳密に当てられる複写又は複製であって、集団的使用を意図されないもの。ただし、原著作物が創作された目的と同一の目的のために使用されることを意図される美術の著作物の複写及び122-6-1条に規定する条件において作成される保全コピー以外のソフトウェアの複写並びに電子データベースの複写又は複製を除く。

(略)

9項 (中略)

本条に列举された例外は、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない。

Article L122-5

Lorsque l'oeuvre a été divulguée, l'auteur ne peut interdire :

(略)

2° Les copies ou reproductions strictement réservées à l'usage privé du copiste et non destinées à une utilisation collective, à l'exception des copies des oeuvres d'art destinées à être utilisées pour des fins identiques à celles pour lesquelles l'oeuvre originale a été créée et des copies d'un logiciel autres que la copie de sauvegarde établie dans les conditions prévues au II de l'article L. 122-6-1 ainsi que des copies ou des reproductions d'une base de données électronique;

(中略)

9° (中略)

Les exceptions énumérées par le présent article ne peuvent porter atteinte à l'exploitation normale de l'oeuvre ni causer un préjudice injustifié aux intérêts légitimes de l'auteur.

②補償金制度と支払義務者

第311-1条

レコード又はビデオグラムに固定された著作物の著作者及び実演家並びにこれらのレコード又はビデオグラムの製作者は、第122-5条第2号及び第211-3条第2号に定める条件において行われるその著作物の複製に対して報酬請求権を有する。

Article L311-1

Les auteurs et les artistes-interprètes des oeuvres fixées sur phonogrammes ou vidéogrammes, ainsi que les producteurs de ces phonogrammes ou vidéogrammes, ont droit à une rémunération au titre de la reproduction desdites oeuvres, réalisées dans les conditions mentionnées au 2° de l'article L. 122-5 et au 2° de l'article L. 211-3.

(以下略)

第311-4条

第311-3条に規定する報酬は、レコード又はビデオグラムに固定された著作物の私的使用のための複製に使用することができる記録媒体の製造者又は輸入者によって、それらの媒体のフランスにおける頒布の時に支払われる。

Article L311-4

La rémunération prévue à l'article L. 311-3 est versée par le fabricant, l'importateur ou la personne qui réalise des acquisitions intracommunautaires, au sens du 3^o du I de l'article 256 bis du code général des impôts, de supports d'enregistrement utilisables pour la reproduction à usage privé d'oeuvres, lors de la mise en circulation en France de ces supports.

(以下略)

③補償金額の決定方法

第311-4条

2 報酬の額は、記録媒体の型及びその記録時間によって決定される。

Article L311-4

(略)

Le montant de la rémunération est fonction du type de support et de la durée d'enregistrement qu'il permet.

(略)

第311-5条

記録媒体の型、報酬の料率及びその支払い条件は、国の代表を委員長とし、その他報酬請求権の受益者を代表する団体が指名する半数の者、前条第1項に定める記録媒体の製造者又は輸入者を代表する団体が指名する4分の1の者及び消費者を代表する団体が指名する4分の1の者で構成される委員会によって決定される。

(以下略)

Article L311-5

Les types de support, les taux de rémunération et les modalités de versement de celle-ci sont déterminés par une commission présidée par un représentant de l'État et composée, en outre, pour moitié, de personnes désignées par les organisations représentant les bénéficiaires du droit à rémunération, pour un quart, de personnes désignées par les organisations représentant les fabricants ou importateurs des supports mentionnés au premier alinéa du précédent article et, pour un quart, de personnes désignées par les organisations représentant les consommateurs.

(以下略)

3. イギリス著作権法

①私的複製の取り扱い

(研究及び私的学習)

第29条

- (1) 研究又は私的学習を目的とする文芸の著作物(データベースを除く。)又は演劇、音楽若しくは美術の著作物の公正利用は、著作物の、又は発行された版の場合には印刷配列の、いずれの著作権をも侵害しない。
(以下略)

Research and private study.

29.—(1) Fair dealing with a literary, dramatic, musical or artistic work for the purposes of research or private study does not infringe any copyright in the work or, in the case of a published edition, in the typographical arrangement.

(以下略)

(タイム・シフトを目的とする録音・録画)

第70条

放送又は有線番組をより都合のよい時に見又は聞くことを可能とすることのみを目的として放送又は有線番組の録音・録画物を私的及び家庭内の使用のために作成することは、その放送若しくは有線番組又はそれに挿入されているいずれの著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

Recording for purposes of time-shifting.

70 The making for private and domestic use of a recording of a broadcast or cable programme solely for the purpose of enabling it to be viewed or listened to at a more convenient time does not infringe any copyright in the broadcast or cable programme or in any work included in it.

4. アメリカ著作権法

①私的複製の取り扱い

第107条 排他的権利の制限：フェア・ユース

第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記の全ての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

§107.Limitations on exclusive rights: Fair use³⁸

Notwithstanding the provisions of sections 106 and 106A, the fair use of a copyrighted work, including such use by reproduction in copies or phonorecords or by any other means specified by that section, for purposes such as criticism, comment, news reporting, teaching (including multiple copies for classroom use), scholarship, or research, is not an infringement of copyright. In determining whether the use made of a work in any particular case is a fair use the factors to be considered shall include —

- (1) the purpose and character of the use, including whether such use is of a commercial nature or is for nonprofit educational purposes;
- (2) the nature of the copyrighted work;
- (3) the amount and substantiality of the portion used in relation to the copyrighted work as a whole; and
- (4) the effect of the use upon the potential market for or value of the copyrighted work.

The fact that a work is unpublished shall not itself bar a finding of fair use if such finding is made upon consideration of all the above factors.

第108条 特定の侵害訴訟の禁止

本編において、デジタル録音装置、デジタル録音媒体、アナログ録音装置もしくはアナログ録音媒体の製造、輸入もしくは頒布に基づく著作権の侵害、またはデジタル音楽録音物もしくはアナログ音楽録音物を作成するためのかかる装置もしくは媒体の消費者による非商業的利用に基づく著作権の侵害を主張する訴訟は、これを提起することができない。

§108.Prohibition on certain infringement actions

No action may be brought under this title alleging infringement of copyright based on the manufacture, importation, or distribution of a digital audio recording device, a digital audio recording medium, an analog recording device, or an analog recording medium, or based on the noncommercial use by a consumer of such a device or medium for making digital musical recordings or analog musical recordings.

②補償金制度と支払義務者

第1003条 使用料支払の義務

(a) 輸入および製造の禁止

何人も、本条に定める表示を記録し、その後計算書および第1004条に定める装置または媒体に対する使用料を納付しなければ、デジタル録音装置またはデジタル録音媒体を輸入して頒布し、または製造して頒布してはならない。

(以下略)

§ 1003. Obligation to make royalty payments

(a) Prohibition on Importation and Manufacture. - No person shall import into and distribute, or manufacture and distribute, any digital audio recording device or digital audio recording medium unless such person records the notice specified by this section and subsequently deposits the statements of account and applicable royalty payments for such device or medium specified in section 1004.

(以下略)

③補償金額

第1004条 使用料の支払

(a) デジタル録音装置

(1) 支払金額

合衆国に輸入されかつ頒布され、または製造されかつ合衆国内で頒布された各デジタル録音装置につき、第1003条に基づき支払うべき使用料の額は、移転価格の2パーセントとする。当該装置を最初に製造頒布し、または輸入頒布した者のみが、当該装置につき使用料を払う義務を負う。

(以下略)

(b) デジタル録音媒体

合衆国に輸入されかつ頒布され、または製造されかつ合衆国内で頒布された各デジタル録音媒体につき、第1003条に基づき支払うべき使用料の額は、移転価格の3パーセントとする。当該媒体を最初に製造頒布し、または輸入頒布した者のみが、当該媒体につき使用料を払う義務を負う。

§ 1004. Royalty payments²

(a) Digital Audio Recording Devices. -

(1) Amount of payment. - The royalty payment due under section 1003 for each digital audio recording device imported into and distributed in the United States, or manufactured and distributed in the United States, shall be 2 percent of the transfer price. Only the first person to manufacture and distribute or import and distribute such device shall be required to pay the royalty with respect to such device.

(以下略)

(b) Digital Audio Recording Media. - The royalty payment due under section 1003 for each digital audio recording medium imported into and distributed in the United States, or manufactured and distributed in the United States, shall be 3 percent of the transfer price. Only the first person to manufacture and distribute or import and distribute such medium shall be required to pay the royalty with respect to such medium.

<条文訳>

- ・山本隆司、増田雅子共訳「外国著作権法令集（29）アメリカ編」、（社）著作権情報センター、2000年7月
- ・大山幸房「外国著作権法令集（34）イギリス編」、（社）著作権情報センター、2004年7月
- ・井奈波朋子（弁護士・インフォテック法律事務所）（2006年改正箇所 暫定訳）
- ・大山幸房「外国著作権法令集（30）フランス編」（社）著作権情報センター、2001年3月
- ・本山雅弘「外国著作権法令集（37）ドイツ編」、（社）著作権情報センター、2007年3月

文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会委員名簿（平成19年9月現在）

	石井 亮平	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター 著作権・契約部長
	井田 倫明	社団法人日本記録メディア工業会 著作権委員会委員長
	大寺 廣幸	社団法人日本民間放送連盟事務局次長
主査代理	大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	華頂 尚隆	社団法人日本映画製作者連盟事務局次長
	亀井 正博	社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会著作権専門委員会委員長
	河村真紀子	主婦連合会副常任委員
	小泉 直樹	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	河野 智子	社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会著作権専門委員会副委員長
	小六禮次郎	作曲家、日本音楽作家団体協議会常任理事
	椎名 和夫	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター運営委員
	津田 大介	IT・音楽ジャーナリスト
	筒井 健夫	法務省民事局参事官
	土肥 一史	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	苗村 憲司	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授
主査	中山 信弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	野原佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	生野 秀年	社団法人日本レコード協会専務理事
	松田 政行	弁護士、中央大学法科大学院客員教授
	森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

（以上20名）

文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会審議経過

- 第1回 平成19年3月27日
- ・私的録音録画補償金にかかる経緯について
 - ・私的録音録画問題に関する検討の進め方について
- 第2回 平成19年4月16日
- ・ファイル交換実態調査等の報告
 - ・制度の枠組みについて
- 第3回 平成19年5月10日
- ・レンタル業界からのヒアリング
 - ・制度の枠組みについて
- 第4回 平成19年5月31日
- ・制度の枠組みについて
- 第5回 平成19年6月15日
- ・制度の枠組みについて
- 第6回 平成19年6月27日
- ・制度の枠組みについて
- 第7回 平成19年7月11日
- ・制度の枠組みについて
- 第8回 平成19年7月26日
- ・制度の枠組みについて
- 第9回 平成19年8月8日
- ・制度の枠組みについて
- 第10回 平成19年8月24日
- ・制度の枠組みについて
- 第11回 平成19年9月5日
- ・制度の枠組みについて
- 第12回 平成19年9月13日
- ・中間整理（案）について
- 第13回 平成19年9月26日
- ・中間整理（案）について



コピーOK 障害者OK 学校教育OK www.bunka.go.jp/jiyuriyo

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

これらのマークは、本書中に掲載しているすべての著作物のうち、文化審議会著作権分科会又は文化庁に著作権の帰属するものを対象とするものです。